

様、心配可致事。

一大谷庄三郎義、屹度憤發、聊も不省他、如鬼神相成候て、飽迄も立入、諸事實地に取計候様、厚致配意、精々引入可申事。

一探索心得方之義は、陣中斥候之心得を以、實地相探り、當家政道之助けとも相成候義を、専務と心掛、厚盡力可致精勤事。

一當家受嫌疑候義は、勿論、危難不來様、少も無油斷、常々深淵薄氷之心得を以、萬事相慎、當家心得に相成候義は、尙更、當家に拘り候義を第一として、無抜目、能々致探索候義、肝要之事。

一諸事、起元之實行に心を附、能々可致探索事。

一時勢未發之見度、肝要に付、當時、長防之事而已に流れ候へ共、専務之義は、後來天下之形勢、運轉之所に心を用ゐ、是より先き、幕府へ人心之向背、且、各藩之心中等、巨細に相探り、當家之益に相成候様、精々致心配、聊因循に不流様、吳々實用之所、急務にして、可致精勤候事。

一濱田、雲州、因州は、山陰道近國之事に付、別て實情を以、因みを厚くし、右三藩情態、可致探索事。

一長防之御所置、且當節、公武諸藩之摸様、能々探索可致事。

一此先き、長防斷然之御所置、被仰出候節、其趣に寄、當家より伺、又は存念申出候次第も可有之、尤、差向候事は、摸様に寄、京地詰之心得を以、何等取計可申事。

一天下運轉之形勢に付、孰れへも不片寄、正邪共、各藩へ程克仕向置候方可然、尙薩藩は、情態不被計、後來之見度難立、依ては今より不廉立、附合、親を結置候方可然候間、無抜目、心配、程能仕向可申事。

右は、此度登京申付候に付、心得迄に及沙汰置候間、吳々も心配、致精勤、吳候様、頼入候。尙探索之廉は、當家差急候義は、急速可申越は、勿論、其餘、探索之摸様、時々可申越候。乍大義、當家之爲、何分にも出精相勤可申候。極密申聞候事に付、他へ不洩様、秘し可申候事。乙第十一號

三月十六日、加藤順造ヲ、廣島ニ遣ハシ、神野務ト共ニ事務ニ從ハ、シム。諸

是月、令ヲ傳ヘテ、藩中、孝弟奇特ノ行爲アル者ヲ錄上セシム。

孝心奇特之者、申出之義は、兼て一統承知之事に候所、當年之義は、思召も有之、右

孝弟奇特者ヲ
錄上セシム

等の者は勿論其餘、常々格別に心得方奇特之向、御尋被仰付候間、及見聞候義も有之候はゞ、近隣申談、四月中に、以書付可被相届候。

右之趣、番傳を以可申達旨、被仰出候條、可被得其意候。以上。

三月。大目付。慶二卯。
四月十八日、侯旨ヲ羽田多橘ニ授ケテ、長門藩ニ遣ハシ、將來一層薩摩藩ト親交シ、冤枉ヲ伸ブルノ策ヲ勸メ、兼テ善隣ノ好ヲ厚クス。

是ヨリ先、幕府ハ、長門藩ヲ忌ムコト酷シク、既ニ、三老臣ヲ斬リテ、謝罪ノ實舉リシニモ拘ラズ、強テ、毛利侯父子ヲ廣島ニ徵致シテ、罪名ヲ宣告シ、父子ヲ蟄居セシメ、其十萬石ヲ削リ、公子、興丸ヲシテ、家名ヲ繼ガシメント欲シ、曩ニ招換セラレテ、廣島滯在中ナル、宍戸備後介へ、左ノ命令書ヲ附シ、若シ應ゼザレバ、四境ヨリ兵ヲ進メテ、討伐セントス。後又、故ナクシテ、備後介、及、小田村素太郎等ヲ拘留ス。長門藩、倍々憤激ス。勤王編 参照

幕府毛利侯父子及其支族ヲ廣島ニ招致シテ罪名ヲ宣告セントス

毛利大膳家老 宍戸備後助

毛利大膳、毛利長門、並長門總領興丸へ、相達候義有之候間、來る廿一日迄に、廣島表へ可罷出候。若病氣候はゞ、末家、並一門之内、爲名代可差出候。右之段早々罷歸、大膳始へ可申達候。 四月

毛利 左京、毛利 淡路、毛利 讃岐、吉川 監物、

本家、大膳父子、並長門總領へ、申渡旨有之に付、先達て其方へ、相達儀有之、廣島表へ可被罷出旨、相達置候儀に付、若病氣候共、押ても、來る廿一日迄に、可被致出候。尤、押ても難罷出候はゞ、重臣之内一人、可被差出候。

毛利 大膳へ、毛利大膳家老 宍戸 備前、毛利 筑前、

右之者共へ、相達儀有之候間、廣島表へ可差出旨、先達て相達置候處、若病氣候共、押て、來る廿一日迄に、罷出候様、可被申付候。 四月。

龜井隱岐守へ

毛利大膳父子、御裁許之儀に付、末家、毛利左京、毛利淡路、毛利讃岐、並吉川監物、大

藤家老、宍戸備前、毛利筑前、廣島表へ罷出候様、先達て相達候處、いまた出藝之模
様も不相分候に付ては、猶亦、別紙之通、松平安藝守を以相達候間、此段爲心得相
達候。四月。

別紙相達候期限に至り、萬一名代も不差出候は、御裁許違背よりも其罪重く
候に付、速に御討入可相成候間、兼て其心得にて、差圖相待候様可被致候。

四月

是月、長門藩ノ事情、日ニ切迫シテ、人心穩ナラズ、由テ有司ニ命ジ
テ藩士ヲ戒飭ス。

時勢日ニ切迫
ス有司ニ命ジ
テ藩士ヲ戒飭
ス

長州一件、次第期限及切迫候處、今以、進退等之確報も無之候へ共、何れ差違候事
にも可立至歟、就ては、心得方嚴重、可被仰付之處、先年以來、格別に御世話被爲在、
於一統も、無油斷手當旁行届候義に付、只今にて、別段被仰出は無之候間、御趣意
之旨、厚奉恐察、不流遊惰様、愈諸稽古被相勵、御差圖次第速に出張之心掛、肝要之
事に候、猶斯形勢に付ては、種々街説可有之共、必動搖有之間敷候。

右之趣、可相觸旨、被仰出候條、可被得其意候、支配有之面々へは、頭々より、又者へ
は、主人より、手堅可被申付候以上。

四月

大目付、慶二仰

平目付長谷川
久三郎津和野
ニ入ル

五月十日、山路彦左衛門、福羽幸十郎ヲ濱田ニ遣ハシ、同所滞在ノ、
幕府軍目付、長谷川久三郎ニ面接セシム。久三郎將ニ津和野ニ入
ラントスルノ旨ヲ言フ。彦左衛門等、其機ニ非ルヲ以テ、止ムレド
モ聽カズ。尋テ濱田ヲ發シ、十四日、管内、美濃郡、横田村ニ次ス。藩士、
磯江克藏、兵ヲ率テ横田村ニ至リ、非常ヲ警シム。復々使ヲ派シテ、
淹留セントス。又聽カズ。十六日、竟ニ津和野ニ入り、永明寺ニ館ス。
略議、是時、長門藩ニテハ、曩ニ幕府ガ、五月廿一日ヲ期トシテ、毛利
侯父子並ニ、支族、老臣等ヲ招致シテ、處罰セントスルノ報ヲ得、固
ヨリ之ニ應ズルノ意無ク、兩國ヲ賭シテ、存亡ヲ一戦ニ決セント
スルモノナリ。然レドモ、我ヨリ事端ヲ開クノ不利ナルヲ知ルガ
故ニ、一門ノ老臣、吉川監物ヲシテ、延期ヲ申請シ、幕府ハ僅ニ之ヲ
容レ、若シ其期ニ至リ、尙ホ應ゼザラバ、六月五日ヲ以テ、四境ヨリ

進撃セント、由テ此旨ヲ令達セリ。

龜井隱岐守へ

昨十九日、吉川監物より差出候書面、並松平安藝守へ相達候書付共、寫二通相達候間、得其意來る廿九日期限に至り、請書不差出節は、問罪之師被差向候間、彌來月五日、諸手一同、討入候様可被致候。尤、請書差出候は、速に相達可有之候。

五月。

松平安藝守へ

毛利大膳父子、御裁許申渡、右請書差出候期限、差延候義難相成筈に候へ共、此度、吉川監物差出候書面之趣、無餘義相聞候願之通來る廿九日迄、猶豫之義承届候。萬一、右期限迄請書不差出節は、即御裁許違背に付、速に問罪之師御差向被成候間、此段可被相達候。五月。

本家、毛利大膳父子、御裁許、並末家中へ被仰渡之趣、去朔日、於廣島表、末家名代之者へ御達御座候段、彼是奉恐入候。然に、閩國士民之情狀、中々、以、私式容易に説諭行届候義無覺束次第は、已に、名代共よりも中上候由に候へ共、尙毛利左京始へ、申合度義も御座候處、名代之者歸邑懸、途中不都合之義も有之、漸此節罷歸候旁、

道路懸隔之場處柄、迅速申談之都合難出來、甚以痛心罷在候。就ては、不取敢私より御願申出候間、微衷之程御亮察被成下、此上奉恐入候へ共、當月廿日迄之御期限、何卒格別之御沙汰を以、當月廿九日迄、御猶豫被仰付被下候様、公邊向へ宜御取成之程、偏に奉歎願候以上。

五月十八日。

吉川 監物。 丙三十三號

同十九日、長門藩ハ、幕軍ノ漸ク國境ニ逼ルコトヲ偵知シ、特使ヲシテ書ヲ我藩ニ致シ、告ゲテ曰ク。幕兵ノ城邑ニ入ルコトヲ謝絶シ、一、市民ノ鎮撫ニ力ヲ用キルノ得策ナルコトヲ勸ム。蓋シ、本藩ガ積年ノ交誼ニ酬ユルノ好意ナリ。 略綱。

一筆致啓上候。梅雨之節御座候處、彌御堅固被成御勤、珍重存候然者、先達而以來、弊藩之儀に付ては、幕府之御情實如何哉か、不奉存候へとも、兼て御承知被成候通、國境近く、御軍勢被差向、就中、被仰達之旨有之に付、主人父子名代として、宍戸備後介、藝州へ差出、小田村素太郎と申者、附添置候處、過る九日、幕府御役々、御軍裝にて、隊長等被召連、備後介旅宿へ御出相成、右兩人共、御不審筋有之、安藝守様

へ被成御預候段被申渡此等も如何之御筋合に候哉何共驚入候次第にて舉國不堪憤激之至假初にも右様兵力を以て御取掛り相成候へは此後之御處置も疾に相察御領地へも關東軍勢不遠内出張可致に付ては國境にて致守禦候手等に御座候へとも地形に依り無餘儀引退き或は進出候ものも可有之候間豫御合迄に申上置候決て掠略亂暴等之儀は軍律も有之堅相戒候間御領民精々御鎮撫所希御座候其内可相成は津和野御城下は野板境眼下咫尺之御場所柄に付諸軍勢御引請無之様御頼仕度萬一御城下へ御引受被成候時は同時機及砲戦も難計候左すれば第一御城下動搖不容易加之年來之御交誼も遂に相替候様可相成と深不堪痛心候右に付至極押付がま敷儀に候へとも幾重も前段之御手都合被成下兼ての御交誼不相替御國民致安塔候様仕度彼此心事御酌取何分可然御取計被下度偏に致御頼候此段可得御意由家老共より申付如是御座候恐惶謹言。五月十八日。

毛利大膳内 兼常剛之助

中村 誠一。山田宇右衛門。

木戸 貫治。

龜井隆岐守様御内

山路彦左衛門様 馬場 愛亮様

小柴太々兵衛様

幕兵周防國大島郡ヲ侵掠シ戦端ヲ開ク

老臣ヲシテ戰時ニ處スルノ要ヲ告ゲシム

六月三日幕兵周防國大島郡ヲ侵掠シ先ヅ戦端ヲ開ク防長ノ士民茲ニ大ニ激昂シ事畢ニ破ル越エテ五日報致ル永明寺在營ノ軍目付急ニ廊内養老館ニ移ル是ヨリ先福羽文三郎ヲ長門藩ニ遣リ彼ノ兵ノ我城下ニ入ル事ヲ避ケシム。

是日侯藩内ノ人心或ハ動搖センコトヲ慮リ老臣多胡淡路ヲシテ士庶ニ告諭セシム曰ク。

長防一件藝州是迄不容易周旋之所最早期限も相過ぎ於御上誠に御苦心此先事に寄種々御當家御處置振可被爲在候へ共兼々御示之通人心一致に無之而者御家御盛衰にも相拘り御一大事に付其場に至り異論無之様御指揮之通相守致精勤候様御沙汰候事。略。

同六日増野藤兵衛ヲ領内奥郡日佐へ遣ス是時幕軍漸ク我藩管内ニ入ルヲ以テ其情况ヲ視察セシムルナリ。諸

同七日。幕府、曩ニ吉川監物ガ請願ヲ容レテ、處罰ノ請書提出ノ期
ヲ、五月二十九日ニ限リタルニ、其期既ニ經過スルヲ以テ、奏請シ、
毛利家討伐ノ勅許ヲ得之ヲ令達ス。

龜井隱岐守へ

毛大膳父子、御裁許及違背候に付、問罪之師被差向候旨、被遂御奏聞候處、別紙之
通、御所より被仰出候間、此段相達候。

別紙

毛利大膳父子、裁許之儀、先般經 天聽、其末申達候處、及違背候に付、問罪之師差
向候旨、遂奏聞、被聞食候、大樹には、長々滯阪、此上模様、寄進發にも可及、大儀に
被思食候、速に奏追討之功、奉安 宸襟候様、討手諸藩へも可申聞之旨、御沙汰候
事。

六月七日、丙第三十六號、

毛利 興丸へ

一昨子年、家來之者共、京師へ亂入、禁闕へ發砲候條、於大膳父子、其罪難遁、嚴科
にも可被仰付之處、恐懼謝罪、三家老之首級備實檢、其後、愈恭順謹慎之趣に付、

天幕、御主意を以、格別寬典之御裁許、五月朔日申渡、廿日を限、御請書可差出筈、然
に、廿九日迄御猶豫之義、吉川監物より願出候に付、承届候處、閩國士民、疑惑憂憤、
切迫之情狀、鎮撫難届旨を以、此上猶寬大之御沙汰被仰出候様、三末家、監物より、
又候書面差出、右期限に至、御受書不差出、是迄も、至艱之國情、御斟酌、恩威兩道を
以、國家之大典被正候處、終御受不致候條、天幕之命を遵奉不致、御裁許違背、不
届至極に付、問罪之師被差向候間、此旨可相心得候、尤、硬命之者を御誅鋤被成候
御旨意に付、無罪細民末々之者、猥に動搖致間舖候。

右御達書、藝州侯へ御渡に相成、御同所より長州へ御達被成候事、 慶二卯、

侯意見書ヲ草
ス

幕府、既ニ奏請シテ、再ヒ討長ノ兵ヲ進ム、實ニ天下ノ大事ニシテ、
他ヲ顧ミルノ秋ニ非ズ。然レドモ、事變ニ當リテ、其措置ヲ誤ルト
キハ、祖宗ノ家國ヲ亡滅センモ計ル可ラズ。乃チ、侯、既往將來ニ鑑
ミテ、意見書ヲ草ス。按フニ、此案ハ、最初、尾張侯總督トシテ、廣島ニ
兵ヲ進メラレシ折ノ立案ニテ、當時ハ、座右ニ秘シテ、近臣ニモ示
サレザリシモノナルヲ、去年正月、尾張侯ハ、長藩謝罪ノ實舉ルヲ

認メ、兵ヲ熄メテ凱旋セラレツルヲ、間モ無ク、再征ノ兵ヲ進メテ、終ニ兵火相見ルノ場合ニ至レルヲ以テ、劔メテ二三腹心ノ重臣等ニ示サレシモノトオボシキナリ。意見書ハ、省略ス。

同九日、小野寺六郎ヲ濱田藩ニ遣ハシ、石河金左衛門ヲ美濃郡益田出張ノ福山藩へ遣ハシ、軍情ヲ視察セシム。諸同十五日夜、美濃郡ノ郡吏急報ス。曰ク、長門藩ノ軍隊、土床阪鹿足郡ヲ踰エテ、途ヲ黒

谷村ニ取り、進ミテ横田村ニ屯スト云フ。是ニ於テ、羽田多橋ヲ遣ハシテ、其情ヲ問ハシム。隊長、大村益次郎、瀧彌太郎等、答ヘテ曰ク、是ヨリ兵ヲ益田ニ進メテ、開戦セントス。今暫ク道ヲ假ルノミト、

既ニシテ、前陣進ミテ美濃郡越峠大木原トモ云、濱田藩領境ノ關ヲ破ル。是時、濱田藩士、岸靜江戦死ス。長兵、益田ニ入り、福山、濱田等ノ先陣ト戦フ。多橋直ニ戦地ニ臨ミテ、實況ヲ視察シ、還リ報ズ。是時、長州兵、我藩ガ幕府ノ依托ニヨリ、高津村ニ保管スル所ノ糧米ヲ掠奪ス。是等

長州兵石見山ノ境ヲ踰エテ幕府ト戦フ

ノ狀況ハ、左ニ掲グル所ノ記録ニ詳悉ス。

石州御先鋒福山、阿部主計頭先手兵隊、益田へ入込、二の手、濱田勢も、隊長、松倉勘解由、山本半彌始、多勢引續入込、長州勢、濱田領、越峠下關門守衛、岸靜江持口拒み候間、砲發打拂、益田へ押通り、福山勢へ押寄、砲發頻りに戦争、勝負有之、福山勢、濱田勢も、後を詰討出、一處に成、双方烈敷打合候内、長兵は、土地之地理能々知候と見え、處々畦道傳ひ、左右より打立候間、福山、濱田兩勢、終に被打立、負色に相成、紀州勢、安藤飛驒守殿勢、未だ濱田へ不入込哉、福山、濱田勢、處々切處にて盛返し防戦、軍目付三枝刑部殿、益田下郷にて打死、長州勢、脇道之案内、不知、散兵村々追々狩行隙取候處、濱田表にては、敗軍の様子追々注進、藩中、市中共、大騒動、銘々荷仕廻、在々へ逃行、又は、船へ荷物積入、雲州方へ落行候者も有之、誠に大混雜、見るに不忍有様、終に城下へ放火立退候由、安藤勢、周布、太麻山邊へ陣取候處、長勢、三隅長濱、井野村口より攻入、被打立、大敗北之由、津和野にては、濱田方模様頻に注進に付、不取敢、安藤侯へ注進、早馬を以、中山和助、一騎駆にて乘付、益田方戦争之模様、具に及言上候處、安藤侯には、道を替、藝州方へ諸勢被引廻候内、長州人は、追々進軍、銀山、大森迄出勢の由、御代官鍋田三郎左衛門殿始、手附諸人數、頓に備中倉

益田山張ノ幕府軍目付三枝刑部殿死ス

敷を差て被立退強て進者無之に付、大森郷津へ陣取罷在候旨、追々注進有之候事。龜井記。

同十六日。在廣島ノ藩士ヲシテ、長兵境ヲ踰エテ、石見ニ進入スルノ情ヲ、征討總督へ申報ス。

長防御征伐に付、隱岐守人數分配之儀は、御總督御名代、濱田表御著之上、御指揮も可有之、尙相伺中心得に御座候。然る處、隱岐守領分は、長防境界、二十里餘有之候に付、山陰道御討手へ、御軍配被爲在候て、御應援迄、悉く御參集無御座候ては、小藩之人數、迎も難行届候に付、兼て御軍目付へも申出、御討手御參集、御軍配御座候迄は、態と平易之姿を顯し、敵兵不致動搖候様、人數揃置候迄にて、繰出等不仕、尤境界へは、夫々爲差押番兵不目立様差置候處、六月十五日夜四ツ時頃、城下より五里外、黒谷村内、土床と申處之境界より、長州三百人程通掛候に付、番兵之者、達て差留候處、一回聞入不申、押て罷通、横田と申處へ罷越候趣、猶跡より追々多人數罷通候様申越、右に付、即刻追討之人數、且防禦之人數繰出候積に御座候處、城下至近之領境、野坂口より、何時押出候程も難計、且孰れの口より押出、城

石河金左衛門
中島晋三郎
拉シ跡ル

下へ相迫り候程も知れ不申、小藩少人數難行足、若城下にて不行届御座候ては、恐入候次第に付、弊藩處置之儀、御軍目付へ相伺候所、敵地至近之城下故、領内へ人數分配之儀は、差止、城下専務と致守衛候様、御指圖御座候。依ては、兵を差向候儀は、差止、早速以應接差留候様申付、家來之者差遣申候。然處、横田にては、先達て濱田表へ爲使者差遣候家來之者、歸掛、致止宿居候に付、直に應對、嚴敷差留候へ共、一切承引不致、押て罷通、大木原境界、弊藩番所にては、差留候處、烈敷致發砲、濱田御領へ罷越候旨申越候。尙又、十六日曉七時頃、城下より九里外、戸田村と申所之人家も無之海岸へ、長州人舟五艘にて罷越、二百人程上陸、高津村と申處へ罷通り候に付、同處にて差留候へ共、押て越峠境界より、濱田御領へ罷越候旨申越候に付、即刻家來差遣、右之次第に付、急速濱田表、御總督御陣屋へ御届、且松平右近將監様へ、夫々使者差出、猶濱田御領、益田出張之、阿部主計頭様御人數へも、近隣之事故、以使者申遣候事に御座候。尙此後之模様は、追々御届可申上候へ共、不取敢右之段申上候様申越候以上。六月十六日。二號三十四ノ一。

是き先、石河金左衛門ヲ斥候トシテ、益田ニ遣ハシ、戦況ヲ視察セシム。金左衛門、歸途、美濃郡、梅月村ヲ過ギ、藩士中島來助ノ男、晋

三郎ヲ拉シ歸ル。晋三郎曾テ藩論ニ反シ、異志ヲ抱キ、逃亡シテ領境ヲ越エントセシニ因ル。後、晋三郎ハ其父來助ノ爲メニ斬ラル。奉、同十七日、長州藩隊長、杉山七郎、長沼千熊等、兵ヲ率テ、領境嘉年、德次村、白阪口ヘ來リ、關ヲ越エテ城下ニ入ラントス。關ノ守兵急ヲ告グ。是ニ於テ、渡邊儀右衛門、新井七兵衛等ヲ遣ハシ、前日ノ約ヲ履ミテ、兵ヲ城下ニ入レザランコトヲ請ヒ、彼ヲシテ迂回セシム。

六月十七日、長州、嘉年村境、德次村、白阪口ヘ、兼テ關門出來、番士被差置候處、長藩、杉孫七郎、長沼千熊、兵隊多人數召連、越關門罷通度段申出、其段注進ニ付、直様、清水格亮、渡邊儀右衛門、新井七兵衛、羽田多橋、爲應接被遣、面會之處、即今之模様ニ付、濱田方ヘ出勢ニ付、御領内罷通度申出候處、如何様、即今、藝州口、石州口、益田、兵端相開候由、尤之儀には候ヘ共、兼々及御斷候通、城下近邊、兵隊御出勢之儀は、御斷申度、既に、此間御用人中より用人共ヘ被仰越候は、當度之一件、無餘儀次第とは、乍申寄手多人數、城下は勿論、近邊ヘ入込候義、相成丈致用捨候様、若寄手入込

無餘儀戰場開き候節は、城下の混雜、萬民之難儀、不容易、臨機ニ寄候ては、被及防戰、是迄之御好誼も虚敷可相成旨、入々被仰越、御尤に考、及返答候次第にて、石州口先鋒は、津和野表ヘ、若不致途中、益田にて、不計戰場開候由に付、此砌、城下近邊、多人數兵隊通行にては、領内一般之動搖、彼是之思惑、不少に付、此旨御察、御勘辨被下度、種々及談判、漸納得引取候間、罷歸、其段申上、尤右隊は、間道より木部邊ヘ罷通候事。 龜井肥

是ニ於テ、杉山等、退キテ、加年村ニ次シ、我有司ニ會シテ、更ニ面議セシメ、コトヲ請フ。由リテ、清水保右衛門、羽田多橋ヲ遣ハス。杉山等曰ク、幕府ノ軍目付等、入りテ、貴藩ノ城内ニ在リ。我士民、爲ニ激昂シテ、其鎮撫ニ苦シム。貴藩、此情ヲ了察シ、彼ヲシテ、我藩ニ入ラシムベシ。倘シ、聽カレザルトキハ、勢、干戈ニ訴ヘザルコトヲ得ズ。果シテ、然ラバ、多年ノ隣交モ、一朝ニシテ、空シカラント、辭氣極メテ、激シ。保右衛門等、百方辯論、僅ニ其強請ヲ緩メ、十八日、黎明歸リ、報

長藩幕府ノ軍目付ニ藩情ヲ平告シ、其情ヲ入藩ナラシム

ズ。時ニ長州藩、兒玉小民部率キル所ノ兵、領境、德佐郷ニ屯シ、事情測ラレズ。復々兩士ヲ遣ハシ、事理ヲ開陳セシム。小民部、峻拒シテ聽カズ。保右衛門等、反覆陳辯、遂ニ稍釋クルモノ、如ク、置酒快談ノ後、兵士ヲシテ、二人ヲ領境ニ送ラシム。略、當時、防長士民ガ、我藩ニ致シタル、軍目付等ノ彼ノ藩ニ入シコトヲ請ヘル書アリ。之ヲ左ニ掲グ。

此度、幕兵、領内へ亂入、無辜之人民を殺戮し、米穀を掠奪し、不正不義之所業相働候に付、無餘儀、二州士民申合せ、義兵を起し、之に應じ申候。右に付、貴藩御議論、屹度承知仕度、其御旨趣、明晰に被仰聞候は、一統心得方も有之事に御座候。先達て以來、御城下へ御引請に相成候幕吏、長谷川久三郎、須藤鎧三郎、其外、速に御召捕御引渡被成度奉頼候。萬一、於貴藩御所置不相成候は、私共御城下迄罷出直に幕吏へ可及應接候以上。

寅六月

防長 士民中 二號三三ノ六

同二十日、侯、親ヲ時勢ノ急ヲ筆記シ、又、老臣多胡淡路ヲシテ、藩士

時勢ノ急迫ヲ藩士ニ告諭ス

ニ諭達セシムル所アリ。其親書及ビ諭達文左ノ如シ。

當藩之處置

一 山陰道は、濱田へ、總督名代不致到著、軍議等無之内、故、當領長防境二十里餘、迎も小藩難成守衛、依て動搖不令見様、態と平常之如く致置候所、十一日、大島郡へ打込、十四日、小瀬川へ討入有之に付、俄に長兵押出、差止め候へ共、不聞入、領内へ押寄候事。

一 長兵、俄に領内へ押入、素より小藩防禦難相成、其上、城下、長州至近故、防方甚當惑に付、軍目付へも、相談之所、人數領内操出に不及、城下專務に警衛可致旨申聞候に付、城下至近之野阪口へ、人數操出、其餘城下に相固め、防戰之手配致候事。

一 領境諸口へは、夫々家來差出置、爲差止候所、何分不聞入押込、大木原越峠より、濱田領へ押入候摸様に付、種々差押へ候へ共、押て罷通り、終に濱田領に罷越候事。一 横田、高津にては、長兵滯候に付、種々差止め候へ共、不立去候に付、追々家來差遣し、數度立退申入候へ共、何分不聞入、兵を差向候には、少人數、城下危急之場合、操出候事難出來、甚心痛、色々配意致候事。

一 高津に有之候、御預米土藏へ、兼て番人等、夫々手當致置候所、長州人、多數海上

より上陸にて、俄に押寄、右土藏へ取掛候に付、種々相防候へ共、多人數にて、防方難相成、終に奪取候、依ては、如何様にしても取返度、種々心配致候へ共、何分勢甚敷、彼是苦心致候事。

一 城下近所へは、度々長兵押寄、種々威を示し候へ共、當藩より討出候ても、少人數迎も防戰不相成、却て計畧に陷可申に付、色々及舌戰、相防候へ共、何分危急之場合、其上、濱田之道路も斷切、援兵も無之、小藩迎も持拔難相成、只々必死之覺悟を極め罷在候事。

一 軍目付、徒士目付、小人目付にも、身體覺悟を極め、此度長州之一舉、約る所、幕府御處置不宜よりの事と、染々被悟候趣にて、何卒藝州廣島へ罷出、存念申述、當藩、長州之情態も、委細に申出度、存念之山にて、微行之義、内談も有之候へ共、此義は、當藩にて、決して難爲致、其上、四方に長兵相圍居候事故、迎も難出來段申入置候所、長州より、軍目付始、達て望候由にて、所々之兵より、數度申込候に付、決して其義難出來段、屢、申聞候へ共、何分不開入、迎も軍目付始、難遁勢に有之候、尤、長州にて、絶一命候譯には無之、無事に、小瀬川口より、差歸し候、存念之趣、此段は、無相違相聞之候に付、右之段、軍目付始へ、委細に申聞候所、實に敵地へ罷越候段は、不本意至

極に候へ共、何卒無餘義情實、幕府へ申上度、依ては、長州へ罷越候て、藝州へ罷歸、存念申出候上、相願戰場に罷出、遂討死候覺悟に決心之趣、迎も難遁義に付、不得止事、任其意候次第に有之候、藝州へ無滯被歸候は、當藩危急之場合、實に無餘義事情可相譯、誠に當藩、數日種々配意致し候へ共、致方無之、實に無餘義次第、決して當藩より致處置候譯に無之、只々軍目付始之任望候義に有之候事。

右は、是迄、當藩之事情、無餘義次第、實に籠中之鳥同様にて、何共致方無之、只々苦心而已、此先如何可相成哉、日夜不堪心痛、約る所、討手不揃、軍配不相立内、討入に相成、終に及擾亂候、次第、御軍律不相立、約る所、皇國之御不爲、何共恐入候、次第、差向、當藩進退差迫候場合、一藩中致覺悟候事。

藩中へ諭達文

去る十七日以来、長州一件に付ては、即今、御當家御危急之場合に付、重大之御尋被仰出候處、一統確乎と、赤心之旨申出、御満足被思召候段、御直達被爲有、御家當今之御計策被爲加、抽忠勤候様、全體、去る成年御上京以前、御心付之儀、江戸表へ被仰遣、其後、御上京之上、親敷、天朝、幕府之御摸様、被爲伺、何卒海内復、太平候様、御深慮よりして、尊王攘夷之大典、被爲守、併御藩力を被爲顧、天幕へ御忠敬を被

爲盡猶長州家近年之一件是又天下之御重事且兼ての御交誼被爲在彼是之爲筋被思召色々御取扱公武へ御手を被爲盡候事共一統承知之通に候處猶此先迎も飽迄御忠志御信義之道被爲盡候外他事無之乍然箇様之時勢遠近如何様之浮説起り御家之御難事可及哉も難計其時に至りても御忠敬之御主意幾重も被爲盡御取計振可被爲在候へ共不虞之備は此時之事に候間御差圖可被爲在其節に至り不覺を取不申様心掛居抽丹誠御家衛護之功相立候様覺悟可致旨淡路殿平助殿被仰達候事龜井記

同二十一日書ヲ總督ノ營ニ致シ討長軍第一陣ヲ辭ス。

去る十五日之夜領内黒谷村の内土床と申間道より長州入多人數入込候處城下至近之境界野阪口始何れの口より押出し候も難計に付城下専務と守衛仕候段翌十六日不取敢御届申上候通に御座候其後所々間道より人數押出し候勢に相成兼て申上候通長防境界二十里餘有之候に付其手當行届候儀に無御座最早四方取圍み應援之道も相絶え孤城獨立之形勢に立至り如何とも難仕心痛罷在候依ては此内被仰付候山陰二の見之儀御請仕居候ても所詮其甲斐無御座候間何卒右之儀御免被仰付然て城邑守衛専務仕度奉存候甚恐入候儀

討長軍第二陣ヲ辭ス

には御座候へ共此段奉歎願候以上

六月廿二日 丙第三十八號

長藩復々軍目付ノ入藩ヲ請フ

是日長州藩使者坪井竹槌長沼千熊等來り軍目付一行ノ入藩ヲ請ヒテ已マズ清水保右衛門渡邊儀右衛門等應接抗辯力ムレドモ聽カズ止ムコトヲ得ズ其要求ノ太ダ切迫ナル旨ヲ侯ニ申ス侯焦心苦慮更ニ内議ヲ經テ老臣大岡平助ヲ遣リ答フルニ我藩ノ情實ヲ以テス又福羽文三郎ニ旨ヲ授ケテ長門藩ニ遣ハシ藩情ヲ告ゲテ締約スル所アラシム
同二十五日長門藩使者坪井武槌復々來リ請ヒテ曰ク毛利侯親シク軍目付ニ面接シ詳ニ事態ヲ説キ委ニ幕府ニ告ゲシメント欲ス別ニ害意アルニ非ズト辭意懇懃ナリ是レ蓋シ前日福羽文三郎ヲ遣ハシテ締約セシメシニ因ルナリ是ニ於テ渡邊儀右衛門山田簡司福羽幸十郎千阪加治馬等ヲシテ交々軍目付ニ詳説

協藩ノ後軍目付ヲ長州ニ入ラシム

シ、勸ムルニ長州ニ入り、其情實ヲ視察シテ彼ノ藩ガ尊王攘夷ノ他ニ異心アラザルコトヲ幕府ニ開陳スルノ得策ナルヲ以テス。是時、軍目付等、既ニ死地ニ在リ、而シテ我侯ガ勸告ノ誠意ヲ了シ、之ヲ諾ス。是時、幕府ノ直轄地、鹿足郡、畑ヶ迫村ノ村吏、堀藤十郎ヲ召換シ、參會シテ、他日ノ證人ト爲ス。又、止ヲ得ス。右等、軍目付ヲ、長州ニ入ラシムルノ旨趣ヲ藩士ニ告諭ス。

長州より、度々、當所、軍目付始所望有之候處、任望候ては、對幕府、名義不相立、相拒候節は、忽、大軍押寄、小藩、迎も難防、當家及滅亡候は、眼前之儀、甚當家存亡之秋にて、進退茲窮候。依て、先日、軍目付之處置、孰もの存念承り候處、大同小異、約る處、國家之敗亡には、難替に付、幾應も相斷其上承引無之節は、不得止任望候外無之段。致承知、令満足候。其後も、度々對長州、盡信義數年之交誼有之廉を以、種々説得及頼候處、此度使者を以、於彼方も、積年之信義は、一統心得居候處、幕政憤懣之心より、幕吏を其儘難差置、衆人之心情殊に戰爭中、人氣立居候事に候へは、尙更之儀、夫よりして、當藩をも致嫌疑候由にて、迎も難盡説得、達て相渡、吳候様頼候由、無

左候へは、不得止兵を差向候様可相成模樣、斯成候ては、數年之交誼も忽ち空敷相成可申、只管望候趣、依ては、種々及評議候處、彼方軍中之事故、説諭届兼候は無餘儀次第、當藩對幕府候ては、不相濟此上、如何様之受御譴責候も難計候へ共、實に無餘儀次第、差向に國家大害相生候燒眉之場合、且、兼て一統之所存承り置候に付、決定、不得止事任望候。依ては、孰も決心、當家之爲、藩中致一和、彌拙忠勤、吳候様、頼所に候。丙第三十七號。

同二十七日、福羽幸十郎、千阪加治馬等ヲシテ、軍目付一行ヲ、領境野阪ニ護送シ、受授ヲ了セシム。此事ノ始末ハ、尙ホ左ノ記録ニ詳悉セリ。

六月廿五日、軍目付へ、長州御懸合之趣、具に被申入候處、軍目付決答之旨趣、左に。

長州使節より、申入候趣、具に承り、内輪申談見候處、何分危急に迫候次第、此内以來、不容易御周旋被下候段、申様も無之、御厚志忝次第奉存候。然る處、總督へ不伺して、敵地へ入候者、後日、耻辱取瑾之至、右様之伺杯も、緩々いたし候ては、忽暴動

有之、銘々共は、三枝山岡同様、討死いたし候へは、武名相立候へ共、御當家御家中之士民、死亡にも可至、左候ては、是迄之御好志をも顧ざる譯にて、甚心外千万に有之候。依ては、長州使者之中に應じ、山口表へ罷越、彼方望之通、願書等受取、御當地へ罷歸、御當地より、藝州へ御送り返し、被下度、右に付ては、山口迄罷越候節、御重役之御方一人、御添被下候様との事、尤、長州より申聞候、小瀬川口へ送られ候ては、耻辱之至に付、武名も汚れ候間、此段御推察可被下旨、決答有之。右、口上、福羽幸十郎承之、直に出殿いたし候。猶又、御當家御恩澤之義は、生涯忘却不仕段、被仰聞候由、右渡邊儀、右衛門被申聞候。(一番組詰合申繼)

右に付、清水保右衛門山田簡司兩人、長州御使者の方へ罷越、前件之次第、具に申入に相成候處、御當家より、御重役之御方一人、御附添に相成候義、並、軍目付御當藩へ相返し候義、並譜代之士六人召連候義、右三ヶ條坪井竹槌に、いいては、承知いたし候由、仍て、軍目付御渡に相成候上は、一步も早く、山口政府へ、右之段、幾重にも、盡方可仕旨、決答御座候由、清水保右衛門被申聞候。(一番組詰合申繼)

一、渡邊儀、右衛門、山田簡司兩人、長州使節へ被罷越候處、其節、長州使節、及び軍監、内輪にて、大議論有之、實は、御當家より、御重役之御方御附添、軍目付當藩へ相返し

候義、譜代之士分、六人召連之儀、右之三ヶ條、使節、坪井竹槌承知いたし候儀に付、議論相談候由。

一直様儀、右衛門、簡司、兩人應接に相成、種々論談之處、彼方軍監に於ては、激論仕、一向聞入不申。右に付、色々談論之上、約る所、譜代之士分二人丈、駕傍へ相付可申。御當藩へ相返候儀は、山口政府伺之上、軍監、帶刀預候儀は、激徒横行之節、御預可申由、右御決定可相成由。

一、御當藩へ御殘しに相成候御人數、早速廣島へ御送り被可下旨に、長藩軍監被申候由、是又、色々御談論之上、御軍監御人數、徳佐へ御遣しに可相成と、御決定相成候由、右之趣、渡邊儀、右衛門、山田簡司被申聞候。尤、餘は入組申候話に付、大意而已書置申候。

右、六月廿七日、儀、右衛門、簡司話大略。

一、軍目付より、藝州總督付、軍目付迄之書面。

去る十六日、御注進申上候後、追々長防人、口々間道、諸方より、多人數出張、津和野表、四方より相圍候に付、防戦も可仕之處、何分少人數、其上、後詰も無之、難相防旨、隠岐守家來より申出候に付、城下相通不申様、野阪口へ、同人人數屯集罷在候處、

長州人より、軍目付へ、大膳父子、是非應接致度旨、隠岐守家來へ度々申込候へ共、名義相違之義故、同人家來、種々舌戰罷在候内、前文之次第取次不申候へは、即刻諸口より一統及暴動候旨、申張、左候ては、隠岐守始め、士民に至る迄、一時に滅亡にも可相成候間、無據、昨廿五日、拙者へ申聞候に付、伺之上にて取計可申旨、相答候處、實以切迫、只今にも打入候形勢相成、然る上は、隠岐守始、防戰可仕は當然之處、右様相成候ては、盡力之甲斐も無之、眼前、當領敵國へ相渡候ては、不忠は勿論、一般之悲歎難忍場合故、一旦之耻辱相忍、後詰も有之候は、其節、後忠相盡可申、殊に多命にも相拘候事故、無據談合之上、明廿七日、防州山口へ、爲應接罷越候儀は、御役外之義に付、深く奉恐入候。此段不取敢申上候、以上。六月廿六日。慶三卿

一六月廿五日、長州より、爲御使者、坪井武穂、長沼千熊罷越候に付、世良傳兵衛宅に於いて、大岡平助、清水保右衛門、渡邊儀右衛門、新井七兵衛、及應接候處、軍目付長谷川久三郎、一列、長州へ、被引渡度旨、被掛合候處、右は、津和野二ノ見出兵之軍目付に付、長州へ引渡難相成、及斷候處、左候ては、野阪口出兵之隊中、折合不申、萬一無謀之及所置候ては、御雙方共、是迄之御好誼も、虚敷不宜候間、一旦引渡候は、於長州軍目付を、此上譴責致し候儀には無之、一應連歸り、長州家内輪之軍律、威

復討長第二陣ヲ辭ス

曩ニ書ヲ總督府ニ致シテ、討長第二陣ヲ辭シテ聽カレズ。是日、復ビ書ヲ致シテ之ヲ辭ス。亦聽カレズ。

過日、石州口ニ之見御免之儀、相願候處、御許容難相成段、被仰出、奉畏候。然るに、兼て申上候通之次第にて、徒に討手之員に相備り、名而已に相成、何共恐入候儀、斯騒擾に立至候も、元來、長州家尊攘之大典、確守より事起、遂に皇邦之亂階と成行

候ては、此上も無き御不爲、此儀乍存討手に加り居候ては、實に不堪恐縮、一日も難相勤、且他日萬一蒙御譴責等候ては、甚迷惑仕候、何卒、前件之次第御洞察被成下、二之見職掌、品能御免被仰付候様仕度、再應申上候段、恐入候へ共、不得止、此段只管歎願仕候以上。

六月廿七日。 丙第三十八號、

七月十一日、長州藩使者、中村誠一、柏村數馬等來り、書ヲ致シ、藩論ヲ聞カンコトヲ請ヒ、相互ノ修好ハ、一層親密ナランコトヲ希フ。是ニ於テ、清水保右衛門、渡邊儀右衛門、大野庄吉等ニ命ジ、應接協商スル所アラシム。中村誠一等、別ニ要求スル所數項アリキ。然レドモ、其我藩ニ利ナラザルモノハ之ヲ斥ケ、唯、公武ヘノ上申書ヲ、便宜内示センコトノ要求ヲ容レテ、使ヲ返ス。諸綱、

弊藩、今日之形勢に立至り候は、申迄も無之、幕府失政之然らしむる處といへ共、全、天子、將軍之御真意に無御座、中間、姦吏之私曲に出る處、疑無之、依て不得止、士民憤懣之餘り、彼姦兵を拂ひ、闕下へ哀訴せんと、無餘儀今日之次第に至候處、

長藩使者ヲ遣シテ藩論ヲ聞カンコトヲ請ヒ別ニ要求スル所アリ

那賀郡各所ノ戰報附略地圖

御藩、御國論如何共に御座候哉、弊藩之儀は暫差置、皇國之御爲、御傍觀可相成秋と思召候哉、乍失禮、行形に御打過相成候て、忽幕府御譴責、御藩へ到來之節、御藩之御災害、於弊藩、傍觀は不被仕、就ては、今日之御先見、御確論不何置而は、彼是不都合に付、屹度致承知度候へは、今一層御懇親に致し候て、此先、天幕へ御差出之御書類等も、拜見致候様仕度、勿論、幕府向、今日より御手切と申譯には不被爲至候へ共、皇國之御爲、如何にも公正、天地へ不愧御國是、御確定被成度と奉存候。 龜井記、

同十五日ヨリ、二十五日頃迄、管内、那賀郡、井野村、長安等、所在ノ地方吏員、神代權太夫、服部兵八、其他ヨリ、長州兵、募軍ヲ追撃シテ、同郡、三隅、大麻山、周布邊ニテ砲戰ノ概況、濱田城陷落ノ風説等ヲ通報セシ書簡數通、並略圖等アリ。以テ當時ノ實況ヲ觀ルニ足ルモノナレバ、之ヲ左ニ掲グ。

態と啓上仕候然は、過日御注進申上候、宇津川邊屯集之長兵、去る十一日、八ツ時頃より、井野村へ押し出、庄屋始、近邊農家へ宿陣、此人數人夫へ懸け、凡三百人餘

と申事に御坐候。又、翌十二日、三隅方より、凡二百五十人計入込相成、此分今分け邊より、小原口へ宿陣相成申候。

一 今夜、庄屋元と、當る山、合戦平と申處にて、長兵、箭火を焚、無程、十三日、曉八ツ時頃より、十一日之入兵、周布地通り、田橋より、内村へ押出、紀州小隊と戦争有之、紀方我陣所へ火を懸、退引と申事に御座候。右長兵、夕方、櫛原より、羽原へ引取候由、尤内村邊、寺農家、悉く濱田より、焼拂候趣に御座候。

一 三隅より入込之分は、同日午後より、大麻山筋、處々へ出張と申事。尤野地にも、少人数、殘兵御座候。右人数、夕方、諸谷へ屯集、其内、野地へも引取相成申候。

一 同日、三隅方よりは、折居筋へ押し出、西村關門を毀ち、打入、戦争有之候歟之噂に御座候。右近海へ長之軍艦も、參り候風説、御座候。十三日、今晝後は、當村邊へも、大分、砲聲相響候由に御座候。

一 羽原邊に屯集之内、昨夕方、野地へ引取、今曉八ツ時頃より、追々、諸谷筋へ押し出申候。全く、大麻山へ打入と申事に御座候。早朝より、餘程、砲聲仕候。尤野地に小隊相殘居申候。

一 大麻山へは、福山、濱田之勢、餘程、操上げ、堅固之構へ御座候由、周布より、長濱邊へ

は、紀雲大勢出張と申評に御座候。何分、當村邊も大混雜、御推考可被成下候。併於當組、只今迄は、爲差難題無御座、人氣も克々折合候間、左様御承知可被成下候。右爲可得貴意如斯御座候以上。

七月十五日、朝認。

神代權太夫、從井野村、

馬場愛亮様。伊奈平左衛門様。橋元夾介様。

追啓仕候。本書相認候處、當所にては、只今飛脚に差立候人夫も無御座、長安へ懸合、彼方より、藏方差越候に付、其者差出申候。

一 大麻山へ、長兵、繼にて、四方より、押寄、暫時に追崩し、其儘、長之宿陣と相成候由に御座候。兵糧等、大分之分捕と相聞え申候。

一 内村口、西村口にて、戦争有之候處、是は勝負分ち候程之戦ひ無御座由、尤、明後日は、大戦に相成らしき趣に御座候。

一 今夕方、井野村への歸兵、並三隅方より入込に相成候分、共、八十人位に御座候。

一 大麻之兵には、怪我人、即死等御座候由、長方には、一向、怪我人も無之由に御座候。右添書を以申上候以上。

七月十五日、夕認。

權太夫。

愛亮様 平左衛門様 夾介様

猶以御覽後、御郡所へ御廻し被成下度、奉希上候已上。三號三七ノ六

態と啓上仕候。然は、長兵、昨十六日早朝より、周布八ヶ郷へ押出、誠に兵勢盛に相成、終に入ッ半時頃、紀、福之勢を、長濱迄攻寄せ、餘程之大戰と相聞え申候。尤、雲福之兵は、纔と申事に御座候。

八ヶ郷、周布、三宅、門田、口脚、吉路、中場、和田、原井。

一長兵、内村口へも押出し、鷹之辻、内田之紀兵と、戰爭有之候處、是も、紀勢敗走之由に御座候。

一紀州方即死、七八人。怪我人、大分有之趣、長方には、周布にて、怪我人少し御座候由。

一長之分捕、大砲十一二挺、其外、火矢、小銃、玉藥、兵糧等、色々御座候由。尤、安藤侯、周布正徳寺宿陣に相成居候に付、其器械、大分残り居候由。

一野地へ入込之長兵、昨晝後迄に、追々出切相成、尤、醫師、病人、少々残り居申候。

一内村口之長兵は、羽原を宿陣と致居申候處、今朝、田橋へ轉陣仕候由。是は、百五六十人と申事。尤、周布へ出兵之分は、五百人餘と申事に御座候。外に、大麻山にも、少々籠兵有之候由。

一熱田、長濱邊之出張、悉く昨夕方迄に引取相成候に付、長兵、長濱へ多人數入込、陣取候山、處々に、長州領と張紙有之趣に御座候。

一昨夕方、濱田より、長陣へ、和解之趣申來、先戰爭見合と相成居候段、長より内通承申候。今日も、同様使節御座候處、是は、多分因人に可有之と申事に御座候。

一紀兵敗走之砌、途中、處々端々に、百姓町人等、拔刀、或は竹槍を振廻し、今日に至ては、紀兵、濱田領に見え不申山、風聞御座候。且、先達て長陣より、士民中之書翰、濱瀨へ差遣候處、右返翰、中間にて、紀州差止め居候段、昨日相顯候、杯共風説御座候由。一當組より罷出候人夫、今日迄に追々罷歸、今十人計残り居候分、明日罷歸候山、先當組、何之相替候義無御座候。委細、青木彌助へ申合、差返候、御聞取可被成下候。右爲可得貴意、若斯御座候以上。

七月十七日、夜認。

神代權太夫。

馬場愛亮様、伊奈平左衛門様、橋元夾介様。

猶々、彼是取込罷在、大略御免可被成下候、以上。三號三七ノ五

服部兵八、注進狀。

十四日、夜八ッ半時、井野村出立、十五日、曉東雲頃、大麻山麓、二丁七八反位へ押寄、

白砲四五發、寺を目掛け打込。小隊は、左右之山より、二手に押寄候所、敵は静り返り居候に付、砲發見合居候内、大砲一發打出し候に付、又候白砲十七發引繼打込。西の山の手より、火矢四本打込、小隊所々へ別れ、押寄せ候所、敵は早々逃失、一人も無之。兵糧米、白米五十六俵、黒米廿俵前後、外には格別分捕無之。四ツ時には寺へ納り、兵糧を遣ひ候事。寺へ納り候兵糧は、長州勢也。

一今朝打込候白砲、榴彈廿二發の内、いづれも、寺近邊にて破裂之内、一發臺所之飯焚所、竈の近所へ打込候分、黒玉之山、本堂前土地、真中にて破裂、甲冑武者、一人即死之山。小手の破れ鎖切々に相成候、其近邊散亂罷在候、亦一發は、寺下にて、諸勢押出し候支度致し居候所の真中へ打込、破裂、直様押合退去候由、寺の納所、並飯焚夫共、見受候由に御座候。

一上酒七八挺、味噌、鹽等澤山に御座候。

一濱田之大麻山落武者、濱田へ入る事不能、直様、長濱迄引越候由に御座候。

十六日、早朝兵糧を遣ひ、六ツ半時、大麻山押出し、山續米ヶ辻と申所より逆落し、小隊所々へ別れ、押下り、敵方からは、大砲七八挺、四ヶ所より頻りに打懸候へ共、味方は、楯に寄、小銃打立、誠に一時餘り、至て烈敷、双方打合、敵兵次第に逃去、八ツ

時には、敵の本陣、聖法寺へ押寄、分捕澤山、右之内、大砲は、アメリカ式、ホイイツスル五挺、フランス式二挺、十三寸手白砲二挺、其外、彈藥種々澤山に御座候。

一敵兵は、長濱より熱田を通り、濱田へ落行候處、濱田は、關門を固く閉、一人も入れ不申由に付、熱田邊に夕方迄は罷居候由に御座候。

一十六日、今日戰爭中、濱田より、矢留願之書翰到來、祖式金八郎受取、返答に、使番被差向候は、庄屋宅にて可及應接候返答相成候由、七ツ時、濱田使番参り候に付、瀧彌太郎、杉草七(變名歟)應接有之候由、大砲隊人數は、七ツ時分、大砲類船へ積込、一應津田迄罷歸候様との事に付、應接始末不承。

一大砲隊は、今十七日曉、津田乗船、揚陸跡之様子、未だ不相分、應接之趣にて、様子相決し次第、緩々歸り候様子に御座候。

今市驛にての風説。七月十五日、

一今早天より、周布邊にて戰ひ有之、大麻山へ、濱田勢、紀州勢堅め居候處へ、奇兵隊、右山後、三方より攻め登り、火をかけやき拂、誠に黒煙に相成候由、依て、濱田勢は、大敗軍、尤怪我人、死人等は、相知兼候へ共、福山勢之内、大砲方一人、濱田勢、士分之者一人、外に郡夫體のもの兩人即死、是は、見受罷歸候よし、

右は、當驛より長濱へ御用狀持參之人夫今朝罷越、夕方罷歸る咄、死人之義は、去る十三日之戰之分と、咄取交に共は相成不申哉奉存候。

一今朝より戰爭相始り、安藤本陣は、周布に有之候處、海山より奇兵隊、右本陣へ攻寄候へ共、是は防戰有之候へども、大麻山へ、後より攻登り、今朝は、大戰に相成、尤安藤侯は、長濱へ御引取、盡前之處は、大麻山も、過半長勢攻取、濱田勢敗軍之様子と相見、尤安藤勢には、怪我人、死人も無之、大麻山よりは、餘程大砲も打掛候に付、何れ長勢に、怪我人、死人可有之候へ共、如何相隠し候哉、一人も相見不申、不思議之事に候、濱田藩、大身一人、士分兩人討死有之、何れ夕方迄には、大麻山、長勢より乗取可申と被相考候。

右は、安藤藩、井手佐介、今盡前、濱田出立、當驛止宿相咄之山。

同十六日。

一昨十五日曉に、大麻山に、濱田勢堅め居候處へ、長勢押掛、山之七步方より、大砲二發打掛候由、未だ濱田勢は寐て居り、郡夫四五人起出、兵糧相たき居候處ゆゑ、何れも思掛無之、うろたへさわき、逃廻るものも有之、中には、起出防戰の用意も致候へ共、何分不意之事ゆゑ、踏止り戰候事も不相成、終に敗走に及候よし、右陣屋

に、大砲並に兵糧米五十俵程殘置、直様長濱迄引取、同所相堅め居候よし、討死は、二三人有之よし、尤陣屋並西側の山、餘程燒失の趣相咄申候。

右は、當驛、榮八と申もの、倅濱田に親類有之、其方へ、此間以來罷越、今夕罷歸り相咄申候、尤此三ヶ條は、何れも同説と被相考申候。

一今早天より、周布内田、兩所にて戰相始、雙方大砲にて戰ひ有之候處、長勢、次第いさほひ強く相成、終には、紀州、安藤之兩勢、崩れ立候よし、尤内田の方は、福山、雲州勢踏止り防戰致候へ共、周布之手崩れ候に付、終に不相叶、敗走に相成候、依て、總勢共、不殘長濱へ引取候よし、尤同所にては、場所も無之に付、直様軍勢不殘、盡後には、濱田表へ引取申候由、尤右跡、長濱へ、坂山に堅め居候、因州勢、押出候、噂有之候へ共、是は慥成事には、無之候。

右は、雲州、飛脚、廣島へ注進、今夕方、當驛通行相咄申出る。

同十七日。

一紀州、安藤兩勢敗北にて、濱田へ罷歸り候へ共、一泊は勿論、立宿にても致間敷旨、手堅御觸有之よしにて、昨夕方、不殘郷津迄、兩藩總人數引取に相成候、依て、昨日盡、廣島より、紀州勢へ、御用狀參り、宿次ゆゑ、當驛人夫持參候、右兩藩人、一人も居

り不申、右御用狀受取人無之、當驛詰、七里方も相知れ不申に付、無據取歸り、又當驛より、市木詰之七里方へ差返し申候由、申出る。三號三七ノ八

昨十七日、惣右衛門より、濱田邊之様子、聞繕せ候處、左に、

一 濱田町入口、三重關門、是迄出入六つヶ敷有之候處、昨日は、爲何事も無之通行相成、追々町内入込候處、歸りに改可申哉と、心氣味悪き折柄、因州勢、濱田勢、淺井と申所へ出張人數に行合候に付、跡に付、元之道へ歸り、半町邊にて、様子承り候處、十六日七つ過迄に、寄手不殘濱田へ引取に相成、紀州大敗北にて、罷歸候に付、今一戰爲致候積にて、三重關門締切、濱田に支候處、眞光寺と申寺之後の山より、小道通り、大勢、郷津邊へ落行候由。

一 安藤候は、眞光寺に宿陣、其外大勢、濱田に、紀州方宿濱之處、長州方より、因州、濱田兩所へ、紀州人、濱田に宿陣候へは、直様押掛け可申旨、申越候由にて、濱田方より、安藤方、紀州方へ、御引返し、一戰可有之、無左候は、宿陣之義は、相斷可申旨申入候處、今宵一夜、見合吳可申との事に候へ共、引返し一戰無之候は、長勢直に押掛け候に付、暫時も猶豫不相成、只今立退可有之と申事に付、無是非夕方より、郷津邊へ引取に相成候由。

一 其後、濱田にて、紀州人一人も差置候事不相成旨、御觸有之由。

一 郷津渡し場にて、紀州人、威勢強之事も有之、依て渡し相斷、船は何へ歟引上げ、一切不相渡に付、郷津近邊に屯集、就ては、又濱田へ歸り可申哉も難計、萬一歸り候へは、追返し可申爲に、因州勢、濱田勢、郷津往來、淺井と申所へ出張之噂有之由、右兩勢出張は、罷越候もの見受候所殊之外、美々敷旗杯も押立參候由。

一 福山勢は、濱田海手之方、陣屋に居候様子、雲州勢は、軍艦にて、多分歸り候噂に有之由、濱田町には、宿陣一切無之趣。

一 長勢は、長濱邊に居候趣、因州兩人應接に罷越候噂も有之由。

右之様子に御座候へ共、虛實斑雜、慥之儀は相分り不申候。

七月十八日、

尙々、昨日、馬場半兵衛、當所通行、風説書、不取敢相托し候、御落手被下候義と奉存候以上。

服部 三號三七ノ七、

鹽屋様、 福知様、

長見庄屋北山六郎より之書付。

今日之様子、左に。(七月十八日夕)

一 今日八時頃より、濱田御城始、御家中不殘丸之内、丸之外まで、奉公人家敷不殘丸、焼拂に相成申候。其餘、町家之儀、何程焼候哉、焼次第之儀に付、一回に相譯不申候。

一 濱田市中、諸番所、不殘焼拂に相成申候趣に御座候。

一 き印、不殘郷津へ引越に相成申候。

一 長勢四十人計、當村からくら通申候。今市へ御越に相成申候。尤、からくらにて、辨當中に暮におよひ候に付、明松さし出し候様、御申越に付、二十本差出し申候。

二 號三四ノ五

昨十八日、濱田之様子、荒増昨夜申上候處、追々今日承り候趣、左に。

一 濱田御家中始、町家に至る迄、昨十八日四ツ時迄に、荷越し等いたし、家明にして立退候様にと御沙汰、其跡は、不殘焼拂に可相成段、御達御座候趣。

一 昨十八日八ツ時より、第一番に、岡田屋敷より焼始候よし、其刻と同時に、外浦田野尻御藏へ火を付、焼出し候趣に御座候。扱々苦々敷御儀奉存候。

一 火事之儀は、御殿始、御家中御奉公人屋敷計りにて、町家は、格別焼失無御座候趣。

一 昨日之焼殘、御奉公人屋敷有之候分、今日も火を付掛付け候處、其屋敷は、町家同様

の町並之家も御座候に付、夫を焼れ候ては、町家多分之類焼に相成候に付、町家もの共、其段を以、家焼御役人へ相斷申候處、聞入なく、火を付られ候様子に相見え、町家のもの共一同に相成、竹槍、又は手槍、其餘之手道具を以、火付之御役人、二人つきころし候よし、夫よりして、殘る家焼人、十三四人之分、只今いづれへ立退候哉、相譯不申趣、尤、焼人は、因州之御家中とか申事に御座候。

一 御城内之御用米藏七戸前に、皆米積込有之候分、半方丈は、昨夜より火入に相成候處、其外半方之分は、其儘にて、今朝迄焼殘にて御座候趣。夫をいづれより言出し候事かは、不相譯候へ共、町人、又は近邊之小百姓、日雇人共、我もくと思ひ思ひに、駈付、戸まへをやぶり、米負出し、取勝にいたし候趣、其騒、言語同斷之事に御座候趣、然る處、互に取勝にいたし候儀に付、思ひく、に、途中迄負出し置候ては、又御藏へ参り、誠に、上を下たへとまくり、合、漸々米引出し候ては、途中迄負出し置候分を、中には、又其跡へ廻り、夫れを負退いたし候もの、數多之事に承り申候。一 御家中、焼殘之品、又は、焼候ても、金もの類は、其儘に有之候分、夫を、あちらこちらと尋廻り、取退候ものも、數多之儀と承り申候。

一 殿様始、御家中御一同に、因州へ御引移りと申事に御座候。猶、御家來中には、御暇

之印として、夫々大小、別て金子五兩位よりして、百兩、二百兩位と被下候趣、左候て、殿様御供いたし度ものは、勝手次第、又、長州へ付き度ものも、勝手次第と御申渡御座候趣。

一市中へは、軒別二歩宛被下候趣。

一長濱に御滞留、長勢之御方、今日、濱田より呼に参り候趣に付、早速に御入込に相成可申噲仕候。是は、全く家焼のもの、取締のためと申事に御座候。

一濱田御家中之御方、大小共、今日一人も相見え不申趣御座候。

一長濱御米藏之儀に付、昨日、長勢之御方、當村御通行之砌、からくら九郎右衛門方にて、暫御休に付、何角いろく御間合被成候趣に付、數多咄之内に、當村は、出濱不相成候旁、飯米に差支候段相咄、猶、長濱御藏之様子も申候處、左様之事ならば、如何にも取計遣り申度候間、追々御本陣へ申出、彼方より長安御代官所へ、書狀参る様にいたし遣り可申旨、御咄御座候趣。

一長濱龜屋直三郎より傳言に、御米藏、今迄は、何こそ相替候儀無之候へ共、紀印、御藏鍵御取上げ、其跡封印被成候段、長勢へ具に相咄し申候處、委細承知いたし、夫よりして、御藏米御改之上、又封印被成候、最早、き印は、取に得参り不申候間、安心

奥郡濱田城地方略圖



いたし居候様御咄し被成候旨今日便り傳言仕候。

七月十九日夕、調置申候。

一七條原御殿も、昨夜焼拂に相成申候。三號三七ノ三

前文畧、去る十七日、御宅相離、國分村、谷田古藤吾宅へ、尾關御一同、御立越被爲居候處、今も、敵人參ると聞え、直に其夜子之刻頃、金澤浦にて、乗船之御思召之處、折悪敷、雨風烈敷、無詮方、元の谷田へ立歸り、夫より尾關長門様は御乘馬、御東行、御家族、又々御乗船、廿日早曉出帆、廿三日、漸雲州宇龍湊、御著船、一統無事祝申候。外士は、妻を捨、子を捨、誠に氣毒千萬候、殿様も、廿三日、松江を差御著、長門公は、廿四日には、雲州杵築御著被爲在、於彼地、御役處を立、御評議最中に、津山、雲州御兩候より、濱瀧立退之者、御預り被成度、御使者參り候へ共、元より因州公、不殘御引受之思召旁、相決不申、御評議濟迄、先づ宇龍に、逗留仕、今日より、松江公、御賄を受候様に、昨夜御達御座候、追て歸國之上、萬々可申上候、以上、不一。

某

七月廿五日、

石田久太郎様、

右之通申越候、荒々寫仕置候。

藝州備前尾張
侯へ使テテ遊ハ
ナシ情ノ疏通
ナシ情ノ疏通

銀山料も、大森縣令始、銀山付諸役人、番所衆共始に、六七十人之衆、家族一同、備後上下へ立退跡は、明屋に相成、銀料當時誰こそ押へ候人無之に付、雲州境之村方より、角力取三人計頭取して、村々百姓相誘、二三千人も蜂起、米高價に賣候て、日頃心得方不宜もの共の居宅を打毀、温泉津より、一里許も東、湯里迄押懸參候處へ、長州御勢之内、温泉津御詰之衆の内、三四人御出迎、御宥有之處、温泉津へは不參、湯里より西田村へ横入いたし、村内七名と申豪家を打こぼち、又同所にて、長州御侍、鐵砲御打之處、空砲に付恐れ不申、無據、玉を込、二三人御打殺被成、夫より相靜候哉之噂御座候。しかし、虚實確と分り不申、昨廿九日、私方より、通家へ見舞旁、使相立候間、明日頃は罷歸、銀料之事も、荒々は相分可申奉存候。郷津、温泉津邊へ、長州方御出浮之事は、無相違相聞申候、以上、三號三七ノ四、

同十八日、福原權藏、山田簡司ニ旨ヲ授ケテ、藝州、備前、及在阪ノ尾州侯へ使セシム。是時、濱田城陥リ、本藩、幕府ノ嫌疑ヲ受クルコト甚シ。故ニ、公武へ建議シテ、情實ノ疏通ヲ得ント欲シ、其助力斡旋ヲ依頼セラレシナリ。

八月朔日、候時勢ノ日ニ非ナルヲ憤慨シ、朝廷へ上表シ、同時ニ、幕府へ建議ス。要ハ、輓近ニ至リ、幕府ノ政綱漸ク弛ミ、内外ノ措置宜ヲ失ヒ、國家ノ事言フニ忍ビザルモノアリ。是ニ於テ、止ムコトヲ得ズ、其失體ヲ列舉シ、自今希フ所ハ、天意人心ノ向背ヲ察シ、公明正大、衆庶ノ望ニ副フノ處置アラシムコトヲ切言スルナリ。勤王編參照。

誠恐、誠惶、臣、並、監、上言仕候。方今之形勢、熟察仕候に、皇國之御大事、此時に可有御座と相考、愚意之件々、不包左に列候。抑、海内多年、奉浴泰平之御恩澤候處、近年、漸々人心不穩、即今に至り候ては、古代紛亂之態を醸候様可相成勢にて、慷慨歎息と申候も、踈之次第に御座候。推量り候者、奉恐入候へ共、朝廷御政務、如何計か御難事之御儀、可被爲在と、奉深察候。去る戌九月、幕府へ愚意之趣、及建言候節は、政體一新相成候折柄にて、諸事程能き都合、相成候趣に候へは、於當今も、何卒基本相立、上下一和仕候様處置之儀、被仰出、幾重も、太平御挽回之御籌策、被爲立候者、自から天地神明之冥慮にも、可被爲協と奉存候。既に、癸丑外夷渡來之節、兵端相開不申候様、於幕府被取扱候も、畢竟、海内之無事を相謀候ての儀に、可有之候へ

共、是又、自然折合兼候道理、御座候歟にて、物議紛々、其後、已冬より、朝廷へ被申立之儀有之、午未に至り、段々御摸様出來、申年以後、別て不穩、度々變動御座候處、戌年、勅使御東下之時に至り、幕府政體一新相成候よりして、翌亥春夏に至り、列藩尊攘之大典を遵奉仕候。然るに、同八月十八日後、又々不穩之形勢に立至り、長州家蒙御疑惑候事に付ても、此末、差縫相増不申様にと、種々相考、翌子春に至り、長州父子へ、存意申聞、於同人も、尊攘之外、他事無御座旨、誓書差出候者、御水解可相成哉と、建言仕候處、幕府へ御委任相成候事故、兎角之儀、難被仰出趣、御沙汰相窺。其後、被是仕候内、不容易差縫に相成、最早、小藩微力の周旋、相届候譯に無御座儀と相考、乍不本意、差控申候。尤右様差縫に相成不申様、種々愚配仕、其節も、建白仕候通之儀に御座候。斯迄、皇國之御爲相考候へ共、鄙悃之不至處と、痛心仕候儀に御座候。昨年、長州御再征之手配御座候節も、其内、何とか御摸様も、可有御座と奉存候所、今日之形勢に立至り、悲歎痛哭仕候、併一家一國之盛衰を論候時に、無御座、二百有餘年之大平、一時に轉遷し、萬民塗炭に苦候而已ならず、外國之輕侮を受候ては、實以皇國之御大事に付、天意人心之向背、明亮に相察、公明正大、衆庶之意表に出候御處置御座候様、此度幕府へも、及建言候、何分、皇國之擾亂相成不

申様被仰出度、不堪懇禱之至、不憚 天威、區々之鄙見、上言仕候、誠恐誠惶、頓首謹言。

八月朔日。

龜井隱岐守源茲監。

乍恐言上仕候、追々可達御聽海内之形勢、今日之切迫に立至り、何共浩歎之至に奉存候。就ては、恐存別紙に相記、御内々奉入電囑候。不苦被爲思食候者、朝議に被爲加被下度、自然忌諱に觸候義も御座候者、御斟酌被成下候様、萬々奉仰翼候。勿論、表向幕府へも建言仕候。尤當節之義に付、家來之者差出候段、非禮幾重にも御寛容奉願候。誠恐謹言。 乙第四號

茲 監 勤王編に再出す

二條殿下

方今之形勢、熟察仕候に、乍恐、御國家之御大事、此時に可有御座と相考、愚意之件々、不包建言仕候。抑海内、多年奉浴泰平之御恩澤候處、近年、漸々人心沸騰、即今に至り候ては、古代紛亂之態を醸候様、可相成勢にて、慷慨歎息と申候も、疎之次第に御座候。朝廷、幕府之思食、推量り候は、奉恐入候へ共、如何計歟、御政務御難事之御義に可被爲在と、奉深察候。去戌九月、乍恐、愚意建言仕候節は、御政體御一新相成候折柄にて、諸事程能き御都合に奉伺候へは、於當今も、何卒御基本相立、上

下一和仕候様、御處置被仰出、幾重にも、泰平御挽回之御器策被爲在候は、自ら天地神明之冥慮に可被爲協と奉存候。既に癸丑、外夷渡來之節、兵端相開不申様、御評議被爲在候も、畢竟、海内之無事を被思食候ての御儀に可有御座候へ共、是又、自然折合兼候道理も御座候歟にて、物議紛々、其後已冬より、京師御中立之事被爲在、午未に至り、段々御摸様有之、申年已後、別て不穩、度々變動御座候處、戌年、勅使御東下之時に當り、御政體御一新相成候よりして、翌亥春夏に至り候ては、列藩尊攘之大典を遵奉仕居候。然るに、同月十八日後、又々不平穩形勢に立至り、長州家、蒙御疑惑候事に付ても、此末差、緘相増不申様にと、種々相考、翌子春に至り、長州父子へ存意申聞於同人共も、尊攘之外、他事無御座旨、誓書差上候は、御氷解に可相成哉と、京師へも建白仕候處、幕府へ御委任相成候事故、兎角之義、難被仰出旨、勅答頂戴仕。其後、彼是仕候内、不容易差、緘に相成、最早、小藩微力之周旋、相届候譯に無御座儀と相考、乍不本意、差扣申候。尤右様差、緘に相成不申様、種々愚配、其節も建白仕候通之義に御座候。斯迄、皇國之御爲相考候へ共、鄙悞不至處と、痛心仕候義に御座候。昨年、長州御再征、御手配被仰出候へ共、其内、何とか御模様も可被爲在と存候處、今日之形勢に立至り、悲歎痛哭仕候、併し一家一國之盛

衰を論候時に、無御座、二百有餘年之太平、一時に轉遷し、萬民塗炭に苦候而已ならず、外國之輕侮を被爲受様可相成と奉存實以、御國家之御大事に付、天意人心之向背、明亮に御察被遊、非常之以御英斷、公明正大之御盛典被爲舉、衆庶之意表に出候御處置被爲在、皇國之擾亂に相成不申様被遊度、不堪懇禱之至、不憚威嚴、區々鄙見建言仕候、誠恐頓首。二號三四ノ二

是日、在廣島ノ永井主水正、松平謙藏ヲシテ、幕府ノ命ヲ傳ヘシム、曰ク。

龜井隱岐守家來、當時出藝罷在候山之所、御用無之候間、早々在所表へ引取候様可被達候事。丙第四十號

幕府我藩ヲ嫌
疑ス

當時、長州兵四境ヨリ突出シ、連戰連勝ノ勢ニ乗ジ、石見口ハ、濱田・福山・紀州等ノ幕軍ヲ各所ニ破リ、濱田城陥イリテ、藩侯出雲ニ奔ル。然ルニ、我藩ハ、長州ト境ヲ接シ、四圍悉ク敵兵ナルニ拘テズ、孤城ヲ保チテ、今尙ホ長藩ト消息ヲ通ジテ、無事ヲ保ツモノハ、是レ既ニ異心ヲ挿ムニ由レリト爲シ、斯令達ヲ發スルナリ。是時、幕軍

日ニ敗報ヲ傳ヘテ、勢既ニ屈スルガ故ニ、僅ニ一片ノ示達ヲ致シテ、其含ム所ヲ洩ラセルナラン。若シ、當時、幕軍ヲシテ、勢ヲ得シメシナラバ、我藩ハ、長門藩ヲ助クルモノト爲シテ、幕軍ノ蹂躪スル所トナリシナランカ、然モ我藩ハ、最初ヨリ、討長ヲ以テ、無名ノ暴舉ト認ムルガ故ニ、其非ヲ舉ゲテ、建議スルコト一再ノミナラズ。加之、討長軍ニ其名ヲ列スルヲ徒爾トナシ、又之ヲ辭シテ顧ミラレズ。幸ニ長門藩ハ、我藩ノ赤誠ヲ熟知スルガ故ニ、我藩ノ言ヲ納レテ、兵ヲ我城下ニ入レズ、迂回シテ益田ニ出デ、濱田ニ入りテ、大ニ幕軍ヲ擊退セリ。是等ノ事情ハ、時ニ總督府ニ開申セルニ拘ラズ、今特ニ嫌疑ノ令達ヲ爲ス。我藩、其理ノアル所ヲ發見スルコト能ハズ。由テ、當時廣島在留ノ小野寺六郎ハ、幕吏ニ就キテ、其理由ヲ問フ。幕吏辨解スル事能ハズ。事終ニ寢ム。

是ヨリ先、藝州方面ハ、長州兵、石州口ト、殆ド同時ニ、國境ヲ出デテ、

將軍家茂薨ズ
詔シテ討長ノ
兵ヲ罷メシム

幕府ノ軍目付
山口ヨリ津和
野ニ還ル

時勢ノ要ヲ舉
ゲテ藩士ヲ戒
飭ス

幕軍ヲ逆へ撃チ、大ニ之ヲ破リ、幕軍ヲシテ、其封土ヲ踏マシメズ。是月ノ八日拂曉、風雨ニ乗ジテ、追及進撃ス。幕軍廣島ニ却ク。會々將軍家茂、病ニ罹リ、一橋慶喜ヲシテ、代リテ討長軍ヲ總ベシム。慶喜將ニ發セントス。時ニ敗報踵ギ至ル。家茂憂悶、十一日終ニ大阪城ニ薨ズ。二十日、喪ヲ發ス。同二十五日、詔シテ討長ノ兵ヲ罷メシメ、一橋慶喜ヲシテ、入テ宗家ヲ嗣ガシム。近世史略

二十七日、討長總督、休戦ノ令ヲ布ク。二十九日、長州藩、井原小十郎等、軍目付長谷川久三郎等ヲ護送シ來ル。渡邊儀右衛門、山田簡司等ヲシテ、受授ヲ了シ、又之ニ應對セシム。諺、是月時勢ニ處スルノ要ヲ舉ゲテ藩士ヲ戒飭ス。

一當時勢、別て、貴賤上下之分を相鑑み、禮讓を主とし、信義を以親敷相交り、心得違無之様、互に切磋一和し、各可被抽忠勸、若説諭不相用、難差置儀は、其段可被申出候。自然、及刃傷之義有之候ては、假令、忠志より雖相起、罪科難遁、私意を以、喧嘩口

論、堅致間敷事

一御國家之爲、心付候儀は、銘々一存を以可被申出、徒黨ケ間敷相集、所存申立、或は事實不分明之書類に寄、浮説等相唱候ては、自然御國害を醸し候様相成、不相濟事に付、可爲嚴禁事。

一諸事省費用、節儉相守、銘々質素に取渡、實意を以て文武研究、御國家達用之心懸專要に候。必華美驕奢之振舞、且耽淫酒之義、一切有之間敷事。

一農商へは、以信實哀隣相加へ、暴言暴行等有之間敷、萬一彼等非禮有之は、他迄も及教諭、其上にも不相用節は、名前相糺し、其筋へ可被申出、若、其儘難差置筋合等有之候は、當人を差押置、其場へ立合候者、同道にて、事情具に御役筋へ訴出、可被受差圖、相當之罪科可被仰付候。一己之以決斷致所置候義は、制禁之事。

一他所人へは、他迄禮讓を盡し、言行を慎、信義を不失様、親睦に付合、私之爭論致間敷、聊之事よりして、御國害を生じ候儀有之候ては、不相濟に付、精々堪忍を主とすべき事。

右之條々、嚴重相守可被申候、若違背等有之に於ては、御政道之差障とも相成候義に付、無據嚴科可被仰付候。八月、職役、加判、段二仰、

又、京都ノ八山中法橋、嘗テ草スル所ノ救荒策ヲ致サシメ、民政ノ参考ト爲ス。

平目付廣島ニ
遊ル依テ藩情
ノ疏通ヲ計ル

九月四日、軍目付長谷川久三郎等、廣島ニ還ル。因テ、毛利家ノ爲ニ、其藩情ヲ幕府ニ告ゲテ、其冤ヲ解カンコトヲ囑ス。久三郎等、廣島ヲ經テ東歸ス。尋テ謹慎ヲ命ゼラレ、明年四月釋サル。是ヨリ先、軍目付、長州藩ヨリ送還ニ付テハ、彼ヲ利用シテ、我藩情ノ疏通ヲ計ルハ、時勢ニ處スルノ得策ナルヲ以テ、豫メ福羽文三郎ニ囑シテ、其案ヲ立テシム。文三郎、侯ヨリノモノト、藩士一同ヨリノ依頼ト兩案ヲ作り、之ヲ有司ニ致ス。乃チ依囑スル所トナル。

一當藩苦心仕候次第、吳々も徹上仕候様被成下度、時勢誠に以恐入候次第に付ては、此程、隱岐守より家來差出し、上言仕候儀も御座候。右書面扣、乍御内々、備御一見候間、御合御周旋被成下度、速に太平御挽回之時に向ひ候はゞ、天下之大幸無此上儀に御座候事。

一當藩、兼て被仰付候二ノ見之儀、情實具に申上、先度以來、歎願申上候間、是又、程克

被成下度、且又、六月十六日、長州人、當領内及通行候節、取計方等之儀は、兼て御申上も被下候様、御考之儀共、夫々御申上可被下候。

一當藩種々御取扱仕候へども、終に乍御役外、長州御應接として、御行向相成候始末、程克御申上被爲在、就ては、長州父子之心實、士民之情態、具に御申上被爲在、度是まで上下懸隔、意味貫徹不仕場合より、差縫相増、終に即今之次第とも相成歟之所能々御操分け被仰上、御恩威宜に適ひ候様、御盡力被爲在、度奉存候。此度無據御役外之御應接も被爲成候上は、屹度其御甲斐被爲在候様、御座候はゞ、却て御忠節相顯れ候儀に可有御座奉存候事。

右者、趣意之所迄申上候、廉々御汲取、御盡力被成下度、前々申上候様、隱岐守よりは、此程、建白も御座候旁、當度は、別段上書等不仕候間、何も御亮察被成下、吳々も當藩苦心之程、御申上被下度、奉願候儀に御座候。此段、藩士一同、懇願仕候以上、

八月、

侯より、

方今之時勢、何共恐入候次第に御座候。然は、乍御役外、長州御應接と相成、其砌御届書之案一見、扱々當藩之爲御考被下候條々、忝次第存候。此度御歸阪に付ては、

此上御盡力御座候て、是迄之如く、一偏に長州御征伐之儀に無之、條理分明にし
て、御恩威相立候様相成候は、無此上御忠節と相成可申、既に於當家、過日以來、
二ノ見御斷願出候も、畢竟爲御國家忠意を以申上候事にて、漫に御沙汰を而已
相守り、却て御威光を損じ、笑を千載に残し候ては、不相成儀と相考候、猶此程及
建白候次第も、御座候、委曲は、役人共可申述、万々御依頼致し候、實以、箇様御役外
之進退に相成、御苦心之程及深察候當家へ御懇切之段、厚忝、御挨拶申方無御座
候、此上、諸事御都合御忠節相立候様、御盡力被成度爲御國家、此段相祈候事に御
座候以上、 月 日。二號三三ノ二、

十一月十三日。長門藩使者、益田石見、梨羽右衛門來り、前日ノ信問
ヲ謝シ、毛利侯父子連名ノ親書ヲ贈ラル。其意、善隣ノ情誼ヲ厚ク
シ、俱ニ力ヲ國家ニ致サンコトヲ欲スルナリ。

芳簡披閱仕候。如貴諭、寒冷之節御座候所、彌御安康奉賀候。然は、弊藩、近來之事情
御推察被成下、態々御重役を以、御懇切被仰越、御念入之次第、忝奉存候。就ては、此
已後、別て御心付之義は、可被仰越に付、自此も、愚存可申述との御事、御隣交之御

情誼、奉拜謝候。右御答禮として、賤价差出候に付、短翰修呈如斯御座候、頓首拜復。

霜月。

廣 封
敬 親

津和野雅兄座下

再陳、時氣折角御保護奉祈候。尙先日は、御國産之品御惠贈被下辱、自此も、乍
磁品入資覽候間、御留可被下候以上、 甲第四號ろ、

右ニ對シ、長州侯へ親書ノ答案ハ、左ノ如シ。

此度、態々以御使者御丁寧に被仰下、尙御手翰を以、委細被仰下候趣、夫々致承知、
殊に御品をも、數々御送り被下、被入御念候段、厚難有、從是こそ、此上別て厚御交
誼相結、萬端無御伏藏被成下候様、相願候、右御禮、厚申述度、此段御父子様へ、宜申
入候、先般は、使者差出し、尙自翰を以、委曲申進候所、夫々御承知被下候段、千萬難
有、其節は、段々御丁寧に御取扱、殊に致拜領物候趣、厚難有存候、吳々も、以後別て
御懇情被成下、諸事被仰合被下候様、此上厚相願度、彼是宜申述候、 乙第九號

十二月十日。曩ニ討長ノ役ニ、藩内一致、規畫宜ニ適ヒ、遂ニ干戈ヲ
動かサズシテ、信義ヲ全クスルコトヲ得シハ、眞ニ一藩ノ幸福ナ

毛利侯使ヲ遣
ハシテ前日ノ
信問ヲ謝シ父
子連名ノ親書
ヲ贈ラル

毛利侯父子へ
ノ答案

藩士ヲ慰勞シ
制外口ヲ定ム

リ。是レ上下同心協力ノ致ス所ナレバ、人々銘肝忘ル、ユト莫ク、益將來ノ勵精ヲ望ムノ旨趣ヲ告ゲ、貯餘ノ金若干ヲ藩士ニ頒與シ、酺宴ヲ開キテ、慰勞ノ意ヲ表シ、尋テ、毎月五日（候生、日、二十一日、夫）、（生、日、）兩日ヲ制外日ト定メ、是日ニ限リテ、郊外ノ遊歩、又ハ音曲等ノ禁ヲ緩メ、徐ニ士氣ヲ養ヒテ、他日大ニ伸暢スル所アレシトナ期ス。

過る夏、有事に當り、從來國論は一定の處、猶衆議承り、信義を盡し、干戈の沙汰に及ばざるは、實に當家の洪福いかばかりぞや、今日の座食は、全是藩中一致の力と、一日も忘るゝこと能はず。深く歡喜に堪へず候。然るに、時勢遂に不容易の次第に推移り、是迄偷安の處置に流れ候は、先見無之故と、既往を悔ゆるなり。當夏の場合、上下とも忘却致さず、此上一和致し、國家維持に心を盡し、吳候様厚く頼み思ふなり。 甲第二十四號

一 毎月五日、廿一日。

右者、近年時勢漸切迫に連れ、無餘儀嚴敷被仰出も有之候處、彼是深以御趣意、右

兩日、又は音曲取扱、或は野外遊行等、爵散之儀不苦旨、被仰出候。尤兼而節儉御示之通、前後に心を配り候儀、肝要之事に候。

十二月

大目付

於村呂我中

龜井勤齋傳

第四卷

終

於村呂我中

龜井勤齋傳

第五卷

第三編

藩政之四

(慶應三年)

目次

- 一 今上天皇踐祚並大喪ニ付、謹慎ノ令ヲ布ク。
- 一 大喪ニ因リ、討長ノ兵ヲ解カル。
- 一 書ヲ毛利侯ニ贈リ、大喪ヲ共弔シ、時務ヲ協議ス。
- 一 毛利侯ノ復東。
- 一 義倉ヲ設ケテ、軍事及非常ノ用途ニ充ツ。
- 一 楠公及元武神靈ヲ、養老館内ニ合祭ス。
- 一 社寺ノ舊弊ヲ改メ、神佛混淆ヲ禁ジ、本葬祭式ヲ定ム。
- ✓ 一 神社合併旨趣。
- ✓ 一 寺院合併旨趣及改正事項。

- 一 藩内士民へノ諭旨。
- 一 靈祭式。靈祭要録。喪儀式。喪儀要録。
- 一 葬祭式改正旨趣。一同上親諭。
- 一 大谷庄三郎ニ旨ヲ授ケテ、京都ニ遣ハス。
- 一 千葉五郎、江戸ノ事情ヲ報告ス。
- 一 老臣ヲシテ、豫メ事變ニ處スルノ決心ヲ告ゲシム。
- 一 慨志録成ル。
- 一 文學ハ、名分ヲ明ニスルヲ要トスベキコトヲ告諭ス。
- 一 侯、山口ニ抵リ、毛利侯父子ニ會見ス。
- 一 神野務、京都ノ狀況ヲ報告ス。
- 一 小柴、太右衛門、浪華ノ近狀ヲ報ズ。
- 一 毛利侯父子ノ官位ヲ復シ、其入京ヲ許サル。
- 一 吏員ノ功勞ヲ賞ス。

於村呂我中

龜井勤齋傳

第五卷

第三編 藩政之四

慶應三年、正月九日。今上天皇陛下、踐祚在セタマヘリ。去年、十二月二十九日。先帝崩御在セラレテ、世ハ諒闇ト成リタル由、此頃、京都ヨリ報アリシニ付キ、侯以下、藩内ノ士民、恐縮悲歎。赤子ノ父母ヲ喪ヘルガ如ク、舉テ國喪ニ服シ奉ル。是時、藩廳、左ノ令ヲ布キテ、謹慎ノ實ヲ表セシメキ。

所司代より、被成御渡候觸書寫

主上、當月十二日より、御發熱被爲在候處、御抱瘡之御病症にて、終に御養生不被爲叶、同廿九日、被遊崩御候。依之、鳴物停止、日數之義は、追て被仰出候。

十二月廿九日。

右に付、御家中之面々、鳴物、普請、家作停止。並諸稽古休業。月代剃候儀共、遠慮可有之候。尤日數之儀は、追て被仰出候。

今上天皇踐祚
並大喪ニ付諸
儀ノ令ヲ布ク

右之通、被仰出候條、其旨承知有之、支配有之面々は、頭々より、又者へは、主人より、手堅可被申付候以上。

正月九日。

大目付、慶三仰。

尋テ、大喪ニ因リ、討長ノ兵ヲ解カレ、諸藩兵、皆國ニ就ク。

龜井隱岐守へ。

從 御所、被仰出候趣も有之候に付、長防討手、暫時、兵事見合相成候處、此度、御國喪に付、一同解兵可致旨、被仰出候間、可被得其意候。

正月。

丙第四十二號。

同十五日、井川彦太夫ヲ、毛利侯ニ遣ハシ、親書ヲ贈リテ、大喪ヲ共弔シ、踈濶ヲ叙シ、尙ホ時勢ニ處スルノ急務ヲ協商セシム。毛利侯父子、同時ニ復東ヲ致シテ、其厚情ニ酬イラレキ。

拜啓、春寒之砌、御座候所、益御勇猛被成御起居、奉敬賀候。其後は、彼是御踈濶打過、恐縮仕候。平に御海容可被成下候。毎度、何角御懇切に被成下、千萬拜謝仕候。依舊萬端宜奉希候。舊臘者、乍恐、於京師も、何共不可謂御次第、誠に驚愕不過之。實に御

大喪ニ因リ討長ノ兵ヲ解カ

齊テ毛利侯ニ贈リテ大喪ニ共弔シ時務ヲ協議ス

同歎之至、此先如何と苦慮仕候義に御座候。右は、御動止奉何度粗々敬白。

正月十六日。

再陳、隨時御自玉奉祈候。次に、小生無恙罷在候間、乍憚御放念可被成下候。扱時勢も、不相替混雜、嘸御賢配可被成と、御心緒日夜奉恐察候。此節柄、甚不憚様相移候へ共、憂慮之餘、何角相何度、御内々側向之者、差出申候。依て粗品、態と奉入貴覽候間、御笑留可被成下候。書餘多々申上殘候。不盡。

鴻城兩大人机下。

三松拜。甲第四號は、

華墨忝薰誦仕候。如命、春寒之砌に御座候所、益御勝常可被成御起居、奉遙賀候。然者、御使者被差越、何寄之品、御惠祝被成下、毎々不被為捨置、御淳篤之段、不堪感荷奉拜受候。舊臘は、於京師、奉恐入候次第、驚愕之至、此事に御座候。此先天下之形勢如何可相成哉と、御同苦仕候。右貴報まで、草々申縮候。頓首。

正月十八日。

二陳、辰下爲國、御氣色不被爲損様、奉祈候。尙家來之者共へ、毎々御厚被仰付候段、忝乍末、毫奉多謝候。父子義、近來痛所有之、執筆不任心底、不取敢代毫を、以及御答候段、海容奉冀候。再拜。

毛利侯ノ復東

三松賢兄。玉机下、

誠齋。精齋。甲第四號い、

二月朔日。馬場半兵衛、討長解兵ノ公文ヲ齎シテ京都ヨリ歸ル。明日、半兵衛ヲ山口ニ遣ハシ、又、筑前太宰府ニ至リ、三條公ニ謁シテ、上國ノ近況ヲ報ゼシム。諸奉、同六日、長藩使者、山縣箴來リテ、國喪ヲ共弔シ、前日ノ信問ニ酬ユ。諸、

三月十九日。財政整理革新ノ令ヲ布ク。其要ハ、時勢ノ急迫ト共ニ、藩費貲ヲレズ。今ニシテ之ガ方法ヲ設ケザラバ、終ニ救済スベカラザルニ至ラン。乃チ義倉ヲ起シ、藩士俸祿ノ多寡ニ應ジ、三分ヨリ、二分八厘ヲ率トナシ、毎年蓄積シテ、軍事及非常ノ費途ニ充ツルナリ。當時、侯ガ親諭、當職、多胡淡路ガ示達ハ左ノ如シ。

斯る時勢に、立到リ候に付ては、我等よりして、太平之風習一新致さずては、當家永續相成がたくと、彼是苦慮致し候折柄、淡路に於ても、同様の存念申出候に付、彌改正に決心、實用取調申付候。依ては、追々沙汰に及び候廉も可有之候處、差當勝手向、必至差支の事に候へは、諸事格別に取締は勿論に候へども、何分夫のみ

義倉ヲ設ケテ
軍事及非常ノ
用途ニ充ツ

にては、行届兼候様にて、役筋より申出の旨も有之候。就ては、我等存念、精々申聞候へ共、實に不得止事次第に付、一統難澁の中、甚乍不本意、此度、當職より可及沙汰候間、無餘義次第、深く相察、吳可申。我等に於ても、乍不肖、此上政道に心を委ね、艱苦を同じ、俱に國家を維持いたし度所存に候間、孰も社稷の爲、益忠勤致、吳候様、頼入事に候也。度三仰、

追年、時勢に連れ、御内證向、益御逼迫に相成、實に荏苒被爲過候時に無之、御政道、御更張被爲在、御根本を厚く不致ては、顛覆之憂難免と、寢食を忘、日夜煩念之餘、御行形之處、昨冬爲取調、一統へ拜見被仰付、並拙者存念書付を以て、御話申、各方御存念も御尋申候處、無腹藏、早速御忠告之段、大慶不斜、篤と熟考、彼是具に申上候處、御感思召、速に御改正被仰出、諸事御委任被仰付、不才之拙者、何共奉恐入候へ共、奉報御鴻恩候は、此時と存、決心御受申上候に付、役々御用懸も被仰付、猶其後、再三遂穿鑿、不得止御廉丈ケ、差置、其餘、御手元始、諸廉格別に御省略被仰付候へ共、元來御不足之所、諸價彌増、沸騰、隨て紙蠟御直段も、相應には候へ共、諸色沸騰に比ぶれば、米價殊更高直故、御不足は、倍御不足と相成、行先御取續之御目的、實に不相立、乍去、表御用人中へ、種々及談判候處、萬事御改正、御法簡易に歸著

いたし候。諸廉格外に御減省に相成候は、彼を以是を補ひ、先つ今日之上は、如何様にも致見不申て不相成段申出候處詰り、不時災變御手當無之而已ならず、時勢切迫に當り、眼前難差置、兵事御用度も御手薄にて、何共恐入候次第に有之候。この上は、不能申、御同様臣子之身分、如何様にも致難難、奉維持御國家候儀第一にて、全體兵事之義、是迄御規則も瞭然と相立兼、且太平之餘り、諸廉繁多にて、御國力難被爲行届候に付、大目付筋へ及沙汰、篤と爲取調、相同、此度改て、御軍法始、從僕に至る迄、簡易に御定被仰付候へ共、御用度之儀は、幾重にも御手厚に無之ては、不相叶義に付、別段義倉御取建相成り、拙者始、俸祿之多少に應じ、割合を以、不虞御手當として、年々右義倉へ相納め、出納萬端公平に致し候は、永積不朽之御法則にも可有之、其上、奉維持御國家候微志も貫徹致し候儀と、只管存込、則義倉規則爲取調、相定候儀に候、仍て、被爲出來候譯には無之候へ共、格別之御主意を以、是迄諸拜借之内、御了簡被仰付、並旅借、催合等、御轉に相成候。右、義倉御銀、御取遣之義、委細規則書之通、軍事、旅勤は勿論、文武稽古用、御積銀定例之外、臨時入用之廉、猶其餘、時に取、御公役、又は、窮民御取救等へも、無御據御取遣相成候儀も可有之、此段兼て被致承知置度候、尤此先、御手當向相調候上は、時

に取、御取計振も可有之候。其外、御存付も有之候は、無腹藏承知致度存候以上、

三月。

多胡淡路。 殿三仰。

四月二十日。多胡兎波、奈古屋謹藏ヲ京都ニ遣ハシ、時機ヲ偵察セシム。是時、侯將ニ上京シテ、素志ヲ伸ベント欲セシヲ以テナリ。諸五月二十五日。楠公、及ビ、元武神靈ヲ、養老館内ニ合祭シ、侯、歌ヲ献シ、又有志者ヲシテ、歌詩ヲ献詠シ、劍槍等ノ武ヲ演セシメテ、士民ノ忠勇ヲ勵マシ。當時ノ祭文、左ノ如シ。

楠公及元武神
靈ヲ養老館内
ニ合祭ス

懸卷毛畏伎、元武乃大御神乃大御前爾、大宮司等、敬比慎美畏美毛申左久。斯留時世爾、上毛下毛平久安久有經留事波母、大御神乃大御惠爾、由留事也止、御禮業乃端端毛仕奉平止、此文武乃御館爾、假殿設備且、大御神實、招奉座奉且、各其業、莫令覽給事毛爾。南、又、言別且、贈正三位楠乃卿乃命乃大前爾申久。今月廿五日、波志、卿乃命乃祭日爾侍、卿乃命、鑑止爲侍流、武士乃伴雄達、殿乃祖神、元武乃大御神止、御諸共爾、此假殿爾、大御靈、招奉座奉且、其道々業々、莫同令、覽給比、又御諸共爾、受左給、大御饗乃品々、御机爾取並且奉給留事乃由、莫平久安久聞食且、守

乃殿乃大御許貸始侍人々又國內乃公民障事無久禍事無久夜乃守日乃守爾守幸給_比其道其業莫令榮給_比畏美畏美申須。

社寺ノ舊弊ヲ
改メ神佛混淆
ヲ禁シ本葬祭
式ヲ定ム

六月十日是ヨリ先社寺改正ノ旨趣ヲ諭達シ其舊弊ヲ釐革シ大ニ神道ノ廢レタルヲ興ス乃チ新設ノ社寺ヲ舊社寺ニ併セテ永ク保存ノ法ヲ設ケ神佛ノ混同ヲ禁ジ別當社僧ノ類ハ還俗セシメ愚民迷信ノ弊ヲ斷チ因テ以テ民費ヲ減ジ墾田數町ヲ得又同時ニ神葬式靈祭式ノ調査ヲ福羽文三郎大谷庄三郎ニ命ジ二式次テ成リ之ヲ藩内ニ頒ツ當時ノ諭達等ハ左ノ如シ。

社寺御改正御趣意書

此度改正之大主意は二百餘年大平打續しよりして漸々諸事煩雜に相成古代質素之風取失ひ世上一般疲弊彌増人心輕薄に成行自然諸藩不穩形勢に押移り既に昨夏に至りては干戈相動遂に皇國紛亂之時勢と相成從天子庶人に至迄其安する所を知らず於當領も此儘在苒と打過候時は人民塗炭之苦に陥り可申は必然之義實に不便之至且永く保國家候義も難相成日夜致苦慮就

ては斯る形勢に立至り候事とも致考察候に全天運變革之時に可有之仍ては事業手後れに不相成様及處置國家維持之策略可施機會に付何分にも昇平之舊弊一洗古代質朴之風俗に立戻り人心を安し社稷堅固に永續致度存念よりして不得止事今度及沙汰し也右に付ては萬事簡易に無之ては永久難相成勝手向取續も出來兼候は勿論之義猶改正之次第においても基本相立不申ては諸事姑息に流れ却て弊を醸し候様成行無益之處置に可相成元來神代以來連綿たる皇國之事に候へは第一に可致尊神は勿論之義然るに後世私心よりして狼に新社造營漸々數多之儀に相成自然手も届兼却て古代之神社は疎に相成居候類不少及後年ては如何様之次第に可相成哉難計就ては眞實之尊敬とは難申約る處失敬不信之至に付奉對神慮不相濟次第仍ては此度不得止事近來取調候新社之義は合併致し簡易にして古來之神社一同に永久祭事執行尊敬之實意相達度仍て及其沙汰候佛法之義は元來中古異國より渡來致し漸々相廣まりし事にて當領寺院にても御入國以後餘程多分之増に相成第一田畑を塞き其上僧侶之心得違よりして人民を令惑溺之場合にも立至り國害共相成義尙右様多端に成行候よりして寺院にても諸事行届兼約る處人民之疲

弊と相成甚歎け敷次第。遂には、於僧侶も、佛像回向は扱置、堂塔之世話専務と可相成。夫にては、佛道之本意にも相叶間敷、且右佛法盛に相成よりして、一統尊神之道も取失ひ、自然加護薄く成行事とも眼前之義即、神國之本體相忘れ候道理、右様之次第にては、難保社稷義に付、是又、此度及轉法候、右基本よりして、諸事改正、永續之法則相立、人心厚く一致、國家維持致度存念に有之候。右主意、及改正轉法之沙汰候也。 丁卯五月。 甲第二十六號。

此度寺社方へも、御改正被仰出、神社、寺院等、合併被仰付候向も有之、就ては、銘々家屋敷外に建立之神社、佛堂、並小祠等に至迄、當年中に取除可申候。右之趣及演說候様、被仰出候以上。

六月。

大目付。

覺。

御領内鎮座之神社に、奉仕之社人共は、常例祭禮始、朝暮之參勤無忽相務、御上、御武運長久、並萬民幸福を奉祈念職分之者に候、然る處、御入國以來、數百年の星霜、押移候内、自然と、古來之風儀も相弛み、畏きは神靈に奉仕之、大切成職掌も辨し兼、中には、身上之不行跡、或は種々之奇説を唱へ、諸民を致誑惑、佛法にも劣り候

合併旨趣

所業も有之哉に相聞え夫に隨ひ、衆人も、新社之建立、杯善事として、其郷里、病難有之歟、猪鹿、田畑に障り候へは、直に其場所へ、新に社を設け、種々の神靈を致勸請、狼に神社を致玩弄候風俗に相成行、當時御領分中、莫大之新社相増候に隨ひ、古來有名之社は、却て、鹿略に相成、社内之修覆も行届兼、中には、神體も雨露に曝し候社も有之、扱々苦々敷至に候、かゝる不敬も、畢竟不相應之社數より差起り候上、太平之世と違ひ、當時戰國同様にて、猶此先き、如何之變轉難止時勢にて、所詮是迄の行形にては、永く神靈尊敬之道も難相盡候、御上御崇敬之御社始、元和三年以後勸請之社は、古來之社へ御相殿に被爲遊、其分御領分組々村々迄、別紙之通被仰付候、然る上は、社殿も不及破壊様、修覆も相届き、祭禮始、神職之者朝暮之奉仕も行届き、先永く尊敬相盡、無此上事に候、猶又、神職之者、家子に至迄、神道祭に被仰付、其外、諸事御取調之上、是迄之弊風、御改革被仰出候間、難有御主意遵奉いたし、一入神道に心を委ね、舊習之拙を改祭禮始、無益之費を省き、相成、丈夫古風に便り、潔齋重と神事執行可致候、併下方の者に至候ては、自然斯る難有御趣意、却て取違、新社御相殿を始、如何に相考、兎角申合候様之義、萬一も有之候ては、不相濟義に付、譬は田畑に有來之社、外へ遷候共、神明之加護に替り候義無之、爲

重社へ御相殿にて、永年尊敬相盡し候へは、却て加護も相増候義は勿論、神國伺之、不容易次第始神職之者よりして、懇々致説諭深く御主意致貫徹候様盡力有之、此上報國之心懸肝要之至りに候以上。

慶應三卯年六月。

羽田恒左衛門殿三寺社、

寺院合併旨趣
及改正事項

數百年之太平、打續候て、御領内寺院佛堂、漸々建立相増、當時にては、御領内不相應之數に相成、元來、無祿之寺院にては、別て門徒之助勢無之ては、渡世相成兼候は必然に候、斯莫大之寺數にては、土地之疲弊、人民之困窮にも立至り、加之、當時戰國同様にて、物價は、倍及沸騰候、旁所詮是迄之行形にては、一統は勿論、於御上も、御手不被爲届約る處、寺納も減じ、佛堂修補も心に不任、遂に爲重佛像、雨露に曝候様可成行は、眼前之義に付、何卒多端之廉を省き、先永く諸佛尊敬之道相盡し候様との御趣意にて、此度御取調之上、御上、御菩提所始諸宗法會等迄、夫々御轉法被仰出候、實に時勢旁、不被爲得止御主意、篤と奉恐察、彌精勤可有之中には、當分差支之筋可有之歟にも候へ共、約る處、入費を除き、且寺院合併に隨て、門徒も相増候へば、自分相互に、永續可相成譯に付、是等之處、克々相考へ、寺用を節儉

に取渡、御趣意嚴重に相心得可申候。以上。

卯六月。

奉行

寺院中

一 御入城以來、數百年之星霜相移候内、寺院並佛堂共、漸々新に建立相増、即今にては、御領分中、莫大之寺數に相成候處、斯多端にては、土地之疲弊も不少、時勢旁於御上も、夫々御手不被爲行届、一統も困窮之折柄に候へは、不得止事御取調之上、煩多之廉を省き、左之通御轉法被仰出候間、御趣意篤と奉恐察、御沙汰之件々、嚴重相心得可申候。

御轉法覺

一 御領分中、所々に有之佛堂、總て本寺へ合併被仰付、本寺無之堂舎は、其最寄之寺院へ合併被仰付候間、佛像は勿論、當時滞在致させ候人柄共、其本寺へ引取可申事、尤本寺無之分は、出生所へ可差返候事。

但、元和二年以前建立之分は、合併之義、本寺住職之者可爲勝手事、尤建立年月、不分明之分は、不殘合併前に同斷之事。

一 御領分寺院住職之者、以後、他領へ移轉不相成、尤是非致移轉度候は、御聽届は可被仰付候へ共、後住願不相成候事。

但、當時住職之者限り、當年中は、是迄之通、移轉御聽届被仰付候事。
一 諸寺院共、爲對譯柄無之寺院は、二十ヶ月以上無住に相成候へは、後住不相成候事。

一 諸宗共、永々無住は相成候へは、其本寺又は最寄同宗之寺院へ合併被仰付候事。
一 御領内寺院へ住職之者は、御領内にて、二十ヶ月滞留之者に無之ては、入院御免不被仰付候事。

一 一向宗、並修驗、其外他宗にても、當時住職之者共、還俗之上、御奉公願出候へは、御扶持被下置、被召抱候事。

一 一向宗、並修驗共、以後他産之者にては、住職不相成候。尤無餘義譯柄有之候は、此段願出之上、御讚談可被仰付候事。

一 宗門改は、是迄之通、年々相改候へ共、寺印之儀は、子午の年被仰付。尤委細、其節可及沙汰候事。

一 永明寺、光明寺之外、諸寺院に有之、御先靈様御位牌は、不殘御引上げ被仰付候間、御城下は、奉行所へ差出、在中は、御代官所へ差出可申候事。

一 總て、寺院へ御寄附之御品は、其節限、以後御修覆不被仰付候事。猶又、御寄附御品

之外、猥に御紋付候儀不相成候事。

一 向後、金銀付之佛具、相調候義被差止候事。

一 諸宗法會之義、當時勢に付、左之通御定被仰付候事。

一 永明寺之外、於禪家、江湖會、全く自力を以致執行候へば、是迄之通御免可被仰付候。尤江湖中、五則之外、多人數相集、法會不相成候事。

一 於諸寺院、一日供養始、種々之名目を相唱へ、多人數相集候所、右等之義、一切被差留候。尤祖師、並先住年回之節、法會相願候は、御讚談之上、御免可被仰付候事。

一 一向宗法會之義、左に

一 報恩講十一月廿七日より廿八日迄。

一 永代經隔年。

一 祖師、並先住年回。

右、諸宗共、門徒之世話に不相成、住職之者、自力を以法會執行致度願出候は、御讚談之上、御免可被仰付候へ共、他領僧相招候義は勿論、其寺院住職之者之外、法話不相成候事。

- 一前條法會之外、俗家にては勿論、寺内にも、多人數相集、法談一切不相成候事。
- 一盆中、棚經として、俗家へ罷越候儀、以來被差止候事。
- 一寺内及大破、普請取繕候歟、又は寺用無據義有之門徒共へ、米銀助勢相頼度候はば、其段委細書付にして伺出、可受差圖候事。
- 一是迄、大般若轉讀始、佛法祈念之献札、仕來之寺院有之候所、當時勢に付、献札被差止候事。
- 一以來、諸寺院にて、差置候僧共、出入嚴重に可届出候、初て差置候輩は、生國は勿論、師之名前迄、委細書付にして可届出候事。
- 一當時勢に付、無印鑑、御廊内へ出入被差留候事。
- 但、御城下寺院へは、願出之上、兼て印鑑可相渡候、在中寺院之者、無據用向有之節は、願出之上、可相渡候事。
- 一諸寺院、是迄拜借米銀、此度御轉法に付、格別之以御憐愍、慫不殘捨拂被仰付候事。
- 一諸寺院、祠堂利米之義、從來村方百姓共、不容易難澁之趣に付、利米之内、五朱方元入にして、米受取可申候事。
- 一御領内、寺院、僧侶共、本人始、家子共、衣服万端、別紙之通、可相心得候事。

右之通、此度御改革被仰出候間、御沙汰之件々、嚴重に相守可申、萬一、心得違之族於有之は、屹度嚴科可申付もの也。慶應三卯年六月。奉行。慶三寺社、

藩内一般へ

此たび、御領分うちへ、おほせいだされし御改正と申は、年久しく、人もよろづのものも、世と共にうつりかはるにしたがひ、おのづから、物ごとむかしの心、正直なる事は、みなすたれて、何ごとも本をうしなひ、おもてばかりをかざるやうになりゆきしゆゑ、そのあしきことをあらため、むかしのよきならはしにたちかへり、むつまじくさきく、までも、心やすく暮さるゝやうに、とのおほしめしにて、おそれおほくも、昨年より、あけくれ御心づかひ遊ばされ、御上御手もとをばじめたてまつり、御家中、在方、まちがたへも、これまでのあしきことをばあらため、よき正しきならはしに、立かへるべきやう、おほせいだされ、それよりして、神のおやしる、佛てらのことまで、御さたこれ有しなり、このやしる、寺のことは、とし久しく、なにの御さたむきもなく、うつり來りしことゆゑ、わけて、とりかざりのみおほく、まことより、うやまふ心は、うすくなりゆきしにより、いまかく御せわこれある事なれども、下がたにて、何のわきまへもなきもの、また、女子供は、あ

つきおほしめしをもどりちがへ候事もあらんかなればまづそのものわけ
よりよくくときさとしらせ申へしさてこの日本といふ御國は神のくに
ともいひて神々様より天子様の御さづかりあそばされし御國にておそれ
ながらいまの天子様にもまぎれもなき神の御すゑにあらせられ御血す
ぢも御つゞき遊ばされたる御事にてまことに尊き御國ゆゑ世界の内ほかの
國々おほきなかにもならびなき御國がらなりかくありがたき御國にうまれ
その地に生ふる五之くをたへ衣類を着家をつくりてあつさ寒さをもしのぎ
けふの日をやすやすとくらすもみな神々の御めぐみと御上のふかき御恩と
なればあさゆふわするることなくこゝろすなほにちのれくがなすべきわ
ざをおこたらずしてその御恩がへしをいたすべきことなりまた佛といふは
なかむかしよその國よりわたり來たるものにてもとこの御國のものにあ
ぬをいま世のならばしとなりて生けるうちは神につかへ死にては佛につか
へわか身も佛になるものやうにこゝろ得れ共佛のみちわたりきたらぬ前
の人おのれくの先祖なども何になりたるぞややはり死にて後までも神に
つかへみな神になりて居らるることなればその本たるわけをたれもよくよ

く考へしれば第一に神々を大事にうやまはねばならぬ事なりしかるに今は
その大事にいたしやうのちがひたることありまづ元和三年御當家様この御
國へいらせられしころは御領分のうちにてもわづか百あまりのやしるかす
にてひとむらふたむらひひとつぐらゐることなれば手もよくときさいじ
にすることも出来てよろしかりしをいつとなくあたらしき神のやしる出来
そひて今は千あまりも増し又佛の堂てらのかずもおなじやうにましひとび
と理もなきことばにまよひ又ははやりにはかされやすきゆゑこゝへは我も
くとあらそひまゐるかとおもへばかしこへはひとりもまゐるものもなき
やうになるなりこれもまことの心よりいでぬことゆゑつゞきかねいとさか
んににぎはひしもわづかの内におとろへさびしく成行やすくそのうへとか
く人はめづらしきをこのむよりしてあたらしき神ほとけてらなどはさかえ
てむかしよりあり來りてそのところをまもりたまへる神の御やしるはある
かなきかのやうになりゆきたるものかずおほきなりこれらはみな本をわす
れたる事にて神はよくすぢをたてすなほにしていつまでもおこたらぬ心を
こそこのませたまへば何ほぞいのりてもこゝろかたよりては御ひきさうけな

く、ほかの神よりは、あろそかにいたす御とがめをうくるやうになるゆゑ、あさ
 ゆふ、いかやうにねがふとも、其かひなきのみならず、風水のうれひ、又は、あしき
 やまひなど、さまざまのわざはひあるは、まのあたりのことにて、ふかくあそ
 るべきことならずや、なほ、ちかきころは、世の中おだやかならず、つひに、昨夏は、
 いくさなどはじまり、又このほかなる米のねあがり、それにつれて、よろづの
 物のあたひも、たかくなりしゆゑ、さきく、きづかはしきをりからなれば、この
 御領分には、あはぬ、あまたなる神の御やしる、ほとけの堂にては、とても、御上の
 御手もと、かせられず、下かたにては、なほさらのことにて、ゆくすゑは、神の御
 やしろをはじめ、ほとけの堂、てらなど、やぶれはて、もつたひなくも、神體、佛さ
 う、あめつゆにさらすやうなりゆかんこと、まことに、おそれおほく、又、いかほど
 の御とがめあらんも、はかりがたきことなれば、あたらしき神は、むかしより、あ
 りきたりの尊き神の御やしる、御あひてんになし、ほとけの堂、小てらは、その
 おなじ宗旨しゅうじのてらへ、あつめ候へば、ふしんはじめ、よろづの事、よくとゞき、いつ
 まても、かはりなく、うやまふこと、ろつくさるゝやうになり、人々も、あちら、こち
 らへ、ゆくとはちがひ、いくたびも、まゐりやすく、神は、いづくまでも、まゐりたす

へば、その御あひてんになりたる、一處ひとところの御やしるへ、まゐり、まことの心より、よ
 くく、うやまへば、これまで、あなた、あなたにありし神々を、みなだいにいた
 すわけにあたり、かたよることなきやうになるゆゑ、ねがひ事も、とゞきよく、神
 々様も、よろこびおぼしめすより、いろく、あしき事なきやう、御まもりくださ
 るゝからに、よき事も、ほくなり、もし、かせ、水など、又は、はやりやまひ、そのほかよ
 からぬ事ありとも、其わざはひには、あはざるやうにと、御たすけあるべきなれば、
 おのく、あんしんして、世をわたらるゝなり、かくまで、あつきおぼしめしにて、
 此たび、御あらため、遊ばされし事ゆゑ、いづれも、ありがたきことを、よくく、か
 んがへしるべきなり、しかるうへは、何事も、とりかざりなく、まことの心を、さき
 として、うちわとりしまり、こと少にして、神の道と、ほとけのみちとに、わかちあ
 ることを、よくく、わきまへ、御上を、だいにし、おのれく、の先祖せんぞはじめをお
 もんじ、ちゝは、つまこ、兄弟のなかむつまじく、友だちへも、親しくまじはり、其
 身のはたらき、おこたらずば、おのづから、其家ながく、榮え、いとめてたき事とも
 にて、まことに、この御國の御幸ごきは、ひ、此うへも、なきこととも、なり、かくありて、こ
 そ、むかしの、すなほなるよきならはしになりたり、といはるゝことにて、いかほ

どうか御上にも御よろこびおぼしめさるべくくれぐれもおの／＼こころえちがひなくおほせいだされの通りをよくくまもり申すべきことなり。

慶應三年丁卯六月。

慶三神社。

政府。

書記、豊田祐順。八十八新。

靈祭式

靈祭式。

一先靈は、墓處を以本とし、猶居室においても、祭の日柄、忌日、春秋の祭、年祭等、恭敬をつくし、祭式可致事。

一祭式は、輕重、其分限、且其靈に寄り候事に候へども、先、供饌、神酒、洗米、其外供物等いたし、祭文を讀、玉串を供へ、拜禮可致候事。

但祭主は、其家の主人、相勤、供饌、供物等は、祭主、並家内親族等相集り候もの、式を立候て取行候事。

一春秋之祭は、正月元日、二日、三日、七月、朔日、二日、三日、尤秋の祭を重く致し候事。

但祭式は、分限に應じ、輕重可有之候事。

一年祭左之通。

靈祭要録

一周祭、三年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、四

十年祭、五十年祭。

右五十年以後は、五十年毎に相祭候事。

但祭式は、分限に應じ前に同斷、猶右に付、先靈佛事之義も、其檀寺へ掛合、右之年割に相轉可申事。

靈祭要録。

一先靈を祭るには、墓處を以本とすべし。然れども、毎日の拜禮、又供ものなどは、墓處へ致しがたき事なれば、居室中に靈屋を設け、注進を引て、位牌をまつり、毎朝、神明を拜するより引つぎて、これを拜すべし。もし、身にけがれありて、神明を拜することは、欠く日といへども、此先靈をまつることは、かくべからず。故に、神明と、同棚にまつらず、別に、靈屋を設くべきなり。亦先靈代々の中にも、父母は、ことさらにしたしく祭るべし。すべて祭りやうは、其身の分限と、家の貧富にもよることなれば、一概にいひがたし。併士以下の處にては、日々食するもの、清き品を供へ、時にとりて、めづらしきものなどあらば、可供之。

一祭を重くするときは、式をたて、まつるべし。これ又、上中下、みな分によりて、差

別あるべきことなり。まづ、家臣ある人は、それをして役にあて、主人、祭主となりて、其勤を専とし、祭文をよみ、又、人々を立並ばせて、供物を送らせ、祭主、これを供へ、畢て、拜禮にも次第を立て、玉串など相供へ、靈を尊ぶべし。又、さもあらぬ家にては、家内、並來會せる親族の婦女などに、とり運ばせて、供物などいたし、祭文、玉串、形ばかりのことにて、も執行ひ、實意の祭を勤むべし。玉串といふは、榊の枝に、ぬさをとりつけたるなり。榊あらぬ時は、餘の木にてもよろし、亦、小竹にぬさをとりつけても供ふるなり。いづれも、拜する時、それを机の上におき、手をうちてをがむことなり。又、其時、心々に、種々のもの供ふることども、これあるなり。

一 先祖、並祖父母の日柄は、日柄毎に、事をつし、し、遊宴、漁獵など、最も慎むべし。世に、祥忌日といふ代々の祭日には、殊更、謹慎恭敬をつくし、墓まゐり、菓子、花葉の供へなど、怠るべからず、饌など、成丈心をつくして奉るべし。

一 春秋兩度に、代々の靈をあつく祭るべし。正月元日、二日、三日、七月初日、二日、三日をもつてすべし。尤、右年頭には、みな神明をまつることなれば、夫に準じ、鏡餅、飾物などいたし、神酒、洗米等供ふべし。七月には、此、神明を祭る式なきにより、先靈をまつるひと筋なれば、殊更、心に心をつくすべし。ねがはくは、位牌を別席にいだ

して、時の品々、又、饌をもたつぷりと供へて、諸の先靈を、合せまつるべきことなり。この外、毎月朔日、或は、五節句、或は、としこしなど、皆心をこめて可祭之。これみな、其身のいはひごとをいたすをりなれば、身のもとたる、父母、先靈不祭しては、不叶譯なり。又、元服、婚姻、昇進、代替り、年賀等、身に吉禮を行ふときは、臨時に先靈を祭るべし。

一年祭、さのごとし。

- 一周祭。 三年祭。 五年祭。 十年祭。 二十年祭。 三十年祭。 四十年祭。 五十年祭。

右、五十年の後は、五十年毎を祭るなり。この日は、ことさらに、其靈をおもひかへして、まつる譯なり。祭文も、其おもふころをいひつけ、又、奉るもの、品々など、細かに述べべきなり。又、かの式をたて、祭るべきことなり。

一 常のをがみやうは、懸卷、毛、畏支、何々之靈、乃大御前、といひて、手をふたつうち、頭をさげてをがむべし。年頭、五節句、朔日など、別段に神酒、供物いたし候日は、右のごとくいひつけ、今日乃祭、其請左世給聞といひて、後、かの手をうちて、をがむべし。此外、おもき祭をなすときは、かならず祭文あるべし。

但、祭文は、假字書にして、婦女子にても、よみ候様つくりおきてよろし。是、士は、勤によりて、祭日宿にあらぬこともあればなり。

一、總て、祭の器は、清潔を尊ぶこと故、白木を用ゐることなれど、實は、其家の有無に
よることなれば、有來りし器をきよめて用ゐてもよろし。然れども、銘々、酒食の
器、聊鹿なるを用ゐて、其費を、祭器に用ゐなば、何の子細もなきことなるべし。
一、供物は、ものによることながら、あまり長くおくは、不宣。匂を生ずるものなどは、
別てのことなり。花葉は、草木、何にても不苦。しかし、惡臭あるものは用ゐず。又、香
をたきて、惡臭をさらしむることあれども、靈前にては、もちゐざるべし。

喪儀式。

一、死體を正しく置、一應清め、枕上に机を設け、供饌、拜禮之事。
一、葬地を撰び、地祭を取行ふ事。

但、喪に預らざる人をして、御酒を供へ、祭文を讀、地祭を取行はしむべし。略し
候へば、祭文に不及、尤兼て墓處定置候へば、毎度此祭に及び不申候事。

一、死體沐浴、納棺に心を遣ひ、着用は、其身の盛服相用可申事。

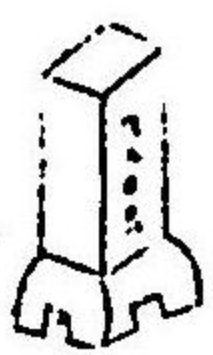
但、棺柩は、丁寧をつくし、外飾を不用。棺へ手馴の物そへ候事。猶亦、納棺後、寺僧

相招、香刺受可申事。

一、靈號を定め、位牌を設け、祭式、供饌、玉串を相供へ、拜禮可致候事。

但、喪主、祭主と相成、並可然人をして、式者とさだめ、祭文、供饌、玉串等、祭儀を取
行ひ可申。且、靈號は、實名、又は、詞名、漢語名、勝手次第、男女長幼の分別有之、位牌
の義は、製法左に。

角木にして、高さ四寸、巾一寸六分以下。



(男)何某之靈

(女)何某女之靈

(十四歳以下男子)

何童之靈

(十二歳以下女子)

何童女之靈

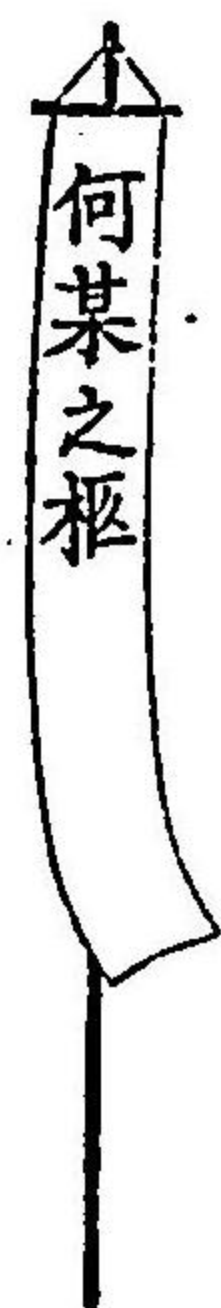
一出棺前、祭式致し、拜禮致し候事。

但、略し候へば、拜禮而已にても不苦候事。

一、旗一本、柩之前に爲持可申。小旗は、柩に付け候事。

但、圖左に。

旗、長サ六尺以下。



小旗、長サ四尺以下。



右之通、御家老以上木綿旗、御中老、番頭、三役人は紙旗、寄合以下、紙小旗相用可申事。

一 提燈は、白張提燈、御定之通相用、於野外は、松明相用候事。

但、旗提燈等、葬穴へ入れ候事。

一 葬地に至り、祭式致し、謹て埋葬致し候事。

但、葬地にて、祭式難相成候へば、出棺前取行ひ可申候事。猶亦、此祭式之前後、寺法、引導請可申候事。

一 墓誌は、假に、角木へ靈號を記し、建可申、後に石に改め候事。

但、墓誌は、認方、何某之墓と記し、墓石は、兼て寸法御定之通可致候事。

一 五十日相立候迄は、先靈と別段に相祭、其後、先靈一同に相祭り可申事。

但、五日目、十日目、二十日目、三十日目、四十日目、五十日目、相祭り、百日目、相祭り可申事。

右之通、相心得可申、勿論、寺法之義は、諸事及省畧候とも、檀寺に位牌さし置、年頭之參詣並、定例之檀役、年忌、新喪、銘々宗門之廉目丈、相存候心得可有之候事。

喪儀要録

一 死體をふせしめ、ん處に、先、疊にても、薄縁にてもしき、其上に、蒲團をしき、死體をふせしめ、枕をば東にし、面は北に向はしめ、手足をかきつくるひ、其上に衣服を覆ひ、枕の側に、脇ざしを置き、立鹽にて、死體をさよめ、それより、枕上に机をまうけ、洗米を土器にもり、片木にすゑて供へ、俗に、枕飯とて、枕にもりて供ふる。油火一盞を燈すべし。さて後、みなく、一應の拜禮をなすべし。其臥せしめしまはりへは、屏風を立廻し、屏風を逆に立ると、俗習なれども、いはば、常のごとく立べし。其側に、親類一兩人、晝夜共離るべからず。

一 葬地をえらばんには、先、其土地の神を祭るべし。穢にふれざる人をして、其地を

はらひ清め、薦をしき、机をおき、神座となし、神酒をそなへ、祭文をよみ、祭の作法あるべし。其祭文は、某の死體を、此處に埋るよしを、天神地祇に告て、地を借る趣を申すなり。又畧しては、祭文に不及、兼て定おきたる墓地あらば、土地を祭らず、一死體を沐浴せしむるには、夜にいりて、いたすべし。十二時ばかり過たるをよろしとす。扱、剪爪、理髮終らば、その身の盛服を著しめ、棺内にをさむべし。常に、手馴の品々を、棺内に添納め、事畢ては、靜に蓋をして、座敷に薦をしき、其上に移すべし。其側に、神一本を立後、棺前の作法すみて。其前に、机を設け、淨水一椀、散米、大麻を木に、麻草を結び。供へ、左右に、燈臺をおき、椀の前、器具を設け置くことは、亡者の罪穢を解除する心得也。吾身の惡穢を清むる。亦、供酒、瓶子、又は、陶にもる。供饌、飯汁、菜、肴、干魚、菓子の類。其外、存生の時、格別に好たりしものは、求て供ふべし。何にても、そなへぬといふ限りは、あらねども、總て家の有無に隨ふべきこと、肝要なり。又、靈前に供したる魚味、蔬菜、菓に至るまで、下げたるものは、腫て食す。私に、魚味、うまさものなど、喰べからず、かへりて、喪の實意をうしなふことあれば、よく、心をを用ゐつべし。亦、臭氣を除く爲には、香を燒ことあれども、靈前にては、かならず不用。草木の花にても、臭氣の花は用ゐざるべし。

一靈號は、何某の靈と定め、位牌を設け、祭の式あるべし。喪主の者、祭主となりて、祭文をよみ、酒饌、玉申等をそなへ、祭るなり。喪主は、悲哀にまぎれ、諸事に行とゞき申さぬ故に、親族のうち、又は、組合のものをたのみ、式者となし、悉くそれに委ねて、執行はしむべし。亦、靈號は、實名、詞名、漢語名等、隨意たるべし。男女により、其書やうあり。

(男)何某之靈

(女)何某女之靈

(男子)何童之靈

(女兒)何童女之靈

長治瀆齋之證

稜威道別武押別可美眞心靈神

故彌重孫一郎春遍之證

堅石立所大人

右之類、詞名なり。

山崎閻齋之證

垂加

右、漢語名

此類數多なり。

一出棺前饌を備へ、人々拜禮をなすべし。祭文玉串などあるべし。尤略し候へば夫に不及。

但、靈號定出棺同日なれば、兩度の祭を合せ、一度になすべし。又葬地に到りての祭式も、葬地にて其式出来がたき分は、出棺前祭文をよみ、一同に致しても宜し。

一葬送の供は、其身存生の格に應じて御制あり。又、貴きは賤しきに同じく、賤しきは貴きに同じき事を得ず、と令にも出たれば、其家々の有無を考へ、質素の品を用ゐ、無益のかざり有るべからず、其用意すべき品々左に。

提灯。

銘旗。

杖。

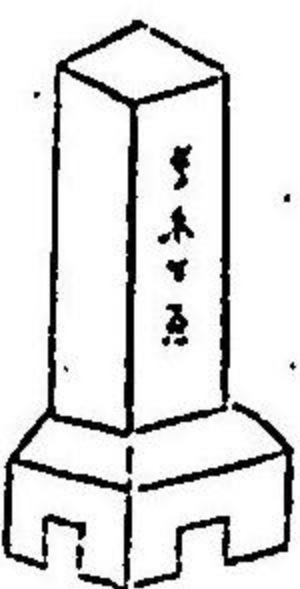


但、竹にて作り、柄を五寸計り紙にて包む、喪主の持料なり。

松明。

但、途中松明をたく事本儀なれども、今は、提燈をとすこととなりたり。されども、市中外にては、松明を用ゐるなり。

薦。位牌。



墓誌。

但、假りに角木を用ゐ、後石に改むべし。

水器。

神。

注連繩並笹。

夜燈。

薪。

一葬地に至らば、薦をしき、柩を中央におき、まはりに諸道具を立、左右に庭火をたき、喪主始、親類並弔ひのものに至る迄、各蹲居せしむ。此時、祭主起て正面にむかひ、手をうち、拜みて、祭文をよみ、亦手を打ち、をがみて、本の座に著べし。拜禮の仕やうは、まづ、身ぢかき人々より、次々にすゝみて、拜禮あるべし。其後、柩を坑底にうづめて、旗、提燈など、其上に墓誌を假りに角木にして立べし。認方は、

(男)何某之墓。

(女)何女之墓。

これは、おくり名にても、俗名、實名にても宜い。づれも墓と記すべし。

但、親族の内より、便宜の所へ出て、吊ひの人々へ挨拶あるべし。

墓所は、かの角木を中に立て、其側に神を建つべし。この神は、家にて、柩の前におきし神也。其前に、水を供し、亦、左右に、花を供すべし。其四方に、杭をうち、葉付竹を立て、注連を

引めぐらしゆくべし。

但略し候へば貳本竹にしめを横に引てもよろし。

一葬送終りて家にかへらば靈壇を設け注連なはを引神水をやき草木の花つ用はを供位碑を安置して酒饌を供すべしすべて喪は悲哀を本とすれば其易

んよりは寧いためとの語も有之恭敬をつくして朝夕祭るべし此後は五日目

十日目それより十日々々を節とさだめて五十ヶ日迄の祭あり五十ヶ日の祭

をよりなば靈壇を撤し去りて先靈と一同にまつるべし其祭に就きての祭文例は省略す

方今不釋時勢に候へば小藩別て人心淳朴にして不一致ては國家維持不相成

様成行前天幕之勤務難出來忠孝之道不相立と不堪苦心之至就ては諸事

致改正度追々及轉法之所置候處人道之重なる葬祭に候へば先務之義然るに

是迄も人々相成丈心を用る度存念には有之候へとも父母死すれば直に寺院

へ遣し他人へ相任候故自然親族より心を盡し候事は薄く相成其上佛法之爲

不任心之義も數々有之遂には薄情之姿にも立至り歎敷次第右様に成行候も

佛道之所爲にも無之只他人へ任我思儘十分に心を盡候事不相成候よりして

漸々弊風を醸候義にて實に基本より右之次第に相成候ては自然其心諸事に

抑及候譯にて當節柄別て人心之動搖にも相成約る所社稷安危にも相拘り候
事に付其本たる所よりして轉法人情厚く相成候様致度候然るに佛葬祭之儀
は兼て天下之御法度も有之候事故致違背候義は勿論無之に付以後共死後檀
寺より先血脉香刺引導を受位牌相納置參詣且年忌之節佛事執行尙仕來之檀
役致し候事等は是迄之法立置其餘於自宅は銘々實意を以一途に孝道相盡候
を專要として相祭葬送之義も同様之心を以只至孝之道より丁寧に埋葬墓誌
を建夫を主とし不絶參詣誠心を以相祭候事にて別に設候處置聊も無之候に
付素より宗旨等可有様無之只人道當然之義是則本朝古代正直なる道にて人
たる者之本心正道也就ては假に本葬祭と名附候事にて元來別種名目有之事
にては無之他人を不假各厚く心を盡し候迄の事に候於寺院も俗人先靈を思
へばこそ位牌差置祭方頼候故是迄僧侶立行候事に可有之候此度も宗門相廢
候譯に無之只居宅葬地之祭方而已相轉候事にて天下之大法は勿論佛法を捨
候譯に無之候へば於僧侶も十分には有之間敷候へ共勘辨有之度候元來人間
は分限を以可守を守可勤を勤候事なれば國家を治る身にては維持專務に付
無餘義此度及轉法候次第俗人之身にては人情厚く家と齊へ勤仕專要に候へ

ば、孝道第一之靈祭に心を盡し候義、僧侶之身にては、佛法を守り、諸佛に仕へ、厚く相祭り候義、肝要と致し候は尤之義、元來、廢佛、廢寺等之主意には無之候、就ては、此度改革に付、諸事巨細之義迄、及沙汰候へ共、佛道之差障り、又は僧侶之差支と相成、必至難立行程之實に、無餘義譯有之候へば、俗家之障りに不相成筋は、相轉、寛大之取計可申積に有之候間、於僧侶は、寺院諸事簡易にし、永く佛體を守護、法會執行を専務にして、俗家葬祭之義は、天下之大法に不障迄にして、差置可申候、約る所、領内之人民、安すへき所に安んじ、國家平穩に、致永續候様にとの主意に有之候事、甲第二十九號は、

御國家、永久御維持之爲、今般、諸廉御改正被仰出候に付ては、其基本たる、敬神之道を立て、人心淳朴に相成候義、專要之事に候へども、第一、人道之重たる葬祭よりして、正道に至らずては、諸事の御規則も相立かね、遂に御政道之差障りとも可相成義に付、此度、御先靈様、御尊敬之爲、御葬祭式等、神國之法に基き、被遊御改正度、被爲在思召候處、佛葬祭之儀は、天下之掟も有之候へば、彼是思召通にも不被令爲去ながら、此儘在舊と被爲打過候時は、無益之御入費増長のみならず、人心惑を生じ、皇國固有之心魂を味まし、義氣相撓み候様成行候ては、差當り、外夷

觀觀之時節、旁終に彼が術中に陥り、全く、異風に移轉し、御國家之大害を醸し候次第に可立至は必然之儀と、彼是深遠之御英斷を以、寺院へ御扱向、諸事格別御減略に相成、御宗門始、諸廉目丈被殘置候て、向後、神道御興起之以、御趣意、御葬祭式、可被遊御改革旨、被仰出候條、此段承知可有之候、略、

此度、神道御興起之大主意は、先般、御主意書拜見被仰付、猶別紙之通、向後、御葬祭式等、可被遊御改革旨、被仰出、就ては、御家中に於いても、葬祭轉法之義、兼て天下之掟も有之、旁、御沙汰には難被爲及候へども、銘々御主意に倣ひ、葬祭之廉相改度向は、願出候は、御免之儀可被仰付、委細之義は、大目付中より可及沙汰候間、彼是厚き御主意之程、被奉恐察、心得違無之義、肝要之事に候、

御内存書

此度、神道起興之主意を以、葬祭式、改革に及び候深意は、元來、神慮に於いても、天下平穩にして、萬民を永く安んぜしめんと、人をして治め給ふ事故、人々夫を受奉りて、身の分限に應じ、神國の爲に、力を盡し不申ては、相濟ます、仍ては、天神地祇を拜するのみを、敬神とは申がたくと、我等に於いても、不及ながら、社禊に心を委ね、御先祖様始、厚く尊敬し、祭事永續、國家安穩維持致してこそ、神慮にも叶

ひ神の道とも可被申然るに是迄之法にては眞に心を盡し候事も相成がたき
に付實は他人の手をからず我等と藩中と俱々に實意を以相祭り度然る上は
おのゝ御先靈様へ忠勤之子孫なれば嗚々御歎びに可被爲思召我らに於て
も深令満足也何卒一統にても銘々先祖以來御鴻恩を蒙り奉り候其報恩と
もひくれ藩中一和し俱に永久祭事執行ひ度存念に候也

六月

茲 監 慶三改。

八月十二日大谷庄三郎ニ内旨ヲ授ケテ京都ニ遣ハス。

一 卷物貢獻之義可致心配事。編者云、親民園ノ巻軸ナリ。此頃、既ニ落成セシ
ニヨリ、貢獻セントシテ、時機後レタルナリ。

一 山中へ厚挨拶、此後も諸事依頼事。同上、是ハ、曩ニ救荒策等
ヲ附リシニ因テナリ。

一 薩州へ親睦萬一之節可致依頼事。

一 遠大之策相立何分薩州へ交誼相結可置事。

一 附合向實地を主とし當家分限相考手細くして探索肝要之事。

一 屋敷内規則不崩様可致心配事。

一 諸事心を用相成丈失費無之様可致配意事。

一 上杉へ養子一條精々致心配早々様子可申越事。

大谷庄三郎ニ
旨ヲ授ケテ京
都ニ遣ハス

千葉五郎江戸
ノ事情ヲ報告
ス

一 探索之模様、差急候事は、態々飛脚相立可申、差急不申事にては、幸便に委細可申
越事。

一 栗谷津和野へ引越之義、能々可申聞事。

一 柿本社下馬札之義、可致心配事。

一 畑肥前守へ時勢之書所望之事。乙第十二號

同十六日。在京ノ神野務ヲ江戸ニ遣リ、分知ノ支族、龜井勇之助ニ
時勢ヲ説キテ、藩地ニ移住セシメントス。勇之助、聽カズ。後チ義絶
ス。奉。

九月二十三日。江戸詰千葉五郎書ヲ側用人ニ致シテ、關東當時ノ
情况ヲ報告ス。

近來、江戸表絶て相替候儀も無御座候へ共、騎兵操練、殊之外御取立にて、時々市
中を乗廻し申候。其姿は、佛蘭西人之真似にて、冠物致し、悉白の筒袖、同段袋、馬は
西洋仕立に御座候。右之手に槍を携へ、三行位にて通行仕候。

麻布山善福寺門徒を集め、大凡千五六百人程、僧兵に御取立之儀申出候と申事。

併未だ公然たることにも無御座候。只今、御評議中と承り申候。追々、寺院も減少に可相成杯と、評判も御座候。

駒場野を始、近村五六萬坪、異人館、並操練處に御取立之御趣向にて、先般、爲見分、御代官等被參候處、右村々屯集仕、鐵砲、並竹槍を携へ、右役人を打殺さんと致し懸け候處、役人、辛くして、紀藩人に被助候よし、其後、名主被召出、上げ地之御達し有之候處、替地之御沙汰無之、依て、三四ヶ村屯集、已に騒動にも相成り懸候處、終に上ヶ地之沙汰止に相成治り申候。可笑第一に御座候。古、北條之時、新田之領地へ、上げ米申來り候役人を殺し候時と、大同小異、誠に氣之毒千萬、實に、將軍家之耻辱を不知御役人方と、世間笑翫仕候。

右は、誠に取に不足儀に御座候へ共、乍序入御聽申候迄に御座候。書外、萬々重便可申上候。且、水府、宇都宮等、近來、本葬祭之式被行候由、傳聞も御座候間、折を見探索可仕心得に御座候。其外、九州邊にて、相良様當りには、御決行之由、類役申聞候。是以、公邊へ伺出候へは、彼是面倒に相成、却て嫌疑を設候様相成候間、手附かずに、其儘打過、若、尋も有之候は、答には、差支無之様、取行居候旨申聞候間、是にて、公邊向之處、御届無之共、御安意可被成下候。猶、後便に、外様間合行届次第可申

上候。右は、務、出府に付、同人へ被爲託候御内命之件々、奉拜復候。御請迄、申上度、早々如此御座候。恐惶謹言。

九月廿三日

千葉 五郎

橋元夾介様、吉松盛人様。

二陳、時下、折角御保養、專一之御儀奉存候。本葬祭之儀、殊之外、江戸詰之私どもへ、御役人中、御懸念被爲在候、歎之御様子に奉拜察候。江戸詰之者たり共、御藩人に、式は無之事と奉存候。此段は、奉甘御懸意、御恨申上候。御海容可被成下候。此段、務へも、恨を申述候處、笑て不答。依之、後便尊答、謹て奉待候。何様、書餘萬縷、後、誦と申洩候。草々已上。二號三二の一

同二十五日、山田簡司、村上專助等、十三人ニ上京ヲ命ジ、禁闕ノ

御守衛ニ充ツ。諸、勤王編參照、昌

同二十九日、職役、多胡淡路ヲシテ、藩士へ諭達スル所アラシム。是ヨリ先、徳川慶喜、政權ヲ奉還シ、内情測ラレズ。由リテ、事變ニ處スルノ決意ヲ告ゲテ、豫メ一藩ノ方向ヲ確定セシムルナリ。勤王編參照

老臣ヲシテ豫
メ事變ニ處ス
ルノ決心ヲ告
ゲシム

十月廿九日。一統五ツ時揃出仕。淡路殿より、達書之寫。
 神州、今日之形勢に至り候も、必竟幕府に於て、御職掌御省察これなく、御藩屏之
 任を闕かれ、却て醜夷と懇親取結び、恐ながら、孝明天皇之 叡慮を要し、陵土
 未乾ざるに、今帝へ迫り奉り、遂に兵庫開港之舉に及び、勿體なくも萬古御不
 孝之御名を蒙らしめ、國典を壞亂し、名器を私し、何共謂べからざる次第、天人俱
 に憤る所、其罪孰れに歸し候哉、愚夫愚婦と雖も、皆知る處にして、誰か浩歎せざ
 らん、乍恐待從様に於ても、日夜御苦慮遊され、先年以來、度々御忠告在せられ候
 へ共、片言之御採用も無之、却て御嫌疑と相成、臣子之身分、いかにも憤懣之至に
 堪へず候。然に、人心瓦解之今日に至り、漸々御悔悟在らせられ、政權 王朝へ御
 回復之條、御奏聞あり、去十七日、幕府より、御封書御渡、並、早々御登京遊ばされ候
 様、御演達之趣も有之。過日、一統へ拜見被仰付候通、右御所置すら、彼是一ならず、
 御不條理と申べし。此上、幕府にて、御實行御座無くば、天下之錯亂に及び候は、眼
 前之儀にて、闕下御危急の節は、御藩屏之御任、盡させられ候は、御當然之義に付、
 朝命を待はず、速に御上京は、勿論。其他、出兵可被仰付候。就ては、御互に、祖先以來之
 御國恩を報じ奉り候時節到來いたし、一層奮發、古へ忠勇之士に劣り申ざる様、

堅強不拔之志を養ひ、御一藩、一鐵彈と相成、飽まで勤王之御忠志を體し奉り、白
 刃を踏み、生死を俱にし、御名義瞭然相立候様仕、差上候儀、即ち臣職を盡す處に
 して、兼々御依頼在せられ候御國家を、維持奉り候は、此時と存候。全體、國力大小
 之不同は、候へ共、大義に於て、何ぞ別あらん、我君をして、楠公たらしめ、國と存亡
 を共にし、名を千載に擧ること、士之本望とも申べけれ、何分此上共、神明に誓ひ、
 戮力同心して、士氣撓まず、事に臨み、不覺無之様、切瑛勵精、幾重にも忠勤を盡さ
 れ度候。

十月。

職 役 慶三万、

是月、侯、自著ノ慨志録、上下二卷成ル。

編者謹テ按フニ、本書ハ、嘉永六年、米

艦浦賀へ入港ノ記事ヲ、發端トセラ
 レツレドモ、其起筆ハ、慶應二年ニテ、時勢極メテ紛擾ノ際、慷慨ノ餘思ヒ立チテ、筆ヲ
 執ラレドモ、其起筆ハ、慶應二年ニテ、時勢極メテ紛擾ノ際、慷慨ノ餘思ヒ立チテ、筆ヲ
 テ、翌三年十月頃、風雲未定ノ時ニ至リテ、閣筆セラレタリ。噫、此書、一朝倉卒ノ際ニ成
 ルモノト雖モ、侯ノ明識、度量、注意ノ周到ナルコト、孰カ感歎ニ堪ザラン。侯ニ非ンバ、
 何カ當時累卵不甞ノ封土
 ヲ保全スルコトヲ得ン。

同十一月十四日、時、既ニ王政復古ノ盛運ニ際會ス。宜シク 神皇
 ノ大道ヲ明ニシ、尙武ノ風ヲ振興スベシ。因テ、大ニ學制ヲ更革シ、

文學ハ名分ヲ
 明ニスルヲ要
 トスベキコト
 ナ告諭ス

神道ヲ經トシ、儒ヲ緯トシ、國體ヲ明ニシ、名分ノ學ヲ起シ、政教ノ歸一ヲ要トシ、本末倒置ノ弊ヲカラシムトテ告諭ス。是ヨリ先、侯野之口仲ヲシテ、國典ヲ講ゼシメ、又、數次召喚シテ、諮問スル所アリキ。今其議ヲ用キシナリ。 昌

學文之道、和漢共、修身は勿論、國家興廢存亡を辨へ候譯にて、徒に無之候處、漢書のみ事として、本朝之古典を不知は、譬ば、我親を疎外にして、他人を尊敬するがごとく、國家我身に何の益かあらん。當今、王政復古之時運に候へば、第一、神代以來之皇統、天下之興廢、方今之時勢に比較し、國家達用に不至候ては、學文之本意にあらず。儒學研究之輩と雖も、國書を兼學ひ、能く彼我之分別、本末を不失候義肝要に候。尤、孰之書にて、一得、一弊は有之歟にも候へども、是等之義を以、無用之鑿論、不相唱、兼て於學者、理解可有之候。

右之趣、及演說候様、被仰出候以上。十一月。 福

同十五日、侯、郊外試馬ニ託シ、山口ニ抵リ、毛利侯父子ヲ親問シ、國家重要ノ事ヲ談論ス。顧フニ、從來、諸侯自ラ封境ヲ出デ、相往來

山口ニ抵リ
毛利侯父子ニ
會見ス

スルノ例希ナリ。然ルニ、我藩ノ長州ニ於ケル、唯ニ境界ノ接スル而已ナラズ、積年憂國ノ志ヲ同ウシ、提携シテ、力ヲ 皇室ニ盡サシムトテ期セラレシガ爲ナリ。毛利侯父子、官位ヲ復シテ、入京ヲ許サレシハ、今年十二月ナレバ、今尙ホ、四境壅塞ノ時ニシテ、侯ガ此舉アリシハ、眞ニ一奇事ト云フベシ。明年八月一日、毛利侯世子津和野ニ來リテ、此好意ニ酬イラレキ。

一慶應三卯十一月十五日、侍從様、爲御遠馬、防州山口へ被遊御出、毛利侯へ御應對、皇國、當今、不容易御政體、御談話被爲在、其後、被遊御歸館候事。 龜井記

是日、藩内ノ士卒ニ令シテ、額髮ヲ蓄フルコトヲ許ス。同二十三日、是ヨリ先、多胡兎波、京都ヲ發シ、兼程歸國、王政復古ノ革新ヲ報ジ、我侯、上京ノ時機タルコトヲ申告ス。侯、曩キニ山口ニ在ルノ時、京都ノ情況ヲ察シ、近日ニ於テ、或ハ一大變動ノアラシムコトヲ慮リ、是日、羽田均ニ上京ヲ命ジ、藝長、二藩ト謀リ、禁闕ノ守衛、其他機

變ニ應ジテ處理セシムトナ委囑ス。同二十九日。山路左膳、布施田澤右衛門等、二十三人ヲ、京都ニ遣ハシ、禁闕ノ守衛ニ充ツ。勤王

十二月十日。大政復古ノ大詔下ル。同十二日。徳川慶喜、二條城ヲ退

キテ、大阪城ニ據ル。同十四日。水口藩以下、五藩ト共ニ、京都市中警

邏ノ朝命アリ。奉勤王是ヨリ先、京都藩邸留守居、神野務、今月七日

以來、京都ノ情况ヲ、側用人ニ報告ス、稍當時ノ狀況ヲ悉セルヲ以

テ、左ニ掲グ。勤王、山田、篤、司書、篤、參照

態と急飛を以、一筆啓上仕候。甚寒之節御坐候へ共、先以上々様益御機嫌克被爲

遊御坐、恐悦至極奉存候。將又、貴所様方、愈御安泰被成御坐、奉恐喜候。二に、小生、無

異消日仕候間、乍憚御休意可被下候。

一去七日夜、九ツ時頃、日野殿より、御用有之に付、唯今罷出候様、申來候に付、即刻私

罷出候處、明日九ツ時より、參内被仰付候間、拾万石以下之大廣間席へ、夫々不洩

様、相達吳候様、雜掌、山科筑前守より承之候。其段、著服万端之處、相承候通、歸邸之

神野務京都ノ
狀況ヲ報告ス

上、夫々へ以廻狀、相達申候事。

一同八日、九ツ時、私參内仕候處、今日は、万石以上詰合之諸侯方、諸侯不居合者は重

役、夫々不居合向は、留守居御呼出し之事故、御所中罷出候人數夥敷事に御坐候。

右九ツ時、皆々相揃は仕候處、未だ御評議御決定にて、御呼出候義にても無之哉、

中々埒明不申、終に夜に入、五ツ時頃、諸藩著到順にて、五ツに相分ち、傳奏、議奏、御

列坐之上、別紙之通、貳通御渡に相成、且御申渡しに、右二通共、甚切迫之事に付、各

見込之義、唯今申出可申と、被仰渡各夫々詰席へ引取、右に付ては、諸藩共、色々と

相伺、中には、重大之事故、國元へ申遣べく、忤、相伺候處、中々通り不申、既に私も、甚

重大之事故、罷歸、同邸之者へ、見込之事相談之上、可申上と相伺候處、切迫之事に

付、決て右等之義は不相成、見込之所、一刻も早く可申上との事に御坐候。右に付、

於私は、勿論見込は無之には無御坐候へ共、諸藩より拔出、一人申出候も、却て不

穩事に付、唯様見合居候處、色々打寄、相談と相成、終に別紙書取、並藩々名前之者

より、連名にして、不取敢御答仕候義に御坐候。其外、藩々よりも、一人にて出し候

者も有之。申談、連名に仕候族も有之。右不容易儀に付、中々埒明不申、終に一統申

出候頃は、凡曉之七ツ時半頃に御坐候。依て、又々御評議に相成候哉。九日、朝六ツ

時頃、例之通、議傳御列坐にて、別紙之通、頃年天下云々之御書付、御渡に相成、猶御口上に、何分切迫之儀に付、一統へ御沙汰に相成候處、夫々見込之義差出し候處、大同小異は有之候へ共、見込之所は同様之事に付、彌先刻御達に相成、防長之御處置、右之通に御決定に相成候間、皆々其段承知可有之。猶又、往々互に懇志和親致し候様との思食に付、一統相心得候様との御口達にて御座候。右御達相濟、いづれも罷歸候は、朝六ツ時半頃に相成申候事。

一今曉、御達之節、英國談判一通之儀も、切迫之義に付、今九日四ツ時迄に、見込之所書取致、兩役々方へ持參可致との御達に御座候事。私義は、多用に付、五郎兵衛、日野殿へ持參。

一右之通に付、早々罷歸り、當御屋敷詰、簡司始へ、昨日以來之始末夫々相述、猶今日四ツ時迄に差出候義、色々相談之上、案書相認申候事。

一一昨夜以來之事に付、一向につぶし目不仕に付、四ツ時前頃、少々休息仕懸候所、急に告來候儀御座候。其譯は、何とも不相分候へ共、先刻より妙見寺之藝人、皆々甲冑を着し、互に大砲小銃を携へ、御所邊を差し、大勢駆付。又、薩人も同様、世間殊之外賑々敷、定て何ぞ異變之事に可有之と、頻に告來り候に付、甚驚愕、早速手を

替、斥候之者差出申候處、何事やらは更に不分、藝、薩人引も切らず奔走致し、市中之者共、又々、例之軍かと、男女共縦横に駆廻り、火災之節立退同様に、いづれも荷を運び、家内連にて駆出すも、有夜着蒲團、箆笥之類を負ひ走るも有り。殊之外大混雜と申事に付、御所邊之模様如何哉、聞繕候所、九門内は、薩、藝、其外の藩も、同様固め嚴重、多勢にて屯集致候との事にて、甚不穩形勢に御座候。依ては、全大變生し可申と存じ、兼て、風聲は如何哉、甚懸念、薩邸内、品川氏よりも不申越候へ共、氣遣しき事に付、簡司同道、相國寺へ罷越見候へ共、最早薩人之固め有之、大砲引出し、嚴重警衛仕候を、兩人打通り、相國寺門前にて、名札を出し、品川氏へ對面致度申述候へ共、決して通さず、今日は、通行は勿論、呼出し面會不相叶と、更に開入不申、兩人共、甚當惑仕候へ共、致し方は無之、依ては、逆も品川へ面會は不相成事に付、兼て、箇様之時こそ、徳大寺殿へ相頼置候事に付、先づ彼方へ罷越、御所中へ入込若、風聲動候は、何國迄も、御供可申所置仕置度、右徳大寺殿へ罷越、雜掌へ對面、右等之所相頼、且御所中へ入込候印鑑囉ひ度と申候所、雜掌之答、此度は、御所中へ入込候事、徳大寺のものすら、容易に通行は六ヶ敷杯、申答候に付、兩人申合候は、御所へ罷出候事、六ヶ敷候は、逆も、徳大寺を頼み候ても、つまらぬ事と

存じ、彼方先づよき様に相述引取申候夫より世上之所、色々探索仕候に、不相替大沸騰、昨日御参内之諸侯も、夫々御歸りは無之と申事にて、所々探索而已に懸り聞合申候也。

一山田と相談に、何分品川氏へ不逢しては、例之事聞繕候事六ヶ敷と存じ、同夜兩人同様、薩人葛城彦一の方へ罷越、品川氏へ面會致し度間、周旋相頼候段申述候處、彦一も、早速心配致し、吳終に品川彌二郎（彌二郎）、彦一宅へ迎來、漸面會、御動座之事聞合候處、彌二郎智に、此度之事は、何分存念通に行はれ、決而唯今動き候様には、無之、何分面白き天下に相成候山承り、始て安心仕候、猶千万一之事有之候は、早速に相しらせ、吳候様、相頼置候事。

一九日朝より一件、藝、薩、土、尾にても、平常之人は、趣意承知致候族は、多分無之、是は、大に奇策にて、八日参内、九日朝には、退殿之節、會、桑杯は、皆退殿、其外、堂上方も、奸物は、退け、只、越、藝、尾、土、侯計居残り、薩侯は、九日朝参内、俄に御所中大變革、別紙之通、是迄、關白、傳議杯之名目を廢し、總裁、議定、參與杯、三名を新にし、會、桑を免し、徳川氏を退職杯之義専らにいたし、既に徳川氏、會、桑へ辭職之事は、尾、越之周旋にて、一昨日、兩侯上使相勤られ候山、承之候、九門内、兵器にて相固め候は、朝廷

より、會、桑免せられ候は、如何之變も難計に付、警衛嚴重可仕との事之山、尤表向藝、薩、其外、参内中、未だ下殿も無之に付、甚掛念、臣子之情難默止に付、藩々主之爲に、警衛之名目之山、中々諸説紛々、譯之分り候事には、無之、何分重大之事と被察申候。

一 九門内固め相變り、又は、處々相替候事は、別紙書付差上申候。

一 二條殿下、飛鳥井殿、日野殿、柳原殿、葉室殿、御幽閉被蒙仰候山、其外、三十餘人之堂上方、六門内へ決て入れ不申、又、通行御免之堂上方も、御一人にて、從僕等は通行差留め候分も有之、諸藩にても、中々通行は不出來、既に阿州當りは、未だ九門之固めは致候へ共、六門内へは、藩士を入れ不申山、其外も何れ可有之との事。

一 大洲藩へ、六門内警衛被仰付、平戸藩へ、御臺所前、日野殿之上之處、兼て明屋に相成居候處へ、固め被仰付、大村藩は、兼て人數薩邸へ入込居候事に付、彼藩同様警衛仕候。

一 同日晝後、前條武藤主計、上下着用にて、五條家來、武藤主計、使者に罷越候段申來に付、引受伺候處、今朝御嘯之義、五條殿へ申入候處、兼て尊藩之義、先年來、天下之爲御盡力、御正義は、天子へも通じ居候事故、折角、何歟御役被仰付候事可有之

等之處之由依て、今七時より參内致し、時勢旁々、天氣伺可仕との口上にて、引取申候に付、右刻私上下着用、參内仕候處、五條殿御逢被仰付。天氣伺之義申述、五條殿之仰に、折角家來之者、御嘶も有之候、當時屋敷内に詰合之人數、如何程有之哉と被仰候に付、兼て相認め候書付、差出候處御受取り候て、暫扣居可申、議定、參與之面々、相談に可及と、御引取、其後、又々御出座にて、折角、天氣伺出候段、御滿足に思召、猶又、警衛之事に付、色々と御評議も有之處、只今にては、明も無之候、尤貴藩隠岐守殿には、兼て御正忠之義は、貫徹いたし居、此時こそ、何ぞ御役可被仰付、いつ頃上京に候哉、京着にも相成候は、參與と被仰付候歟、又は、外の御役被仰付候との事に付、早々上京被致候様、早々國元へ可申送と、被仰達候に付、拜承仕候、其節、私之案じに、斯被仰付候處、侍從様には、兼て御内沙汰之通、御上京は、逆も不被遊候所を、諸藩へは、いづれ御上京には相成べく、此節御發にも可相成杯申居、今日、此席にても、間も無く御上京と申しは仕候へ共、迎も、其念は無之、其儘打置候ても、前後實に因循滯と相成候ては、不相濟可相成は、右御警衛なりともいたし候は、御趣意も相徹し可申と存じ、態ともじく、といたし候所、於五條様も、何ぞ外に申聞候事候は、無遠慮可申と、被仰候に付、然者可申上、全體、今日

の形勢に相成、兼て寡君之趣意は、勤王をこそ専ら心掛候に、今日御警衛も不仕、偶然と打過候は、寡君は勿論、只今當地詰合之藩人も、無賢如何に存じ可申、願は兼て申上候通、少人數之事に候へ共、九門内へ罷出、御警衛被仰付候は、難有可奉存候と、色々申上候所、五條殿も、其心得に候は、又候申談べく、暫く相待可申と、又御引取被遊候、暫時して、又々御出座、被仰候は、申出之趣尤に付、相談候所、九門内は、夫々之固め有之、最早差向場所も無之に付、日の御門上、姉小路之前之所、殊之外手薄く候間、其方を警衛相頼み度、依て、明日伺出候は、場所柄之所、非藏人より指圖可致候、此段、甚乍大義、よろしく相頼候との御沙汰に付、最早、否申上候様も無之に付、御請仕り、引取申候。

一右之次第、罷歸り、簡司始めへ申聞候所、皆々之案に、扱唯今傳承候に、會、桑二藩、斯る被仰出、すごとく、歸國候も心外之事にて、九門内へ打入候とのよし、大樹公は、色々御説得にて、御押へ被成候へ共、二藩は、一向不聞入、今夜彌打入候との事に付、右御警衛は、明日より、今晚右等之事有之候節、いかにも心外、千万之事故、願は、又候參内いたし、今晚より、警衛之事可申出と、一統決論と相成、至極尤之様に、私も納得仕り、又々、簡司同伴にて、參内、五條殿へ、右次第具に申上、願は、今晚より罷

出度、且甚少人數之事に付、九門内御警衛之席へなりとも相加り申度、申上候所、又々暫時相待候様との事に付、相扣居候所、五條殿、又々御逢被遊、申出之義は、尤之事に付、今日申達置候通、姉小路之前、警衛可然、未だ小屋等も出来不申事に付、右、姉小路之屋敷を假受、小屋出来迄は、彼方相詰可申被仰、早速、姉小路殿之雜掌、御呼寄之上、御達に相成、私共兩人へも、御引合相成、夫々万端相頼、退殿仕候。

一 別紙、書付差上候通、簡司一列、今十一日夜、凡八ツ時頃、御屋敷出兵、姉小路殿之方へ罷越申候。

一 唯今、此書狀相認候所へ、大阪より來狀、尊地より、山路左膳一列、著阪、明十三日、晝頃着京相成とのよし、よき時に着にて、先づ右人數は、早速九門内へ警衛爲致申べくと、私は愚考、猶山田は、昨夜以來、姉小路之詰に付、歸邸之上は、染々相談可仕存念に御座候。

一 今度、御差越人數は、御本陣之人數之様被伺、鏡砲持參に候哉、未だ相譯らず、願は、右場所へは、西洋銃取飭候方可然、是以所持無之候は、致し方も無之候。

一 九門内御警衛之事も、いづれ長く仕候様にも無之候所、差當り、大砲之車臺付、少くも、貳ツは無之て不相叶、折角、山田よりも、私より申上、吳候様との事に御座候

間、御差越被成候は、到て都合よろしき様奉存候間、御取計奉願候。

一 前段申上候通之仕合にて、此先は如何相成候哉は、不被計候へ共、何分待從様御上京に相成らずては、是迄御勤王之御趣意も如何哉、是以、御國論之事に付、何共申上難く候へ共、於私共は、何分御急速之御上京、相願はしき御事と奉存候、前條參與之事も有之、此時こそ、御盡力、且、諸藩への見聞、既に正藩、今歟々々と毎時、相尋られ、甚心配、此事に御座候、宜敷御賢考、奉仰候事に御座候。

右、無是迄、飛脚差立申度候所、何分、手續くゝに事は増し、多用而已ならず、態と溜置申候事に御座候、御推察可被成下候、此段時候、御見舞見聞、進退之荒増、一寸入御耳置申候、恐惶謹言。

十二月十二日朝

神野務

清水保右衛門様、橋元夾介様、吉松盛人様、

尙々、時下御用心專一奉存候、御參政之御方へ、當度は書狀差上不申、今日は、彼之姉小路前、土地引渡、只今より罷出候、方面多用、夫々へよろしく御傳聲奉伏願候、已上、二號ぬ三〇ノ一

又、此當時、小柴太右衛門、書ヲ同僚側用人へ致シテ、浪華ノ近狀ヲ

報
ズ。

五百十

從浪華態得貴意候。然ば、此度京師大變動に付、朝廷よりの御沙汰向等に付、京師飛脚、只今通懸驛より申越候事に付、御先へ開封致披見候儀に御座候。浪花よりの儀は、昨日佐次兵衛便にて、粗々御承知可被成。先は、大同小異、尤尙其餘、當所にて之聞込は、別紙差上候間、御承知可被成候。大阪にて、巨細共置郵して如傳命に相聞申候。郡山藩杯は、専ら佐幕之藩と見られ候は、口惜と申候よし。遠藤様御家來杯は、内府公を、犬豚の如に申候山、紀州も、京關東國と、三論相立居國論は、宜方にて、異議俗論いたし候ものは、頻斬姦いたし候山に御座候。但此節なり。尙其餘は、別紙にて御承知可被下候。右爲此以上。十二月十三日。

御同僚中様。

浪花より 小柴太右衛門

密啓。扱形勢、實大轉動、人表に出候上策、天下之快觀、可賀之至と奉存候。只今之處にては、浪花より見渡候處も、迎も、御動座等は思ひも不出。玉體は、磐石之安に被爲遊御座候御義と、奉恭賀候。乍去、會桑之暴動は、寸刻も難止。徳川内府公も、一先御下阪と申事。これも、尾越候より、被仰上候御次第も、御座候趣。會桑は、大津まで引取候様、御沙汰に相成。老若男女、大狼狽にて、引取候有様、承り候。紙上にも難

盡御座候。然るに、徳川公御下阪は、眞の拙案に、過日、土の阪本龍馬、新撰組の爲に殺害にかゝり、容堂公大立腹、是非、新撰組を攻る論と相聞申候。右根本は、會より出候山。就ては、玉石混淆いたし居候ては、不宜に付、徳内府公を、ひと先下阪と申處、御勸申上候ものには、無御座哉。と臆斷仕候。必竟は、會桑を討の策なり。會桑は、孤立前途不可量、實に大快事なり。先泰山之安に御起臥被爲在儀に付、侍從様御登京之處、實に案じ煩ひ申候。御國力、御抜き指は、不相成。何分にも、京勢と、西國之勢と合して、日新御精鍊奉祈上候。務之書中にて、五條殿御沙汰如此、實に、痛心苦慮罷在候。尙又、一昨日、御先供之一列著阪。今日晝は、京著に可相成。務申上候。参り懸も、御座候旁、至極宜御都合に御座候。且又、御人選は、潜に奉感候。然る處、銃隊は、一小隊成り共、御差越に相成候は、何角此上、御都合共には、有御座間敷哉。當時、御守衛と申せば、銃隊は、臆に箸難放もの歟と、恐案仕候。恒左衛門口吻にて、も、二小队位かと推察仕候所、一向銃隊は無御座。拙生臆案共、少々相違に御座候。併、再三再四、御評議の上に、可有之なれ共、此段得貴意候。

一 兎波殿、御歸郷に付、凡様子御承知可被成就れ、拙歸郷、被是の参り懸可申上候。先は爲此頓首。

十二月十三日。

續 二號三二ノ二、

五百十二

又、此頃、防州山口ヨリ、毛利侯父子ノ官位ヲ復シ、上京ヲ許サレシ御沙汰書、其他ノ近狀ヲ報告セリキ、

一 條公始、御歸京被仰出、薩州蒸氣船、御迎として、十一日發船、長人兩人乘組、昨十三日夕、三田尻へ上陸、此者別紙を取歸候山、

一 中山殿、御口達と有之分は、西宮迄登居候毛利内匠、入京致し候て、承之候山、

一 條公御始、御登御急ぎに付、馬關御立寄、相譯り兼候へ共、爲念、木戸準一郎被遣候山之事、

一 有栖川宮朝政總裁職被仰付候山、中山殿御始、正議之御方、段々右へ御加り被遊候山、薩侯、土侯、藝侯、越老侯、尾老侯、御加り之山、御下役は右五藩人、選叙有之山、

一 大樹公、御退職御開濟未無之、尤十三日頃迄には、出來可有之山、會、桑兩侯も同斷、御咎も可有之趣、御承伏否難相分、夫に寄候て、諸事相定り可申趣、

右之通、凡承候所に御座候、尤取込中故、開違も可有御座歟、

今度、大樹、奉歸政權、朝政御一新之折柄、彌以、天下之人心居合不相附に於ては、追々復古之典も難被行、深被惱、宸襟候、且來春、御元服、並立后、追々御大禮被

毛利侯父子ノ官位ヲ復シ、其入京ヲ許サル

爲行、且又、先帝御一周忌に相成候に付、猶更人心一和、專要に被 思食候間、先年來、防長之事件、彼是混雜有之候へ共、寛大之御處置被爲在、大膳父子、末家等、被免入京、官位如元被復候旨、被仰出候事、

丁卯十二月十日、藝州より傳達、

積年之精忠貫徹、且直に入京、満足 思召候、猶御守衛場之義は、追て可被仰付候事、

右者、御書取にて被仰出候義に無之候へども、中山卿、御口達之通、書取差送候之事、

一 條公へ、御附添仕登京、新五右衛門へ被仰付候事、昌文日記

同十五日、森岡新五右衛門ヲ馬關ニ遣ハシ、三條公ノ歸洛ヲ、其途

ニ迎ヘテ、旨ヲ致サシメ、又、山口ニ、毛利侯ニ使セシム、奉、

同廿一日、參政以下、藩吏ノ功勞アリシ者ヲ賞譽シ、將來ヲ獎勵ス、

當時、參政ノ一人、大野庄吉へノ褒詞、左ノ如シ。此他ハ少差アルノ

ミ、故ニ略ス。甲第廿九號ノカ

吏員ノ功勞ヲ賞ス

方今、政務に關係の任に罷在候處、元來、當家は、大國にはさまる小藩にて、萬端難
溢の廉多く、殊に昨年干戈動き、長州の爲に、濱田は落城に及び候程の事にて、當
藩に於ては、至近の義、別て危急の場合に候處、無難に持抜き、猶冤罪をも受ず、今
日迄も、暑寒の艱苦に逢ず、安居致し候は、領内の士民、兼々心得方克、異說等申立
ず、法度を守り、令旨に従ひ候故の義、斯一統鎮靜にこれあり候も、全其方共、心を
併せ、參政の任を盡し、時勢變遷に付ては、去る成年登京節以來、引續き、彼是不容
易苦慮、諸事に心を用ひ、格別に盡力精勤致し、吳候功勞により候事と、深く満足令
むる也。就ては、夫々、屹度恩賞に及ぶべき存念の處、勝手向差支の義相察し、且、一
藩の響き合、彼是勘考致し、堅く辭退中出の趣、神妙の至りに候。しかし、此義に於
ては、強ても申付度候へ共、費用多端、萬事行届兼候折柄、人心に差障程も計りが
たく、實に餘儀なき次第に付、甚氣の毒の至に候へ共、止を得ず、其意に任せ、態と
賞譽の沙汰に及ばず候。尤是迄の勳功は、夫々、座右に記置候事にて、熟れも社稷
の爲、積年心力を盡し、吳候段は、片時も忘却は致さず候。此上、益精勤これあり度、
頼思ふ也。 大野文書

丁卯十二月廿一日。

於村呂我中 龜井勤齋傳 第五卷終

於村呂我中 龜井勤齋傳 第六卷

第三編 藩政之五 (從明治元年至同三年)

目次

- 一 多胡鬼波等、大阪城陷落ノ報ヲ傳フ。
- 一 朝廷、勤王ノ諸藩主ヲ召致セラル。
- 一 侯、上京ノ途ニ就ク。並ニ留守吏員ヲ戒飭ス。
- 一 山陰道所在、舊幕府所領ノ圖籍ヲ上ルベキノ命アリ。
- 一 太政官内、三職、八局、及徴士、貢士ノ制。
- 一 森岡新五右衛門、使命ヲ復ス。
- 一 江戸藩邸撤去。支族、龜井勇之助ヲ義絶ス。
- 一 藩内、寺院、僧侶ノ規定、及葬祭式等ノ事ヲ稟申ス。
- 一 耶蘇教徒ノ保管教導。

- 一 出雲大社、古典調査ノ條項。
- 一 歸藩勅許。
- 一 五七桐章、套用ノ件。
- 一 毛利侯世子廣封ノ書東。
- 一 毛利侯世子津和野ニ來ル。
- 一 毛利侯世子、書ヲ致シテ、登京ノ期ヲ通報ス。
- 一 藩内ノ士庶、實名通稱ヲ並用スル事ヲ禁ジ、其一ニ限ル。
- 一 經邦旨趣ヲ示シ、藩政綱要ヲ定ム。
- 一 法令、告諭、制令、定令。
- 一 湯子臣所傳、元武公所用ノ甲冑、旗幟ヲ侯ニ獻ズ、楠公鎮祭。
- 一 版籍奉還。
- 一 法令、制令ヲ改定シ、家政改革ノ旨趣ヲ告諭ス。

- ✓ 一 再ビ耶蘇教徒ノ保管ヲ命ゼラル。
- 一 管内、行政區畫改定。
- 一 藩政改革旨趣。
- 一 夫役講ヲ再興ス。
- 一 害獸獲殺ヲ懸賞ス。
- 一 藩制稟候。
- 一 士卒祿制内議往復。
- 一 侯、家祿中若干石ヲ、公廩ニ納レテ、救荒ニ充ツ。

於村呂我中 龜井勤齋傳 第六卷

第三編 藩政之五

多胡兎波等大阪城陷落ヲ傳フ

明治元年、正月四日、多胡兎波、山田簡司、福羽文三郎ニ命ジテ、上國ノ形勢ヲ偵察セシム。同七日、兎波等、備後ニ入り、大阪城陷落シ、徳川慶喜、海路江戸ニ奔ルト聞キ、即時、情報ヲ藩ニ致シ、侯ニ、急速上京アラシムコトヲ上申ス。奉、去年十二月、慶喜、京都二條城ヲ出テ、大阪城ニ據リ、其形跡穩ナラズ。京師、戒嚴ス。今年正月三日、大兵ヲ率テ京師ニ薄マル。前軍、會津、桑名等ノ兵、伏見、鳥羽兩道ヨリ進入セントス。官軍、邀ヘ撃チテ大ニ之ヲ破ル。慶喜、復ヒ大阪城ニ入り、六日夜、回陽艦ニ搭シテ東走ス。年鑑 勤王編 參照同十六日、福原權藏、増野文藏ニ、銃兵二小隊、砲兵一隊ヲ授ケテ、出雲口ニ出ス。蓋シ京攝ノ間、道路ノ阻絶ヲ慮リ、途ヲ山陰道ニ取り、急ニ上京シテ、禁闕ヲ

朝廷勤王ノ諸藩主ヲ召ス

護衛セシメントスルナリ。由リテ、同時ニ、佐々布豆、小野寺六郎、森岡新五右衛門等ヲ、沿道ノ諸藩ニ遣ハシテ、談判應接セシム。奉、同二十七日、朝廷勤王ノ諸藩ニ令シテ、急速兵ヲ率テ上京シ、朝命ヲ俟タシム。

兼而被召設候義は、全公平衆議を可被爲探思召之所、豈圖んや、突然干戈に至リ、終に大號令被發候通に付、各國相應人數引纏ひ、速に上京可有之、御沙汰候事。但危急之御時節に付、速に上京勿論候へ共、路程遠近も有之候事故、凡之所、在京重役、或は留守居共見込之趣可申出、其上、御沙汰之旨可存之、尙又當主所勞等にて、上京難致向は、名代、又は、家老之者可差出候事、略

同二十七日、侯、上京ノ途ニ上ル。勤王篇 是ヨリ先、親書ヲ、留守重職ノ者ニ與ヘテ、注意スル所アリ。

此度、登京留守中之義は、是迄尋常之留守とは違ひ候事にて、供之者は、孰れも決死之覺悟にて罷出候事に候所、留守殘之者は、守成第一之時節、實に重事件に有之、彼是可致苦慮、於我等も、深く、令満足也、何分にも、登京に付ては、莫大之入費、且

侯上京ノ途ニ就ク雖三留守吏員ヲ戒ム

山陰道所在舊幕府所領地ノ圖籍ヲ上ラシメ

諸廉不得止失費多之事に候へは、猶更之義、就ては、乍大儀、何卒致日勤吳候て、飽迄も、昨年改正轉法之規則不緩様諸事に心を配り、格別に取締、無益之義一點も無之様相省き、都て簡易にして、實用不欠様心を委ね、日夜熟考盡力、精勤頼入候、先年之留守中は、當職之者、只安逸に致消日候を主とし、兎角、山川之遊獵を専樂み候趣、家中之者より申越、致承知候事にて、萬事等閑に成行候次第、何共不相濟、尤既往を咎候義には無之候、其砌とは、格別に相違之時節に候へは、別て、聊にても荏苒に打過候様之義有之候節は、忽人心に差障り候は、勿論第一士氣之撓、又は動搖之次第にも、立到り可申、實に國家浮沈之場合と、不堪苦心候、依ては、其方共、當時節、別て精神之段は、時々致承知、厚令満足候所、何分にも前件之次第に付、吳々も憤發、此上立入致忠勤吳候様、只管致依頼候、猶旅中、又は京地より、様子に寄、其方共召呼候事にも可至哉と存候、就ては、其考を以、兼々致覺悟、諸事取調置可申と、眞之心得迄に申置候、何卒留守中之所、我等致安心候様、幾重にも盡精力、吳候様存候也、甲第二十九號。

是日、參與職、勅旨ヲ傳フ。本藩、及鳥取藩ヲシテ、舊幕府所領ノ、山陰道諸國ニ散在スルモノヲ、檢シ、圖籍ヲ上リ、人民ヲ綏撫セシム。

今度王政御一新に付、即今之處、山陰道取調之義被仰付候間、兩藩共申合、諸藩之情實探索之上、巨細言上可致、御沙汰候事。

但、諸國之中、是迄天領と稱し居候徳川采地、其他、賊徒之所領、別て入念取調可仕、右者、從前苛政に苦み居候哉之趣も相聞、患難疾病、相救之道も相立兼候に付、先無告之貧民、天災に罹り、困難之者へは、夫々御取糺之上、御救助も可有之候間、右之旨申諭、億兆人民、王化に服し候様、精々盡力可仕、御沙汰候事。

一代官支配、地所、石數、人數帳、地圖面等携へ、早々上京可致候、若代官立去り候地所は、最寄之國主、當分御預り可申、石高圖面等、早々可差出候事、

二月三日、太政官代ニ、三職、八局ヲ置キ、徵士、貢士ノ制ヲ定メラル。太政官、三職、八局、徵士、貢士之儀に付、被仰出左之通。

太政官代三職
八局及貢士
士ノ制

三 職

總裁職。 宮、任之。副總裁、公卿、諸侯、任之。

万機を總へ、一切の事務を議決す。

議定職。 宮、公卿、諸侯、任之。

事務、各課を分督し、議事を決定す。

參與職。 公卿、諸侯、徵士、任之。

事務を參議し、各課を分督す。

八 局

總裁局。

神祇事務局。

神祇祭祀、祝部、神戸の事を督す。

内國事務局。

京畿庶務、及諸國、水陸、運輸、驛路、關市、都城、港口、鎮臺、市尹の事を督す。

外國事務局。

外國交際、條約、貿易、拓地、育民の事を督す。

軍防事務局。

海軍、陸軍、練兵、守衛、校兵、軍務の事を督す。

會計事務局。

戸口、賦税、金穀、用度、貢賦、營繕、秩祿、金庫、及商法の事を督す。

刑法事務局。

監察、糾彈、捕亡、斷獄、諸刑律の事を督す。

制度事務局。

官職、制度、名分、儀制、撰叙、考課、諸規則の事を督す。

徴士。貢士。

徴士。無定員。

諸藩士、及都鄙有才之者、公議を執り、拔擢せらる。則徴士と命す。參與職、各局の判事に任す。又其一官を命じて、參與職に任ぜざる者あり。在職四年にして退く。廣く賢才に讓るを要とす。若其人當器、尙退くへからざる者は、又四年を延て、八年とす。衆議に執るべし。

貢士。大藩、四十万石以上、三萬石以上、十萬石以上、三十九萬石以上、二萬石以上、小藩、一萬石以上、九萬石以上、至一萬石。

諸藩士、其主の選に任せ、下の議事處へ差出す者を貢士とす。則議事官たり。輿論公議を執るを旨とす。貢士定員あつて、年限なし。其主の進退する處に任す。

又、其才能に因て徴士に選舉すへし。龜井記。

同五日、山陰道諸國、舊幕府所領地ノ按檢ヲ罷メテ、出石。仙石、讚岐、福

知山。朽木、近ノ二藩ニ、事務ヲ繼續セシム。同六日、侯著京。新町頭ノ

森岡新五右衛門
使命ヲ復ス

藩邸ニ入ル。綱。同七日、客月藩地ヨリ、山陰道諸藩へ、使命ヲ帶ビテ出發セシ、森岡新五右衛門、復命書ヲ藩廳ニ致ス。

一筆啓上仕候。春寒未去兼候へ共、先以、過日は、侍從様、益御機嫌能遊御出馬、恐悅至極奉存候。將亦、各様方にも、愈御安泰に御門出、目出度御儀奉存候。然者、因伯へ御使者、總て無滯相濟、昨六日、罷歸候儀に御座候。右之次第日割等、荒々相認入御覽候様、昨日御同役様方より、被仰聞候間、乍不束、廉々相認差上候間、御覽被下度奉願上候。

正月十五日夜出候て、十七日半日、大森にて、長藩、高洲正吉へ、斷合有之、半日滯留。夕方出立候て、波根宿へ、同夜五ツ頃著、然處、日代にて承候へは、雲州入口、口田儀と中處の番所より、當時、長州持之、島津やと申所の番所へ沙汰有之、津和野の御使者通行之儀は、松江表へ伺之上、御通せ可申。就ては、御支配領之中へ、御滯り相成候様と申越候間、波根宿に滯り居吳候様、其主意、嶋津屋番兵所より申來候間、當宿へ相止り候様に、彼口代申聞候間、案見候處、雲之番所より、其段申越候との事に御坐候へは、口田儀迄、押ても可參之處、嶋津屋は、御神本持にて、其衆より之口上と承候間、先つ其夜滯り、翌十八日、一日波根にて相待候へ共、爲何事無之、十

六里の往返故、しばらくは手間取可申なれど、一向に相譯らず、其上伺濟にても、又々嶋津や番所より、波根宿へ、態々飛脚を以被申越候杯と相成候ては、度々手敷を懸け、彼是氣毒之譯にも有之其上、たとへ塞ぎ候て、通し不申とも、全體之所何故天下之大道を御塞候哉、と申事は、雲の番所へ詰問不仕して、引返候事、吳々残念に付、十九日早朝には、未だ爲何沙汰も無之候へ共、詰問之爲、押て出立、追返されの覺悟にて、波根宿へ船も詭置、只々問答迄に、貳里の道を走り行候て、差當り、御神本番所へ行き、過日の禮を述、猶押て罷越候決心之意を申入候處、案に相違、云より御通可被下と申越候間、先刻爲其飛脚、差出候、定て行違ひ相成候歟と、番所之者申候、思掛無之、拾もの迎、打笑ひ、則田儀へ參候處、番所出迎ひ、殊外之挨拶此處には、大笑談も御座候へ共、相略申候。差通し申候、笑々通り扱申候、廿日、米子へ過過著夫より御使者之手續きと相成候。

柘植十郎兵衛 荒尾主馬

右は、彼地の重役にて、立會之上、口上聞取吳候儀に御座候、尤引受は、主馬之宅にて有之、同夜は、同藩之、

柘植 豊 同 龍助

近藤茂助 熊澤 屯

右御旅宿にて會議、因之國情を聞候處、荒尾但馬始め、先年押込候面々、不殘再勤鳥取表役人衆、不殘相改り候由、柘植豊も、主人但馬一同と押込居候ものに御座候、猶亦、差急きの事故、返答は、歸りの節可承と申、翌朝は、出立仕候。鳥取表へ何中事、に付、歸り之節可承と申、全體之處は、十郎兵衛、主馬にて相濟可申儀には、御座候へ共、諸事始ての事、猶兵糧、秣御頼之事、旁重き御使者故、主人に、改て伺不仕ては、役前不相立、決て兎角申譯には、毛頭無之と、吳々訛言申出し候、大法之伺と聞取吳候様と申聞候。

廿一日、米子出立にて、廿二日薄暮、鳥取へ著、早速に滞留中、御付人注進役、岡本屋金右衛門を以申入候、然所に、廿三日、廿四日共、爲何事も無之に付、又々申入候所、廿五日夜四ツ半頃、御取次として、旅宿へ、佐藤吉之進入來御口上申述候、廿六日、廿七日と相待候處、爲何事無之、然るに、廿七日晝後は、吉松專一到著、御役狀拜見候處、御轉しの御主意に付、彼是案し、又々同藩罷出に付ては、急に申上度事御座候間、吉之進殿へ面會之事申入候、廿八日朝、御取次として、後醍院半之丞、旅宿へ入來に付、一と通り注進役を以、承見候へは、專一への御取次と申事に付、先、通せ、

此度は新五右衛門、專一兩人にて面會仕候。事轉之譯柄申入れ、右之御挨拶と申出候處、同人被申候に、初度之御答も、彼是遅々相成、又々事様轉し相重り、此方に社却て御氣毒と被申、罷歸られ候て、又々午後に至り、此度は吉之進半之丞同道にて入來、吉之進は、過日被相勤候御答、夫々御承知被下段、被申聞候、依は一通り御禮使者之口上にて、申濟候て、引續き半之丞よりは、此度御轉じに付、又々改て御使者、誠に恐入候との事に御座候。右御答は、兩人へ被申聞候、約る所至て都合宜く相濟み申候。猶此後何時通行御願も可仕歟之處、專一と、行先きの事、吳々頼置候。右御用濟に付、同夜鳥取出立にて、罷歸候處、途中にて、一寸出水之河留有之、朔日夜四つ半頃、米子へ歸り、翌二日、御答承り候處、御遠慮なく御通り被下候様との事に御座候。引續き、事轉之譯之御使者相濟候。其薄暮、米子出立仕り、大森へ四日極朝著、又々長の出役人夫々面會候て、彼是晝頃迄手間取候、猶亦、郷津にては、半夜餘り、因浪士に引留られ、無據面談、尤是は參りの節より受合事も有之、旁にて、其返事、猶又、因之國論等之事申聞候處に、其連、開運と、誠に大悦び、猶種々之談にて終に、右申上候様、半夜餘りも手間取、漸く六日申の刻歸著、御殿へ罷出、其邊之儀、夫々申上候儀に御座候。右は、誠に廉書、其上不束之認振り、御推讀被成下

候様奉願上候。都て之事、委く申上度候へ共、何分書中にては不相叶、依之洩候事、山々御座候へ共、約る所、何も無滞、都合宜相濟せ罷歸候間、左様思召可被下候。右之段申上度、尙時季之御見舞迄如此御座候。恐惶謹言。

二月七日

森岡新五右衛門、三號三〇ノ二、

同九日、征東大總督宮、御進發ニ付、錦旗御守衛ノ命ヲ拜ス。略、勤王編参照。

今般、御親征被仰出候に付、大總督一手、錦旗御守衛被仰付候條、一小隊之人數差出し、諸事御旗奉行の指揮を受、可致勉勵候様、御沙汰候事(參典)

同十一日、太政官代へ、行幸ニ付、供奉警衛ノ命ヲ拜ス。

來る十四日、太政官代へ、行幸、御警衛被仰下候事。衣體、陣羽織、人數相應可被召連候事。武器、隨意可被用意候事。刻限、卯之刻、無遅々御參之事。略、昌

同十七日、神野務ヲ江戸ニ遣リ、藩邸撤去ノ命ヲ傳へ、復々、支族龜井勇之助ニ説キテ、藩地ニ移住セシメントス。勇之助、竟ニ聽カズ。越エテ三月、義絶シテ、事由ヲ辨官ニ上申ス。昌

江戸藩邸撤去
支族龜井勇之助
ヲ義絶ス

私分知末家龜井勇之助儀江戸表に差置候に付、時勢柄旁國元へ引越候様、精々申遣候へ共、彼是自由申立、遅延に相成候折柄、終に當節之御次第に立至候に付、急速江戸引拂罷越候様、嚴敷申遣候處、一切不相用、剩慶喜へ附屬致居候趣、何共不届至極、奉恐入候儀、且本家之示令を不受次第、其儘難差置候間、無據及義絶、本末之間相斷申候、元來知行之儀は内分け之義に付、私方へ引戻し置、家筋之義は、追て歎願可仕義も可有御座候へ共、先此段御届申上候、以上、三月廿日、新

同二十日、侯、參與職、神祇事務局判事ヲ拜命ス。同二十一日、御親征行幸供奉、後陣ヲ命ゼラレキ。

今般御親征行幸供奉被仰付候、就て者、召連候兵隊之内、三十人許殘置、其餘先供として、御出禁兩三日、前、大阪表へ差下置、嚴重可守衛、御沙汰候事、略、

是日、京都市中巡邏ヲ罷メラル。

今度、御親征供奉被仰付候に付、市中巡邏被免候事。

同二十七日、侯、議定職、神祇事務局輔ニ榮轉ス、略、同二十八日、參朝、拜謁、親シク御親征行幸ノ、宸衷ヲ拜聽シ、酒饌ヲ賜フ。三月二

藩内寺院僧侶ノ規定及葬祭式等ノ事ヲ稟申ス

十一日。天皇親征大阪ニ行幸在セタマフ。侯、藩兵一百ヲ率テ扈蹕ス。略、同二十六日。天皇、天保山ニ行幸シ、海軍ノ操練ヲ觀タマフ。藩兵、一小隊ヲ率テ、後陣ニ供奉ス。略、四月六日。天皇、諸藩兵ノ演習ヲ、大阪城趾ニ觀タマフ。藩兵、一百ヲ出ス。侯、陪觀ス。略、閏四月五日。大砲操練。天覽ノ爲、大阪城ニ行幸アリ。亦藩兵百人ヲ率テ、先陣ニ供奉ス。略、同十七日。藩内、寺院僧侶ノ規定、葬祭式改正等ノ事ヲ稟申シテ、允準ヲ得。略、

- 一 微祿、或は無檀にて、難立行寺院は、本寺へ取結度事。
 - 一 無住の寺院は、堂舎取除、地所引拂度事。
 - 一 歸俗望の僧侶は、隨意に還俗爲致度事。
 - 一 僧侶還俗の上は、人材により、任官をも爲致度事。
 - 一 自國庶民に至る迄、志次第、葬祭式、佛法を相轉じ、古典に基き、神道に爲致、邪宗調之義は、役方にて嚴重に爲取糺度事。
- 右之通奉伺候以上。

同十八日。肥前國、長崎、浦上村耶蘇教徒ヲ保管シ、其レヲシテ、改悛
セシムベキノ命ヲ奉ジ、藩士、森岡新五右衛門、神職、佐伯勘解由等
ヲシテ、教導ノ任ニ當ラシム。網略

一明治元、辰閏四月十八日、於京師、肥前浦上村百姓、專右衛門始十九人、耶蘇教信徒
被召捕、御預け被仰付候間、國元へ引取、追々改心致候様、教諭之儀、御達に付、六月
三日、爲受取、總括、伍長、大目付兼、高橋半右衛門、副、中小性、日熊門六、用聞、田淵八左
衛門、田淵彦兵衛、齊藤幸右衛門、足輕、長柄組、二十人、小者、五人、出立、備後尾之道へ
罷越、朝廷御役人より受取、途中無難に警衛、同十七日、連歸候に付、兼て被手當
置候、光琳寺へ被遣番人被付置、折々、神官佐伯勘解山始、儒者、僧侶被遣、及教導候
事。

但其後、明治二己十一月、浦上村始、耶蘇教信徒百二十五人、御預けに付、爲受取、
馬廻格渡邊博、外多人數、十一月、出立、罷越、受取、連歸、光琳寺、法心庵、兩寺に被差
置、其後、不絶教導致し候に付、追々改心之者も出來に付、其者へは、追々別段宜
敷取扱に被成置、自然改心之者も漸々相増候處、其後、耶蘇教之西洋人、御國內

住居被差許候に付、御赦免に相成候間、在所々々へ被差歸候に付、旅費手當被
下、國元へ罷歸る、龜井記

同二十一日、侯、現職ヲ免ゼラレ、更メテ、神祇副知官事ヲ拜命ス。尋
テ、五月十日、左近衛權中將ニ任ズ。同十二日、出雲大社、古典查覈ノ
命ヲ奉ケ、藩士、石河金左衛門、森岡新五右衛門ヲ遣シテ、其事ニ當
ラシム。昌奉

出雲大社古典
調査ノ條項

雲州大社之義は、格別可被爲在御尊崇之所、爾來、其義も不被爲在、御遺憾に被思
食候、今般、其方歸邑に付、彼社之義は、隣國之事に付、其古典を始、夫々取調候様、被
仰出候事、略

右に付、石河、森岡等に、調査事項五條を授く、昌
一神賀詞相傳之事、一神官奉仕格合之事、一年中祭事次第之事、一當今神領配付之
事、一古來總記錄之事。

是ヨリ先、侯、歸邑賜暇ノ勅許アリ。是ニ於テ、同十三日、拜辭シ、天盃
中啓、白布ヲ賜ヒ、左ノ勅旨ヲ拜ス。

歸藩勅許

累年勤王之志厚く、就中御政務御一新之折柄、迅速上京、其後官代出仕、勉勵之段、神妙に思召候。今度依願在邑百日、賜暇候間、兼て御布令之御趣旨を奉戴し、國政改正致し、尙又早々上京可致、御沙汰候事、

同十八日、坊城右大辨宰相俊政卿へ、書ヲ致シテ、五七桐章、套用ノ可否ヲ問フ、並ニ復書左ノ如シ。

彌御安康、珍重存候。然は、過日、桐紋之義に付、於御所内話申上候所、全體私方、佐々木之末にて、從來、五七之桐紋所に用ゐ來候所、御一新に付ては、改て御届申上候義にも可有御座哉と、御内話奉申上候事に、御座候所、武家にて、京極家、朽木家等も、佐々木之末にて、桐紋用ゐ候義に付、兩家間繕仕候所、仕來故、改て御届等は、不仕哉之趣、就ては、同様之次第に付、私方にて、改て御届等不仕、是迄之通、相用ゐ候て不苦筋哉と、愚案仕候へとも、過日御内話申上候義に付、此段御内々奉伺上候、可相成は、此儘御間置被下候へは、別て難有奉存候。若表向御届申上候方可然候は、其段被仰下度、早速御届可仕候間、御間置之程、宜敷奉願候。右は御用多之中、彼是御面倒筋申上、何共恐縮之至に御座候。何も任御懇情申上候段、偏に御宥免可被成下候。乍御面倒、一寸御返答奉願候。右申入度、如斯御座候。頓首。

五月十八日。

追て、連日大雨にて出水、道路相絶、今に滞留罷在候。尤一昨日より、漸雨少に相成候に付、少々は道明ヶ掛候様子、無理にも通行相成候は、速に出立之積に御座候。仍ては、最早拜顔も難計、是迄不一通御懇情、千萬忝、此上不相替御懇篤奉願候。折角時氣御保護專一に奉存候。本文之次第、何分宜敷奉懇願候。以上。

坊城右大辨宰相殿御直覽。

茲監。

過日、御投書之所、御答段々遅延、恐怖候。彌御安全、珍重存候。今朝先々無異御發與之旨、令承知、恐悦之至存候。扱々存外之大水、何卒御途中も無御滞、御歸國之様祈存候。然は、御尋に相成候紋所之事、今度御一新に付、改て御届之方哉、不及其義哉。京極朽木も御同様候所、從來之義、今度別段届は不差出趣、旁御届にも不及哉。御尋問敬承候。尤從來御用ゐに相成候義、今度御一新と雖、御届には不及と存候。然御承知可給候。御安心之様存候。段々御念篤之御示、痛入存候。過日來、毎々御芳志、拜領物、深く痛入存候。御厚念之程、萬々奉謝候。尙又、書餘期後便候。早々、荒涼、御免可給候也。

五月廿一日。

二白先々霖雨も屬晴追々向大暑候隨分御大事御保護專要存候吳々も厚御示共恐怖候早々不備

津和野中將殿

捧復

俊政

從浪華愚翰拜呈仕候益御安康珍重奉存候然は過日紋所之義に付相伺置候所彼是御配慮被成下態々以尊書私方にて用ゐ來候五七桐之紋所今度御一新と雖屈には不及相用候て宣敷旨被仰下敬承仕千萬難有奉多謝候實に御用多中不一通御配意被成下候段深奉恐縮候以御蔭安心仕相用可申候吳々も御厚禮奉申上候扱昨朝漸無異發途仕候段御承知被下御歡被仰下厚忝次第奉存候如仰餘程之大水近年珍敷趣實に存外之事にて驚入候次第に御座候淀より乗船下り候所八幡邊は嚴敷水損未一面之水に相見え申候枚方より下は損所少々被見受候淀川も水増居候へとも先々無難に下り昨日暮過當浪華屋敷著仕候船都合次第早々乗船歸國仕候事に御座候彼是御懇篤に被仰下候段吳々も奉多謝候猶又輕品折々備尊覽候所厚御挨拶被仰下何共恐縮之至奉存候誠には迄毎々拜受物仕忝實に不一通御懇情被成下候段御禮難盡申上仕合無此上難有奉存候先は不取敢御禮御請申上度如此御座候猶歸國之上書餘可申上候頓

首

五月二十二日

猶々御端書被仰下候趣厚忝奉多謝候何分不順之候に御座候へは別て隨時御保護專要之御義に奉存候吳々も是迄は不容易御懇情に被成下數々御世話に相成誠に難有奉存候萬々御厚禮奉申上候旅中何角取紛別て亂書略文恐縮之至に御座候御高免可被下候早々不備三百御厚禮御請申上置候事に御座候間申上候迄も無御座候へ共必又々御返答は堅く御斷奉申上候以上

坊城右大辨宰相殿

茲監

同二十一日京都ヲ發シ途中洪水道路阻絶ノ爲メ日數ヲ徒費シ翌月十四日ニ至リ城邑ニ歸ルコトヲ得ラレキ六月二十三日令ヲ奉ジテ徵兵ヲ京都ニ出シ關下ノ警備ニ充ツ略吉勤王編參照七月七日是ヨリ先側用人橋元夾介ヲ毛利侯ニ遣ハシ歸邑ヲ報ジ在京中ノ厚情ヲ謝セラル毛利侯世子廣封後改元德親書ヲ以テ報酬ス

毛利侯世子廣封ノ書

柔雲拜展、如命殘暑之候、彌御寧靜、本月十四日、陸路無御滯、御歸國被爲成奉壽候。仰、先般、京攝逗留中は、屢拜眉數度、御周旋に預り、且弊寓へも、追々御枉駕被成下、彼是御懇切之段、不淺奉鳴謝候、阪地御發馬之砌は、時分柄とは乍中、攝河邊頗霖雨、近來稀なる洪水にて、中國道破損之所も、許多可之との御見込を以、海上御通行被成度、御積にて、蒸船之御心遣相成候へ共、方今、關東表之御用繁之折柄に付、一隻も無之、御困りにて不得已、和船に被爲乗、御下向之所、風濤不順故、藝領より御揚陸にて、御歸著被成候段承之、炎暑中永らく御辛勞之段、奉想像候、就ては、縷々御厚情之御挨拶被仰聞、却て痛入申候。此度は、時下御尋問旁として、貴价被差越、殊に貴國之別品、御惠投忝拜納仕候、將、夾助へ御内命之趣、數馬より逐一拜承、此義は速に被爲聞候通、頃口更に申上候程之事件も無之、委曲は、同人より及演述候様申付置候。右御歸邑之御祝詞、拜答迄、呈一楮候。草陳、稽首。

七夕。

津和野雅兄、牀下。

廣封。

二白、不勝之節、御自愛奉專祈候。家内中迄も、御贈品被成下、幾重も御丁寧之至、其山中聞候所、御禮可然申上候様、申出候。先度、滯阪中、相願置候、隆正、美靜之詠

毛利侯世子津和野ニ來ル

八月一日、毛利侯世子、少將元德、親ラ津和野ニ來リ、高崎邸ニ館ス。侯、款待遺サス。既往將來ヲ談論シ、駐ルユト三日ニシテ還ル。蓋シ、昨年十一月、我侯ノ親問アリシニ、酬イラレシナリ。奉、同十二日、即位新式調査ノ命ヲ拜ス。

當官を以、御即位新式取調御用、被仰出候事。

行政官。

是ヨリ先、輔相岩倉公、書ヲ致シテ、御内旨ヲ通報セラレキ。勤王編ニ詳悉ス。同二十七日。天皇、紫宸殿ニ位ニ即カセタマヒキ。同二十九日、即位新式査定ノ勞ヲ賞セラレ、相壹領ヲ賜ヘリ。

今般御即位御大禮被爲行候に付、新式取調被仰付候所、迅速出來、御大禮無滯被爲濟、御満足思召候。格別之盡力により、御褒賞、賜此品候事。行政官、啓。

小葵文様、相、壹領。

是時、岩倉輔相ヨリ、別ニ口達アリ。

龜井中將、兼て、御即位取調被仰付居候處、速に取調出來、今日、御式無滞被爲濟、主人は勿論、家來迄、格別に盡力致し候段、御満足被爲思召候旨、御達相成候事、昌

九月九日、毛利侯世子、書ヲ致シテ、曩ニ親問中ノ厚遇ヲ謝シ、併セテ自身登京ノ期ヲ通報セラレキ。

冷氣日増相催候所、愈御平安御起居被爲成候否、承度奉存候。抑、去月朔日、初て貴國へ罷出、永らく得拜晤、加之、種々之御饗應に預り、不相變御厚情之至、深奉謝候。其節は、陪從之家臣等へも、御丁寧之御取扱被成下、却て痛入申候。將、拙父義、今般聖上御東幸被爲遊候に付、京師御警衛被仰付、且、拙生、不遠登京に付ては、兼て所勞之趣も有之事に付、拙生京著之上、歸國可爲勝手段、先月廿九日、行政官より被仰渡、難有仕合に御座候。依之、來十二日、山口出發、海路上京之積罷居候。當時京詰之同列寡少之由、就ては、貴君にも、御用向御取調相附次第、御登京相成候は、朝廷向は不及申、於生も、大に可得力と奉存候。先は、過日之御禮爲御報知、一楮を

毛利侯世子登京ノ期ヲ通報ス

藩内ノ士庶實名通稱ヲ並用スルコトヲ禁ズ

以申入候也。時下、別て御自玉、奉專祈候。草陳稽首。九月九日。

中將君、座下。

二白、先日は、花墨被成下、辱奉存候早速御答可仕之所、其節、折悪敷不快にて、不能毛義段、御仁免奉希候。此頃は、無恙罷在候條、御休慮可被下、上京前、彼是取込略文、亦高恕是禱申候以上。甲第四號は、

同十日、藩内ニ令シテ、準士以上ハ、實名ヲ用キ、士以外ハ、通稱ヲ呼ビテ、共ニ、一名ニ限ルノ制ヲ布ク。是ヨリ先、大谷秀實、建議スル所アリシニ據ルナリ。明治五年ニ至リ、朝廷令シテ、人民一般、一名ニ限リテ、實名、通稱ヲ並用スルコトヲ禁ゼラル。是時、侯、親書ヲ以テ、旨ヲ諭シ、並ニ藩中、相互稱呼等ノ定例ヲ示ス。

往昔は、人々第一に姓を正し、士民に至迄、姓の不分明なるは無く、一名を限りて、是を稱へ、他人より敬する節は、其名を憚り、呼名を稱して、其人の官名、或は、住居之地名を唱へ來り候趣の所、星霜移るに從ひ、古代の風習頽れ、當世に至り候ては、姓は、おのづから無用のやうに成行候よりして、不分明の者多く、又、古來は、嫡庶を別て、號を加へ、假りに唱候事の流れ候にや、遂に俗名と稱し、別に一名を用

る、古來之名を、實名と名付け、呼名の住居地名を、苗字と號し、殊に是を用ゐるは、等を立て、免し、輕輩へは、猥りに免さず、右苗字、俗名を專に採用し、實名は、廉立候節而已用ゐる事にて、平常は、無用の姿と成行、通用無之よりして、おのづから人も知らざるやうになり、從て、人々自由に改名致し、夫を役筋へも不申出次第、殊に輕輩に至り候ては、實名無之者も多きやうに成行候段、時勢の運轉よりして、自然の勢、不得止の義とは乍申、重たる實名を輕し、譯も無く、俗名專に相用ゐ候事は、即本體を取失ひ候譯にて、名正からざれば、自然於人心も、古代淳朴之風、廢れ、惡弊に流れ候やう相成べく、其上、一人にて兩名宛附置候は、夫丈煩敷義にて、實に無用之手數に有之、古代の通、一名にて相濟候へば、第一簡易にて、本體にも相適ひ候事に付、何卒古風に復し度候處、末世上一般、復古之場合に不至に付、俗名を全廢し候事には、至り兼候へ共、當領内丈は、實名を相唱へさせ、尤先方を敬候廉、又は、自分用之節は、役名、或は、住居地名を唱へ候事に相定度、併輕輩等、相轉候事は、急速難相成候に付、此度は相成丈轉法、下輩は先是迄之儘差置、追々相轉可申、夫よりして、漸々遂に當領内一統にも、押及び候様有之度候、姓之義は、不分明に有之分は、勿論、假令、其家に唱へ來候共、住古より之系譜、正き傳有之者は

稀にて、疑敷分多く、萬一相違等有之候ては、不相濟候に付、不取用方可然候間、是迄之儘差置猶又、苗字之義も、古法には違ひ、條理相立兼候へ共、呼名に相成居、且等級の順序、其餘、便利に相成候義も可有之候に付、是迄之通相用候方可然、只前件之通、名丈は、及轉法度、依ては、是迄之唱方、不都合之分は、相改候方可宜と存候事。

家中名前唱方轉法。

- 一 役筋より之書面、總て實名相認可申事。
- 一 但、役名認來候廉は、是迄之通、相心得可申事。
- 一 役筋へ差出候書面、總て實名相認可申事。
- 一 總て呼候節、實名相唱可申候、尤、殿を付け呼來候格合は、是迄之通、相心得可申事。
- 一 但、役名相唱來候廉は、是迄之通、相心得可申事。
- 一 私用、取遣之書面も、實名相認可申候、尤、先方を敬し候節は、役名、又は、住居之地名、相認可申、猶夫のみにては、紛敷分は、苗字を差加へ可申事。
- 一 當家之御先祖様、御先々代様、御先代様、當代、并在世之嫡子、末男之實名、在世之

内室、後室、末女之名は、其詞、文字共可致遠慮候事。

但、末男、末女、他家へ罷越候へは、不及遠慮候。猶又、俗名と、同詞、同字は不苦候事。

一分知之當主、隠居、嫡子、并家老以上之實名之詞、又は文字と同名は、相用申間敷事。

但、同名に不相成候へは、實名之内に有之字、相用候義は不苦候。猶又、俗名と、同詞、同字は不相成候事。

一中小姓以上、相成丈、實名之詞、又は、文字と、同名に無之様可致候事。

但、俗名は、是迄勘定以上、同名不相成候所、以後、同名にても不苦候事。

一總て、苗字、實名相揃、詞、又は文字共、同様之分は不相成候事。

但、俗名、追て廢止之沙汰に及び候迄は、苗字、俗名相揃、同様之分は不相成候事。

一銘々、先代に有之實名は、成丈相用間敷事。

一以後、初て目見、又は、平常、實名相唱候格式以上へ、立身、召出、召抱之節は、其實名へ、假字付にして、役筋へ可申出候事。

但、俗名、追て廢止之沙汰に及び候迄は、初て目見、召出、召抱之節、俗名、役筋へ可申出候事。

一以後、實名相改候は、其實名へ、假字付にして、役筋へ伺出可申候。尤是迄、俗名を改候定之通、狠に實名改候義は、不相成候事。

但、俗名、追て廢止之沙汰に及び候迄は、俗名相改候節、役筋へ可申出候。以後、願同等に不及候事。

一家老以上、家格に寄、勤功を以、當代之名之一字を差遣候義も可有之、其餘、當人之實名、表向差遣候格合之定無之候。尤、中小姓以上、不時に差遣候義も可有之候事。

但、俗名、家老以上へ、表向差遣候定、并、中小姓以上へ、不時に差遣候義、總て差遣候事。

一實名差遣候者は、其實名は、私に改候義は不相成。尤、無餘義譯有、相改度候は、其段、委細に以書而伺出、差圖之上、改名之義、役筋へ相願可申候事。

但、俗名は、是迄差遣候俗名、相改候共不苦。尤、改名之義、申出候節、差遣候俗名、相改候旨、役筋へ可申出候。猶又、先代へ差遣候俗名に相改候節は、其段、別に

不及申出候事。

一先手組以下は、先是迄之通、俗名相用不苦、依て、公私共、總て是迄之通、俗名を相唱へ、書面へも同様相認可申候、俗名相改候節は、總て是迄之通、相心得可申事。
一公私共書面へ、總て先方へ、殿と相認め可申。尤、殿字之盡、多少を以、尊卑之分別相立可申事。

一役名は、御側と相唱候名目之外、總て御字相省き可申事。
一總て、役名相唱候節、役名之末へ、衆と唱候義、差止可申事。

右之通、轉法相定候は、可然と存候。猶、役筋にて可致熟考候。尤、門番以上、轉法之積を以、相認候へ共、若右様には、相成兼候義有之候は、當節は、留守居格以上相轉、伊賀以下は、先是迄之儘差置、追て相改候ても不苦候。此義は、嚴重に相改、不違候様には、相成兼、其上、何角心配多にも可有之候へ共、右等を厭ひ、其儘にして、差置候節は、いつ違も同様之事にて、轉法之期限無之義に付、斷然と及改革候は、當分は、彼是紛敷、不都合之様にも可有之候へ共、口數を經候は、人々なれ、是迄と替り無之様に可相成、就ては決心、當節及轉法候方、可然と存候事、甲第十五號

同十八日、御東幸、御留守中、九門内巡邏警備ヲ命ゼラル。藩兵ヲ出

經邦旨趣ヲ
示シ政綱ヲ
定ム

シテ、之ニ充ツ。略綱、八日ニ作ル。是月、曩ニ歸藩ノ際、下賜ノ勅旨ヲ奉體シ、藩政ヲ革新シ、經邦旨趣及、政綱ヲ定メテ、藩内ニ頒布ス。

經邦旨趣。

去春、時勢を檢校し、政道改正、舊來の弊習を除き、藩中の陋俗を一洗し、續て神社、佛寺、葬祭の典儀を改革し、漸々萬古不朽の制度、規律を建て、節用、愛人の政令を施し、封内の庶民、廉耻、淳朴之風に化し、人心一和、國本、疆剛にして、社稷、安寧を祈望する處、舊冬、王政に回復し、垂法更始の時に當り、京攝變動、容易ならざる形勢に立ち至るの、旨傳聞、痛心の餘り、事業未だ了らずして、當早春、急速登京の處、上國既に鎮靜、専ら、大政御一新の御法制、御施行にて、圖らずも重任を蒙り、不肖乍ら、奉職罷在、屢、洪大の天恩を負載し、當家名譽此上無く、難有次第、仍て、親く朝議を謹伺し、猶、深重、御仁惠の御宸翰、拜見仰付られ、且、去る四月十二日、御布令の事件、實に皇國一體、復古の御趣意、感戴奉り、何卒、速に遵奉の實相立度、存念の處、道路遠隔、思慮に任せず、且、數月、京攝に滞在、失費少なからず、彼是苦心に堪へざるにつき、止を得ざる旨趣言上、歸邑の事を願ひ奉りしに、暫時の御暇を賜る間、發途前、參朝の處、君前に於て、厚き勅命を蒙り奉り、心魂に徹し、難有恐懼の至り、依

ては、片時も荏苒と打ち過ぎ難く、然るに、當藩に於ては、昨年改革以來、留守中、孰も法制を固守し、有司の者は、日夜、職前勉強、一統心得方能く、勤務の段、深く満足令むる也。斯く勵精の中、引續き、再度變更に及ぶは、實に本意ならざる次第、種々勘考に及ぶの所、其後、時勢變遷、之に加ふるに、國用必至、差支爾後、公務、軍事の用度、如何執り行ふべき哉と、憂慮に堪へざる折柄、總て御簡易、御質畧の叡旨を以て、御國體、御更張在せられ度との御事、誠に難有次第、就ては、右御趣意を奉體し、時勢洞察、國力を熟計し、庶事、簡質、實備を主として、政道を改更し、永久保全の典律を、相建度存念より、今般轉法に及ぶ事にて、聊異趣之れなき間、此旨能々會得し、各自家を修正して、益忠誠を抽づ可く、共に心を盡し、國家堅勁、永續を欲する也。

政體。

- 一 國本を立て、典制、紀律を定むるは、經邦旨趣に基き、封土、康強を要する也、條件左の如し。
- 一 庶事、公平を旨として、博く議し、條理の至當を以て、斷決すべし。
- 一 人民、克己、稟性を全し、倫理を明にすべし。

- 一 上下心を一にし、勉勵して、國恩に報ずべし。
- 一 舊染の弊を去り、固陋を裁ち、正路を踏み、活計を營むべし。
- 一 廣く碩德英才を求め、政源を堅立すべし。
- 右、五條を専務として、万機を執行ふべき也。
- 一 諸官の煩きを省き、名目を改め、簡易に法を立るは、節用、正名、實備を求むる所以なり。
- 一 運枝格、家老、年寄を、二等以下に任ぜざるは、敬大臣所以なり、其餘、官を任ずる格式、密に當否を論ぜず、大概を以て定め、諸格混同、才德を選び、其器に當るを以て、職掌を任ずるは、貴賢、國憲を隆興する所以なり。
- 一 官職を内外に分ち、等級を制するは、各職前の重を識らしめ、輕侮の處置を禁ずる所以なり。
- 一 内官十等已上、別に職務の席を設くるは、其職掌を厚くする所以なり。
- 一 有職の輩、賄賂を禁し、私の志願を受ること勿れ、公議の外、猥に談話すべからず。
- 一 諸格、總て其格を授る日を以て、席の順序を定むるは、格式を重し、先輩後輩の

序次を立る所以なり。

一 制度を簡にするは、庶人守り易く、法を犯す事無からしめ、且禁令嚴重に行はるべき爲なり。

一 藩中へ諸事、質素簡便を示すは、尋常冗費を省き、實用を厚くせしむべき爲なり。

一 各自家を治むるは、經邦旨趣を體認し、萬事質朴にして、公用文武研究の餘力には、産業を營み、常に武備に心を用ゐ、忠誠を拙て、庶務を全すべし。
一 私に、政事の善惡を議すること勿れ、公議あらば、建言すべし。

十月十二日、藩兵ヲ、奥羽ノ戰地ニ出サントシテ、途ニ大阪ニ次ス。京都邸吏ヲシテ、軍務官ノ指揮ヲ請ハシム。時ニ、賊勢漸ク衰フルヲ以テ、出兵ニ及バズトノ示令ヲ得、罷メテ藩地ニ還ル。綱。十一月五日、奥羽平定シ、大總督宮凱旋アリ。是ニ於テ、錦旗守衛ノ藩兵ニ、酒肴ヲ賜ヒテ、慰勞セラレ、別ニ、隊長ニ賞金ヲ賜ヘリ。勤王編參照。

龜井中將兵隊。

征討出張、遠路跋涉、其勞不少候、此節、御駐禁中の義に付、不取敢、被爲慰軍勞、酒肴被下候事。行政官。

津和野隊長。

其藩兵隊、大總督府、錦旗御守衛被仰付、春來、嚴肅、日夜驅走致盡力候段、參謀卿被聞召、今般、御凱旋に付、乍聊、金拾壹兩貳步、被下候旨、御沙汰候事。下參謀。

是月、法令ヲ定メ、尋テ、制令、定令ヲ藩内ニ布ク。

法令。

- 一 皇國に生るゝ者は、皆神孫に紛れなき條、尊神の道を盡し、邪教を堅く禁し、朝廷之御法制を謹み守り、且、國法に背くべからざる事。
- 一 孝悌忠信を行ひ、簡易質朴にして、各其分を勤め、敬禮を盡すべし、有職の輩は、益私を顧ず、諸事廉直にして、社稷に心を委ね、勉勵すべき事。
- 一 文武の道を勵精し、國家適用を専ら心掛べし、常に武備充實にして、不虞の覺悟あるべき事。

右件々、堅く相守べし。若違犯之族これあるに於ては、嚴科に處すべき者也。

十一月。

告諭

當藩政道之儀は、祖宗の御草創以來、御配慮遊され、追々諸事の規則をも立させられ、分て賢體君、厚く御心を盡され、惡習を改め、人心を興起せしめられ、其後、打續き御志を繼ぎ、治め給ひし所、我等事は、計らずも他家より入來、御養子と成り、間もなく家督をもいたし候事にて、其頃若年、殊に、豊鶴君御不例勝に入らせられ候故、親く家法等も伺ひ奉らず、只々、右司の輔翼によりて、かつく政柄を執り來るの所、不學短才故、國家之爲と思ひ、處置に及びし事も、淺慮よりして、失策多く、耻入悔み思ふなり。就ては諸事、深く慎み、儉約を専らとして、政務に心を用ゐるの處、漸々時勢運轉し、幕府之失政、日々に甚しく、庶民の疑惑少からず。切迫の形勢に立至るに付、法度始萬端荏苒と差置がたく、其上入費多にて、勝手向繰合も出來兼候旁、去春改正に及ぶといへども、いまだ幕政中の事なれば、存念達し兼ねる事も多かりし所、其後、天下之政權、朝廷へ歸し、専ら王政御一新在らせられ、且、皇國一體、復古之御沙汰向もありし事にて、實に天運革命のときとも申べく、其上、御邦内に、干戈動きしより、益人氣穩ならず。就ては諸事其

儘にして打過がたく、用度は別て多端に成り、内計必至に差支へ、さきくの見度立兼ねる次第にて、如何様の事に成べき哉、實に當家浮沈の場合と、深く心勞令る也。一統に於ては、窮迫の中、分て精勤、殊に先年、近隣動搖にて、當藩危急の節は、孰も心を合せ、指揮に従ひ、忠勤致し、故、無難に取扱き、猶毎々旅勤をも申付、容易ならず、勵精艱苦致し、吳候段、満足の至りに堪ず。然るを、引續き改革に及ぶは、實に不本意に候へども、何分片時も捨置がたきに付、止ことをえず、此度創業と思ひ、舊習を去り、實用を採りて、制度規則を變更し、萬事節儉に取渡り、内計の方向を立て、國家を維持致し、度存念なり。然るに、太平久しく、續きしより、自然驕奢安逸を好むの弊を醸し、諸事怠惰に流るゝよりして、義氣撓み、尊卑之禮儀も亂れ、酒興嬉蕩を好み、羞惡の心も弛まり、外聞を憚る事も、自ら薄く、人情益輕薄に陥り、自誇の心を生じ、人を侮り、或は、偏執を抱きて、惡事を流布せしめ、一途に我身の爲をのみ考へ、阿諛の心より言を巧にし、色を令くし、却て言ふべき事を黙し、竊に吾幸ひを求むるやう成行、且自家之治め方宜しからざるより、家内折合兼、勘當離別等も多く相成、諸事の費は彌増長し、約る處困苦に迫り、遂に不義理之所業をも施すに至り、常に人をのみ便りにして、空しく光陰を過すは、畢竟

吾身を省る心少き故にて、かく迄弊風に薰染しては、文武の道も、實用に至りがたく、制令も立ち兼ねるやうに成り、淳素質朴の風儀も頹廢し、兵備も忽せに成らん哉と、歎息に堪へざるなり。斯成行も、山陞の僻地にて、自づから時勢に疎き故にもあらんかなれども、至我等不肖にして、政令教諭の及ばざる事にもやと、甚愧入る次第也。依ては、以後我等より相改め、益政務に心を委ね、情態を察し、忠苦を俱にして、諸事節儉に取渡り、善惡を糺し、賞罰嚴重に執行ひ、人心一致、上下和合、俱に社稷を保護せんと希ふ所なり。然るに、舊染の陋俗を攘ひ、淳風に變化せしむる事は、不徳なる身の、及ぶ所にあらず。衆人の助力にあらざれば、素志遂げがたく、もとより藩中之儀は、一體分身にして、股肱手足の如く思ふ事なれば、是迄も、數度沙汰に及びし如く、内外親疎の差別あるべきやうなし。就ては、孰れも心を一にして、能々意中を察し、我等の行狀を始め、政道之可否、其餘心付の儀は、遠慮なく申聞、諸事力を添へ、吳候やう頼み思ふ也。一統に於ても、彌憤發致し、萬事の基本を立、其道によりて行ふべし。夫、神國の人は、皆神の末なれば、神は、吾元祖にして、其恵に洩るゝ事なき故、専ら敬禮の道を盡し、誠心を以て神祇を尊崇し、神教を守り、固有の倭魂を堅め、誠忠を抽て、父子、兄弟、夫婦之道を盡し、一

家睦しく取治め、衆人へ信を以て交際し、私欲を去り、各其分に安んじて、禮讓を亂さず、士たるの節義を守るべし。葬祭は、人道之最も重たる事なれば、喪に臨んては深く慎み、悲歎に忍ばざる情實を旨として、分際に應じ、棺槨等へ厚く心を用ひ、外見を飾らず、一途に誠意を盡し、執り行ふべし。靈祭は、往事を追想し、哀情の堪へざるを本として、諸事自ら主り、恭敬を起し、誠實を以て祭るべし。總て衣食住は、人たる者、一日も闕くべからざるものにして、度を過れば、大いに災を生ずるなり。依ては、衣服は、騎飾華美を好まず、夏は、肌を隠し、冬は、寒氣を凌ぐ事にして、常は、麤服にて相濟し、他邦より、無益なるものを取入れ、着用致す間、若くは、婦女子の衣類も同様、簡便を専らとすべく、頭上に用ゐる品は、元來髮を結ひ留むる迄之具なれば、成丈品數を省き、猶、麤末なるものにて濟し、宜しき品は言ふ迄もななく、美麗之粧ひ、堅く致す間、若くは、此段厚く相心得、家族へ染々申示すべく、若くは、若忽せの事あれば、主意に背き、且家事の不取締ともなれば、精々心を用ひ、等閑に致す間、若くは、飲食は、生命を存するの要にして、食する毎に民の勞苦を思ひ、やむる間、若くは、必輕んずべからず、饑渴に及ばざるを以て足れりとし、麤食を甘んじ、美味を求む間、若くは、總て饗應等、廉立つ事は、差止め時機により、麤末なる酒食を出すとも、決して取

構ひ申間じく、贈り物は、至極之輕品を以、真情を達すべく、賄賂は言に及ばず、超過之品取扱ひ申間じく、双方とも、無益の費たる事を、能々辨へ省略すべし、家作は、雨露を防ぐ迄と心得、さき／＼の手續を考へ、成丈簡略便利を重とし、手挾にて濟せ、破損に及ばざるやう、油斷なく、常に心を用ゐつべく、一切物好の造作等、致さず、總て質素儉約を專要とし、文武の道を勵むべし、文學は忠孝節義を研究して、行住座臥、其道を行ひ、須臾も離るべからず、皇國に生るゝ者は、天稟之正氣を養ひ、衆に先立ち、報恩せんことを志願として、厚く學ぶべし、武藝は、士道専ら嗜むべき事にて、斯紛擾の折柄、別て片時も怠るべからず、尤多端にしては、其術に達しがたきもの故、方今砲術專務の時勢なれば、大小銃隊操練を重として、常々修行致すべく、猶劍術は、常變とも、離るべからざる業に付、是又厚く心掛べく、其餘は、人々の好みに任すべし、此兩道に味くしては、國家に用立がたく、朝暮精々勉強すべきなり、其餘力には、各産業に心を寄せ、内外之稼穡を營み、内計取續き、勤仕を全し、武備充實にして、出陣之指揮を待如く、兼て覺悟致すべし、都て制度密にしては、衆人守りがたく、自然心得違ひ、禁令を犯し、やむことを得ず、刑典に行ふ様にもならんかと、甚不便の至りに付、法度を簡易にし、猶制するのみ

にては、人心窮蹙に迫り、厭倦を生ずべく、且姑息に流るゝやうにもならん、旁一統の心を慰めん爲め、毎月兩度、宛法を緩め、爵散すべき日を定め、置候間、彌法制、教令を嚴重に相守り、日用を勉勵し、主意に悖らざるやう心掛べく、吳々深く慎むべきは、姪酒の二ツなり、身を亡し、家を失ふに至るの根元にして、忠孝の志も空しく成ゆく間、平常堅く戒むべし、有職之者は、別て日夜容易ならず、勤勞之段、厚く滿悅令る也、此上我等の心を體認して、其職前を守り、一身に負戴し、我意を張らず、諸事隔心なく一致にして、能々人情に適し、厚く下を憐み、私を離れ、依姑最負なく、廉節を専らとして、陋習を破り、公道に基き、各器量一杯を以、社稷永康に心を盡すべく、勝手向の義は、當今の事のみ、目を觸れず、大體を考へ、永久を計り、用を節するを宗とし、吝嗇に馳せざるやう心を用ゐ、情實を正して、萬端取締り、殊に重職の者は、一統の龜鑑とも成べき事なれば、分て行狀を始め、萬事相慎み、質朴を第一とすべし、外様之者ども、上を敬ひ、勤務を重んじ、我等より立置く有司の事なれば、禮節を盡し、其差圖に隨ひ、假にも徒黨がましき振舞、或は讒妬の處置、一切有べからず、訴訟之事あらば、其筋へ申出べく、必私曲を構へ、別人を以、内訴を企つ間じく、朋友の交りには、信を盡し、俱に善を責め、行儀を正く

して、時勢の談話、或は、文道、武術の議論、且、軍務の心得等、互に咄合、切瑳致すべく、大酒を慎み、男女之別を亂さず、私に政事の是非を批判し、或は在職の輩を誹謗すべからず、其外、遊興は勿論、無益の雑話を致さず、飽迄も國家之爲に力を盡すべし、婦女子へは、親、夫より、時々教訓を加ふべし、妻たる者は、貞順を専務として、家事に心を盡し、衣服、飲食を始め、萬端支へなきやうに取調へ、女之道に違ふべからず、孰れも各旨趣を守り、勉勵致す者は、我等において、此上なく、祝着令るは言ふ迄もなく、第一、御先靈への忠勤、各祖先への孝道、是に過ぐべからず、是迄心得違ひありとも、過ぎ去りし事は、打捨て、舊惡は思はぬなり、斯改て沙汰に及ぶ上は、今よりして、各心得の善惡、屹度相糺し、忠孝貞節は言ふに及ばず、小事たりとも、善行ある輩は速に賞し、又主意に悖り、惡き所業ある族は、忽ちに罰すべし、向後は見聞の趣、分明に吟味を遂げ、嚴重の沙汰に及ぶべき間、此旨篤と相心得申べく、前件之趣意、必忘失致さざる様心を用ゐ、吳々艱苦を忍び、精勤致し、吳候様依頼に及ぶ也。

明治元年戊辰十一月。

制令。

- 一 士道の節義を堅く守り、諸事謹慎にして、忠勇を抽づべき事。
- 一 敬信の道を失ひ、有司を輕侮して、其指揮に背き、或は徒黨の處置、一切あるべからず、且、私曲を以て、其筋を外にし、内訌に及ぶ間敷事。
- 一 衣服は、平常粗服を用ゐ、質素節儉第一にして、無益なる他産の品、決して相求め、著用致すべからず、婦女の髮飾、櫛、簪、簪等も、同斷粗末之品、相用ゐ、諸事美麗の裝ひ、堅く致す間敷事。
- 一 饗應は一切停止、年始、其餘、廉立候節は、冷酒取着にて相濟すべく、尤、人情差置がたき實意より、粗末の酒食等、取扱候儀は、苦からず候へども、質略専務として、遊宴は勿論、取構ひの儀、決して致すべからざる事。
- 一 吉凶に付、取遣之儀は、總て御定之樽着代、品物料にて相濟し申べく、其餘、賄賂は、勿論、超過之品、取遣、堅く停止之事。
- 一 家作は、専ら簡便を考へ、手狭にして、造立の圖面、其筋へ申出、差圖を受べく、猶平常破損に及ばざる様、修補致すべし、總て奢侈、物好之儀、致す間敷事。
- 一 葬式は、謹慎を主とし、各分限に應じ、棺槨等に心を用ゐ、旗提燈は、御定之通、其餘、外飾の儀は、總て省略致すべし、靈祭は、恭敬を本として、諸事自ら主り、靈魂

在すが如く、誠心を盡し祭るべく、徒に失費すべからざる事。

一 養子は、氏族、或は山緒の者を先として、専ら人材を選ぶべし。三度離縁に及び候へば、養父、養子とも、其後再縁相成らず。尤致仕願出又は、病氣危篤に及候節は、其趣により、御憐愍の御沙汰向もこれあるべく、養子は、十ヶ年相立候後は、養子に罷越候ても不苦候。養子嫁娶とも、私慾の處置有べからず。總て、他所縁組停止、尤止ことを得ざる次第。これあらば、願出苦からず、併後年如何様の儀ありとも、實家へ差戻すべからざる事。

一 他處人、御城内は勿論、御廓内へ、差圖の外、入べからず。總て御領内へ、願ひなく私に留置間敷、從僕召抱候節は、能々身元糺すべし。并不審なるもの、一切取入申聞敷事。

一 火用心、日夜怠るべからず。并博奕等、堅く停止の事。

右條件嚴重に相守らるべく候。若違背の輩これあるに於ては、刑典に行はるべく候。此旨相心得、支配下、并陪臣に至る迄、洩ざる様堅く申示さるべく候。以上、法制。

十一月。

輔政。

裁議。

定 令。

一 諸士始末々迄、正服、常服、雜服、御定被仰付候。常服は、中小姓以上、紋付割羽織、小袴、徒士以下、同斷、踏込。先手組以下、同斷、四布袴着用可致。雜服は、右常服之内、相略し着用致候事にて、御定は無之候。且亦踏込、四布袴へ、替り紐付候義、并手明以下、割羽織へ紋一處之外付候義、不相成候事。

但、小袴、替り紐之義は、白に可限、且亦、小袴踏込、四布袴共、腰板形不相成、并四布袴は、總て形付無用之事。

一 中小性以上之常主は、亡父表向拜領之御服、着用願出不苦候。尤拜領之當人存在中は、願出不相成、四ツ目結、并桁之内、稻穂之丸、御紋付之木綿御衣類、丸一之御紋服、其外總て御内々拜領之御衣服、并御紋付之御品物は、拜領之當人限り、子孫へ讓用ゐ候義不相成。尤御品物は、子孫勤功を以、先代拜領之御品物、相用候様仰付らるべし。都て嗣子、并徒士以下は、自分拜領之外は、御紋付之もの相用ゐ申聞敷事。

一 六十歳以上は、勿論、其以下にて、病氣にて二十ヶ月引籠候者又は、病身等に、軍務難相成ものは、致仕可致候。總て嗣子他出中にて、家督願出不苦候事。

一十四歳以下之者は、勤仕不被仰付。十五歳に相成候へば、元服可致。其後知行取百石以上は、三十六ヶ月、九十石以下は、二十四ヶ月、入塾可致。修行候事。

一知行取以上嗣子、十五歳に相成候へば、御目見願出可申。其後、御軍役願出不苦。馬廻格以下、留守居組以上之嗣子は、十五歳に相成候へば、御軍役願出不苦候事。

一諸士始未々迄、勤務并文武修行之暇には、土着之心得を以、内外之稼穡専らに營み、家事取調へ、仕路に不覺悟無之様、精々心掛可申候事。總て音曲は、毎月五日、廿一日之外は、不相成并晝夜とも、被りものにて面體を隠し、往來致間敷候。若違背之者有之は、番人共相糺可申事。

一諸士始未々迄、年頭祝儀として、御連枝格始、参考以上へ、可被致廻勤候事。

一陪臣之者、諸事長臣は、手明に準し、若黨は、留守居組に準し、一刀之者は、小人に可準。尤年寄以上之妾は、徒士之婦女に準し、總て召仕之婦人は、先手組以下之婦女に可準事。

一自分紋付提燈、御印定。

中小性以上、
黒斜
二本筋。

徒士同格、
朱斜
二本筋。

手明以下、
薄黒斜
二本筋。

一葬送之節、格々御定。

年寄以上、
柘印
持旗壹本。

大番頭、
白張、
柘印、
揚提燈四張。

寄合以下、中小性以上、
白張、
柘印、
持旗壹本。

徒士以下、門番格以上、
白張、
柘印、
揚提燈二張。

先手組以下、
白張、
柘印、
揚提燈一張。

白張、
柘印、
小旗壹枚。

手提燈一張。

右之條々、今度御改被仰出候間、彌堅く可被相守候。若御制法に背くもの於有之

は、屹度御罰可被仰付候間、此旨承知致、支配下へも嚴敷可被申付候、猶銘々家族召仕之ものに至迄、心得違無之様精々相示可被申候以上、大監察。吉

十二月、養老館、學寮ノ制ヲ改メ、學生ハ、本學、儒學ヲ兼脩シ、傍ラ兵學ヲ習ハシム。教育編ニ詳悉ス。是月、藩士、湯子臣、其先、子正ガ、茲矩公ヨリ賜與セラレシ甲冑、旗幟ヲ侯ニ獻ズ。侯、其志ヲ好ミシ、金圓ヲ與ヘテ之ヲ賞シ、其獻品ハ、總テ元武社ニ納メテ、永世保存セシム。

湯子臣先祖、空之允子正儀は、御山緒有之、御續柄に付、茲矩公より拜領品、左之通、

茲矩公御筆御扇子、

一領。

御召之御具足、

丸一御指物、半御幟、

黒丸御印付、半御幟、

右之品々、家寶として、是迄大切に持傳候處、當今之時世に付、往々子孫に至リ、鹿未相成候ては奉恐入候間、不苦候はゞ、何卒献上仕度、内存申出候處、神妙之儀に付、御引受被仰付依ては、御内々金三百兩被下置。右御具足は、喜時兩神社へ御奉

湯子臣所傳元
武公ノ甲冑旗
幟ヲ侯ニ獻ス

納被仰付、茲矩公御神體に被爲成、往年御祭典被仰付候事、龜井記、

明治二年、正月、東京外櫻田、舊西尾隱岐守ノ邸ヲ賜ヒテ、藩邸ト爲ス。是ヨリ先、慶應三年十月廿八日、幕府、江戸外櫻田新橋ノ藩邸ヲ返還セシメ、換フルニ、赤坂今井谷、堀内藏頭邸ヲ以テス。今之ヲ返還ス。舊新橋祖、茲矩公、慶長中在府シテ八官町ニ寓居セラル。嘗テ、本多佐渡守ト親善ナリキ。時ニ、佐渡守ハ、郭内ニ住居セシユエ、屢々往來シテ、夜話ニ時ヲ移スコト多カリケレバ、佐渡守、其不便ヲ慮リ、茲矩公ノ爲ニ請ヒテ、徳川氏ノ與フル所ナリキト云フ。

二月十三日、侯、上京ノ途ニ就キ、同二十日、京都藩邸ニ著ス。是日、御東幸供奉ノ命ヲ拜ス。同二十二日、出雲大社、古典查覈ヲ了シ、復命ス。略、

同二十八日、曩ニ朝命ヲ奉ジテ出ス所ノ藩兵、歸休ノ命アリ。

今般徴兵更に取立相成候處、東北平定に付、更に御一定之上、御詮議振も被爲在候間、一先歸休候様、被仰付候事、行政官、

同三十日、國産ノ精製葛粉ヲ獻上ス。是月、東京木挽町二丁目、舊板

倉伊賀邸地ヲ賜ヒテ、私邸ト爲ス。略又、養老館漢學教師、山口弘ニ命ジテ、釋奠式ヲ改定ス、後三年二月、神祭式ニ改ム。教育編ニ詳悉ス。三月三日、伊勢神宮御拜新式檢閲ノ爲メ、御東幸ニ先チ、出發スヘキノ命アリ。同五日、京都ヲ發シ、伊勢、熱田兩神宮ニテ、職務ノ事ニ奉仕シ、同二十八日、東京著、木挽町ノ邸ニ入ル。勸王編 是ヨリ先藩地ニ於テハ、侯ノ命ヲ奉ケテ、同二十五日、楠公神靈ヲ養老館内ニ鎮祭シ、文武ノ守護神トシテ奉齋セリ。一昨年五月二十五日、元武神靈ニ合セ祭リシハ、一時ノ事ナリシニヨリ、今回ハ、永ク神靈ヲ鎮祭セシナリ。是ヨリ先、本館内ヘ武術各流派ノ祖神ヲ鎮祭セシカノ内議、教員中ニ主張セシ者モアリシガ其ハ煩累ニ堪ヘザル事ナルヲ以テ、其議ヲ斥ケ、當時八阪社境内ニ祀ラレシ大國主神ハ一ニ八千矛神トモ稱ヘテ眞ニ武道ノ祖神ト仰グベキ神ナルヲ以テ本館内ニ遷座アリシガ今又楠公ヲ鎮祭シテ士民ニ勤

王ノ志ヲ養フベキ指針トナセリ。四月十四日、武藏國、氷川神社ノ奉幣使ニ奉仕ス。五月五日、當官ヲ以テ、教導局御用掛兼務ヲ拜命ス。同十五日、従前ノ職務ヲ免ゼラレ、麩香間祇候、國事御諮詢在セララル、ニ付、隔日參朝スベキノ勅旨ヲ拜ス。同二十一日、勅問ニ奉答シ、皇道復興ノ議ヲ上ル。以數項勸王編參照同二十九日、菊章ノ御短刀一口ヲ賜フ。六月二日、從四位上ニ敘セラル。同八日、拜謁。是時、御太刀、帛ヲ賜フ。同十日、中啓二枝ヲ賜フ。同二十三日、版籍奉還ノ大令下ル。

今般、版籍奉還之義、列藩及建言候に付、深く時勢を被爲察、廣く公議を被爲探政、令歸一の思食を以て、言上之通被聞食候、依之、於其藩も、封土版籍、返上被仰付候事、行政官、乙七、

同二十四日、命ヲ奉ジ、上書シテ版籍ヲ奉還ス。勸王編參照

版籍奉還可仕旨、謹て奉畏候。勿論、寸土一民も王土王民に御座候考を以、兼て返上之義不奉申上候へ共、素より命のまゝ、是遵奉候赤心に御座候、此段御請旁奉

申上候。謹言。

是日。津和野藩知事ニ任ズ。同二十七日、有名無實ノ官ヲ廢シ、名實相副ハシコトヲ希ヒ、左近衛權中將、隱岐守ヲ辭ス。

今般、職制御下問に付ては、一應御答申上候通、何の所存無御座候、仍ては、無實の官御廢止に相成、名實相適候様被仰出度候間、茲監是迄拜任罷在候左近衛權中將、隱岐守、謹て返上仕度、此段可然執奏可給候也。略。

七月三日。參朝辭見、將ニ任地ニ就カントス。天盃ヲ賜ヒ、別ニ直垂一領、鞍鐙ヲ賜フ。略。二十日、上程、八月十五日、藩地ニ入ル。吉、尋テ、版籍奏還ニ就キ、朝旨ノ在ル所ヲ、藩内ニ告諭シ、將來ノ方向ヲ示シ、又、法令、制令ヲ定メ、家政改革ノ旨趣等ヲ懇諭スルコト、左ノ如クナリキ。

先般、於東京、追々衆議被爲。聞食、府藩縣三治之制度、海内統一之御旨趣を以、封土版籍、奉還被仰出、改て津和野藩知事に被任候に付、御請奉申上候、依ては、向後各に於ても、其分を守り、可致勉勵候、猶當家へ、從來勤仕勤勞有之、殊に多年預補

法令制令ヲ改定シ、家政改革ノ旨趣ヲ告諭ス

助候段、深く満足之至に候、於情實は、諸事は迄之通思ふ事なれば、爾後益致親厚度存念に候間、孰れもに於ても、此上致精勤、吳候様厚く頼み思ふなり。此度藩制御變革之次第、實に不容易重大之事件、不學不徳の及ぶ所にあらず、辭職をも可相願哉と存候へ共、嗣子も未幼年之事故、及ばずながら、御請は奉申上候へ共、實に當惑痛心之至、此上、衆人之助力、只管依頼に及び候、尙又、當家之祿を始、藩中の格祿をも、御轉法被仰出候に付、取調追々可申達候へ共、素より時運之然らしむる所より、斯御變換被爲在候義に付、銘々厚く奉戴し、不顧艱苦、致勉強候様祈望する所也。

八月。甲第十六號、

法令。

- 一天朝の御法制を謹み守り、且家法に従ふべき事。
- 一尊神の道を盡し、邪教を堅く禁ずべき事。
- 一孝悌忠信を行ひ、人心一和し、各其分を盡すべき事。
- 一有職の輩は、其任を守り、私を離れ、大義に基き、公道を行ふべき事。
- 一文武の道を勵み、常變の適用を専ら心掛、研究致すべく、兼々武具を備へ、不虞

の覺悟有べき事。

右件々、堅く守るべし。若違犯の輩は、罪科たるべき者也。

制令。

- 一 士道を守り、忠孝は言に及ばず、親族傍輩に至る迄誠心を以て交り、忠苦を相救ひ、和睦し、互に切磋節義を立て、謹篤にして、忠勇を抽づべき事。
 - 一 敬慎の道を失ひ、有司を輕侮して、其指揮を違背し、或は徒黨の所業有べからず、且邪曲の處置、堅く制禁の事。
 - 一 職務の者は、廉直を專として、其職掌を盡し、諸事嚴重に勉勵すべき事。
 - 一 衣食は、其身の分際を省み、華美を好まず、質素節儉第一とすべし、總て驕奢放逸の所行有べからざる事。
 - 一 養嗣子は、氏族、或は山緒を先とし、専ら人材を選ひべき事。
 - 一 外交は、敬信を重とし、非禮致すまじく、且他所人、狼に留置べからず、疑しき品物、取入申すまじき事。
 - 一 火用心、日夜怠るべからず、博奕等停止の事。
- 右條件、嚴重に相守べし。若違背の族有之に於ては、刑典に處せらるべき者也。

家政閣 甲三十二號ろ。

家政改革主意。

今般政道法制を改正するは、皇國統一の御旨趣を以、封土版籍奉還仰出され、更に家祿を下し賜り、華族に仰付られ候。仍ては、當家の規則等相違し、分限減少に相成候へば、荏再と打過ぎがたき折柄、方今運轉の形勢に付ては、漸々人情遷移し、おのづから世路穩ならず、さささき如何成行べきや計難く、且用度は追日多端に相成、出納の方向相立ず。此儘にては、行先保家成がたく、就ては當家復興の創業と思ひ、従前の法則を廢止し、時勢を檢校し、家計を考量し、後來を熟察して、家格を低小に定め、庶事簡易質朴に取渡り、室家安寧に維持致し、度思存に候條、各是迄繁用の中、格別に精勤の段は、深く満足せしむるの所、前件やむを得ざるの旨趣、能々勘考致し、艱苦相凌ぎ、内計取續、此上勉勵致し、吳候様、只管依頼に及び候。爾後、益人心一和戮力し、當家堅剛に永續せん事を希望する也。甲三十二號い、

齊家旨趣。

朝命を以て、封土版籍を奉還し、更に家祿を賜り、華族と定めらるゝに由り、今度、政體職制を改更し、物事簡素實備を主として、當家保全を欲する也。

政體

- 一家治の基本を立て、制度規律を定むるは、時勢の運轉を洞察し、家祿の分際を量爲し、家室の永康を要す、其條件左の如し。
- 一 庶事公平を旨とし、條理の至當を以て斷決す可し。
- 一 上下心を一にし、勉強して恩義に報ゆ可し。
- 一 舊來の陋習を截ち、正路を踏み、活計を營む可し。
- 一 德行英才を求め、政源を確立す可し。
- 此五條を專務として、萬緒を行ふ可し。
- 一 庶務の煩きを省き、職名、人員を減し、簡易に法を立るは、節用正名、實行を求る所以なり。
- 一 貴賤を論ぜず、才徳を選び、其器に當るを以て職務を命ずるは、賢を貴び、彘を隆興する所以なり。
- 一 職等を立るは、其職掌の重きを識らしめ、輕侮せしめざる所以なり。
- 一 三等職以上を、上等の職とし、四等職以下、七等職以上を、中等の職とし、八等職、九等職を、下等の職とし、等外職を、附屬の職と定むるなり。

再ヒ耶蘇教徒
ヲノ保管ヲ命ゼ
ラル

- 一 諸職多務、人少の時は、暫く助務を置き、其職を補助せしむるなり。
 - 一 有職の輩、賄賂を禁し、私の志願を受ること勿れ、猥に雜話す可らず。
 - 一 制度を簡にするは、其法守り易く、犯すこと無らしめ、且禁令嚴重に行はる可き爲なり。
 - 一 質素節儉を示すは、尋常冗費を省き、實用を厚くせしむる爲なり。
 - 一 各自家を治むるは、萬事質朴簡便を主として、勤務文武研究の餘力には、稼穡を營み、平常武備に心を用ひ、忠誠を抽て、庶務を全す可し。
 - 一 私に政事の是非を語ること勿れ、公議あらは、建言すべし。 甲三十三號は、
- 十一月、肥前國浦上村、其他ノ郷村所在、耶蘇教徒百三十人ヲ、保管教導スベキノ命アリ。昨年閏四月、御依托保管ノ徒ト、併セテ之ヲ教導ス。 略。
- 是年、侯、私有ノ金六百兩ヲ、藩廳ニ納レテ、管内ノ窮民ヲ賑恤ス。略。
- 明治三年、二月十四日、飢民救助心得書ヲ、管内ニ頒布シ、吏員ヲシテ、賑恤ニ盡力セシム。去年秋、禾穀登ラズ、凶荒ノ民、草根木皮ヲ採

食シ、爲ニ腸胃ヲ傷ヒ、死亡ニ陷ル者多シ。由テ醫ヲ管内各所ニ派遣シテ、施療セシメ、藥價ハ、公費ヲ以テ支辨シ、尋テ、米鹽及ヒ錢ヲ與ヘテ、救急ニカメシム。略。

三月二十八日。甘薯ノ培養法ヲ管内ニ頒付シ、普ク不毛ノ地ニ栽培セシメ、救荒ノ一助ト爲ス。又、櫛ノ培養ヲ勸奨ス。略。附録參照。

四月十五日。管内ノ行政區ヲ改正シ、分ケテ五組ト爲シ、政令疏通ノ便ヲ計ル。又同時ニ、藩政改革ノ旨趣ヲ草シテ、吏員ヲ督勵ス。

管内行政區畫
改定

管内の行政區畫を改正し、分て五組と爲す。管内ノ所、石見國、鹿足、美濃、那賀、色智、四賀郡、來屋村、斐州境ニ接シ。西ハ、美濃郡、桂ケ平村、長州境ニ接ス。南北八里、南ハ、鹿足郡、那賀郡、防州境ニ接シ、北ハ、美濃郡、下種村、濱田縣境、其濱田ニ界スル所、犬牙錯雜スルモ多シ。

按するに、往昔は、東西十五組に分てるを、後ちには十七組を置けり、吉賀、上領、下領、城廻、木部、黒谷、高津、横田、大屋形、青原、枕瀬、北仙道、井野村、長安、宇津川、波佐、久佐、日貫、是なり、後ち宇津川を廢し、尋て、大屋形、波佐を廢して十四組と爲す。天保九年、十二月、吉賀の上領、下領を合せ、城廻、木部、枕瀬を併せ、高津に北仙道を併せ、長

安に井野村を併せ、久佐に日貫を併せて八組とし、文久二年九月、高津に黒谷を併せ、北仙道ヲ横田ニ附す。七組とし、明治元年八月、青原を城廻に、横田を高津に、長安を久佐に併せ、四組とす。是に至り、長安を復し、定めて五組とせり。抑組とは、二三十村、或は、數十村を聯合せし稱呼にして、毎組麻舎を置き、吏を派して其部内の庶務、租稅等の事を管掌せしむ。麻舎、往時代官所と稱し、今之を出張所と稱す。八村、下領、十領、三十六村を管す。次、城廻組、城廻、廿六村、木部、十三村。七十八村を管す。次、高津組、高津、廿一村、黒谷、十二村。五十九村を管す。次、久佐組、久佐、十七村。二十七村を管す。次、長安組、長安、十九村。二十村を管せり。略。

藩制改革之旨趣

- 一 藩政は、眞之府縣と相心得、藩情を離れ、可致處置事。
- 一 藩治之功は、支配地之人民を、何程平穩に治め候共、夫而已にては、眞之朝廷御趣意に全協ひ候義には、至る間敷、府縣一治之政體相立、府縣之年貢に相當る廉を以、海軍資之外に、朝貢之道を相立、是非藩廳より、上納物致さずしては、奉職之成功難相成事。
- 一 御趣意遵奉、勤王之道相立候には、子より辰迄、五ヶ年平均之收納高之内、千分

藩政改革旨趣

之九十を海軍資並朝貢として上納と相定除置、千分之九百十之内、十八を陸軍資とし、百を知事之家祿とし、其餘、千分の七百九十二を以、公廩之法を立、藩内を始、士卒之祿に至、迄萬端相濟、法則可相立事。

一 藩政廳を支配之内、可然場所へ移し、諸事格別に簡易にして、近傍に職務之者而已、致住居候へは、實行相立、費用を省き、且ちのづから雜事耳に觸るゝ事少く、煩念を去り、萬事施し易く、公平之處置可相成事。

一 藩士卒へ、在住を勸め、一ヶ處に群集不致、様相成候へは、銘々失費相減し、且煩事無之、此上萬一減祿に相成候共、取渡致し能く、猶場所に因り、自然人心も延び、先きくは人材も出來候様可相成事。

一 諸事、公平簡易を專務として、此上、成丈官員を減じ、眞之府縣同様にして、實地而已を取り、嚴重之轉法專要之事。

一 租税を薄くするは、至て宜事には候へ共、朝廷より、改て年貢取方減少之御沙汰無之、然るに、公廩立兼候よりして、不得止、藩士卒之給祿をも相減候折柄、收納を緩め候ては、公廩差支之旨趣不相立、其上、農民へ而已、從前より甘き仕様之仕向に相當り、公平に無之、全偏頗之處置に可相成、依ては、從前之租税に、

多分之増減無之、昨年相届候子より、辰迄、五ヶ年平均之收納高に基き、成丈簡易之法則可相立事。

一 藩士卒之祿は、度々及減少候事に付、何卒、此上相減候義無之様、精々配意、取調可申候、尤公廩之積差支、法則立兼候へは、不得止候へ共、能々吟味之上、爾後給祿に動き無之様、目途相立、實地無餘義、庶を以、取計可申、實に、數度動き候ては、銘々内計之道も難相立、自然疑惑を生じ、人心之動搖にも可立至事。

一 農商へ、從前遣來候金穀、實地を以、可致省略事。

一 支配地内、開作方に力を盡し、漸々米穀雜穀相増候様、精々可致配意事。

一 藩人始、農商等、總て産業を重として、物産増加を、各専ら心掛候様、可及處置事、一 藩職勤務之者は、總て大體に心を盡し、小事を捨、萬端熟考して、條理を踏、藩政之基礎を相立、他之諸説に不惑、誠心を以、實地公平に可行事。

一 一層憤發、屹と藩政改革、諸藩に勝る法度相立可申、右様に無之ては、約る所、當藩を維持難相成、實に方今變革之機會、精々勘考、判然之處置專要之事。

一 當藩之知事職、府縣之知事同様之心得を以、藩治に、諸事公私不致混同様、藩治と、家治斷然分別相立、可及處置、尤從來之情實を意中に相存し、當家住處内に

ての進退は、別段之事。

一當家之所作、萬端低小を專とし、住處も可然場所へ相轉、諸事格別に致備略度所存に有之事。

一當家永續を宗とし、追々家臣をも取立諸事不朽之家法相立度、所存に有之事。一昨年以來、諸事改革、藩政之次第並に藩中支配地、人心之模様等言上、猶此上、藩治之處置伺且方今朝議之御次第相窺、尙又、今般昇進之御禮旁、當冬來春之内、東京へ參上、親く御模様相伺度所存に有之候事。

右は、今度改革に付、急務之大本、所存不包相記候。尤、其内至急に難取計事件も可有之候へ共、何分にも憤發、一心確定、精力を盡し、前件之次第に不立至しては、永く當藩を治候事難相成と存候、此段篤と熟考、決心專要候也。 甲第三十
五號ノよ、

六月十八日、曩ニ中絶セシ、往時ノ夫役講ヲ再興シテ、農事ヲ勸奨ス。

民事局より、五組出張所へ達、

夫役講と唱る勸農の主法は、文化十年癸酉、在中へ沙汰有之、専ら被相行、文政六

夫役講ヲ再興ス

年癸未迄、年々、組々より夫役届も致來候處、其後及退轉、即今取行候村方も無之趣、嘆ヶ敷事に候。右は、勸農の事に於て、至て宜き手段に付ては、何卒、文化年間御主意引興し、夫役講取立度候處、主法書、近年の火災に罹り、詳細の儀、相分り兼候趣に候へとも、幸ひ横田庄屋、澄川兵次郎、原村勤務中、先年の夫役講に倣ひ、勸農講を取立、其村内に相行候處、他に指目せらるゝ程に、諸仕役行届候趣に付、此度、兵次郎へ申達、右取立の勸農主法書、爲差出、謄寫を以、別紙相廻候間、庄屋、下役人共熟覽致し、村々に於て、勸農の手段取立、一統互に勵合、随分出精、諸仕役行届候様、念入世話方可致候。尤主法書は、兵次郎意匠に出るものなれば、猶遺漏と、存付の靡有之候は、申出べく、且、文化年間、下渡の主法、庄屋共所持のもの有之候は、差出候様可被取計候。實に勸農の儀は、民間第一の事に候處、是迄數十年、中絶の段、如何にも嘆息の次第に付、自今、屹度主法相行れ、窮民成立の一端に相成候様、無油斷致示可有之候也。 略、

八月十日、是ヨリ先、兵部省、令シテ東京市中取締ヲ、津和野藩ニ命ズ。是日、罷メテ、吳服橋門警衛ヲ命ジ、十五日、馬場先門警衛ニ轉ジ、明年六月十九日罷ム。 略、

同月十七日、懸賞シテ、田畑ノ害獸、猪鹿ヲ獲殺セシム。

近年、在中、猪鹿相殖え、作物取荒し、下方に於て、晝夜防禦に懈らずと雖ども、兎角損害甚しく、一統難澁迷惑致し候趣、不便の至に付、今般評議の上、向後打斃す猪鹿一頭に付、米三斗宛取らせ候間、何れも精神工夫を凝し、相競ひて獲殺可致、猪鹿相減するに於ては、諸作物出来立宜く、隨て渡世致し易く相成候間、各自申合、盡力可致候、依ては、庄屋、下役人共、立入世話致し、成丈多分獵殺候様、精々心遣、肝要に候間、此段屹度可相心得候事。

但、猪鹿獲殺の證據として、各其尾を剪取、可差出候事。略、

九月十三日、侯、正四位ニ敘ス。同十五日、藩制中ノ疑義ヲ稟候ス。當時

藩政事務上ノ文書ハ、多端ニシテ枚舉ニ違アラズ。而シテ、廢藩ノ際、其主ナルモノハ、濱田縣ニ引續キ、其他、當時一時限リノモノハ、之ヲ燒弃セシ山ニテ、今ニ傳フル者鮮シ。偶此文書ヲ得ツレバ、拾收シテ一斑ヲ示ス。

藩制御達書之内、奉窺候件々。

一石高は、草高を不稱、物成を以可稱事。

但五ヶ年平均の高を以稱候儀に御座候哉、兵員之儀萬石に付、六十人、一小

隊之御規則に候處、以來、現石高に配當仕り、備置可然儀に御座候哉。

(指令)伺之通。去甲子年より、戊辰年迄、五ヶ年平均高を以可稱、兵員は、御布令之

通候事。

一大參事に任候其人無御座候節は、權官にて差置可然御座候哉。

(指令)伺之通。

一海軍資は、來未より納候心得にて宜御座候哉。

但、納米、石八兩之積を以相納可然御座候哉、將亦、軍資金は、被差止候儀と奉

存候事。

(指令)御布令之通。

一陸軍資は、常變共、兵隊諸入費へ供し可然御座候哉。

(指令)伺之通。

一一時之賞、並、流以下の云々、來未より收録仕、差出候儀に御座候哉。

(指令)伺之通。

一正權大參事之内、一人在京、半年之交代之御規則に被仰出、甚以恐入候へ共、遠

隔之地に御座候へは、藩之都合に寄、又半年詰越候て、不苦儀に御座候哉。

(指令)御規則之通、可相心得候事。

一其事務の大小により、参事、或は屬等と御座候、参事は、即ち大小共参事にて、小参事も在京仕候儀に御座候哉、是等、藩之適宜に従ひ宜御座候哉。

(指令)小参事、必在京に不及、藩之便宜に候事。

一知事朝集は、来る未よりの御規則に相成候哉。

(指令)追て可被仰出候事。

右件々、爲念乍恐奉親候以上、

庚午九月十五日。

小柴津和野藩權大参事。

辨官御中。

以別紙奉親候。

一小参事。

但、参判藩内之小事、且會計軍事、學校等之一課を分掌仕可然儀と奉存候。

(指令)伺之趣、其一二課を分掌、参判すへき事。

右、先達て於集議院、議員一同相伺候箇條には御座候へ共、尙又爲念奉伺候以上、

庚午九月十五日。

小柴津和野藩權大参事。

辨官御中。

丙第四十七號、

士卒、藩制内、隨
往復

十一月、津和野藩、士卒ノ祿制ヲ一定セントシテ、参事等、意見ヲ知事ニ開申ス。侯、倉卒輕舉ニ失センコトヲ悞レ、衆議ニ付シテ、折衷スル所アラント欲シ、参事等ノ再考ヲ徵ス。参事等、前議ヲ主張シテ、其責ニ任ゼンコトヲ言フ。侯、固ク執テ聽カズ。復タ書ヲ致シテ、参事等ガ反省熟議ヲ徵セラル。

藩中之祿制一條に付、昨廿日、藩廳にて談判之旨趣、申越候件々は、具に致承知種々及熟考候所、一藩へ下問之義、甚六ヶ敷、其情實、委細に申遞候由、其趣意は、夫々不致承知、仍ては、無餘義次第も可有之候へ共、元來、尋常之事件は、参事以上、議事にて相決候所、重大之事件、殊に於我等は、相轉候事は、飽迄も不好、此儘にして差置、御摸様相伺、後來之機會を以、及處置候方可然存念に候へば、書付を以、申聞候所、再應、時と勢とを以の存意申出於趣意は、不法之義にては無之、併、知事職掌にて相考候へは、前條之通故、容易に難承届、就ては、廣く衆議之上と申聞置候事故、有職一統之議事に及び候は、夫丈、我等之旨趣相響き候譯故、宜敷候へ共、夫而

己にては、全體一藩之身上に關係之重事件にて、人心之動搖にも立至可申義、其上、藩祿平均之儀は、素より被仰出候事に無之、又、公廩差支にて、其内へ差加へ候義にも無之候所、今度、有職之者へ、無餘義筋も可有之候へ共、兼て適宜と被仰出候職祿を、藩廳之決斷を以、致増加候に付ては、減祿之義、一藩之人心へは、猶更相障候事故、有職一統之議事、決定と申ても、一藩之心服と申事には、難至、就ては一藩へ下問之外無之、夫を致懸念は、底意に、致均祿度所存よりの事と被存候、元來人心を取治、朝恩を厚く奉戴致させ候こと、專務に候へば、虛心にして、衆人之僉議一定を採用すれば、即人心歸向する譯故、其所を以可及斷決存念に候へば、聊懸念無之、猶又、多人數之事に付、區々の存念有之、約兼可申との氣遣も可有之哉に候へ共、此義は、如何共取計方可有之、藩中之祿平均之事は、斯迄參事之所にて、條理分別決心之事に候へば、衆人より如何様之義申出候共、懸念は有之間敷候、何分斯る重大之事件は、於 朝廷も、既に昨年、封土版籍奉還被仰出之以前に、諸藩へ御下問之上、御決定に相成候事に候へば、夫を有職丈之議事にて、相決候ては、甚輕々敷處置にも相當、其上、度々減祿致し候上之事に候へば、猶更之義、達て一藩へ及下問不申ては、不可然と存候、猶篤と承り候上、一心確定可致候事。

藩吏よりの答申。

過日、御沙汰被爲在候、一統衆議之義に付、種々申談見候へ共、是迄之御改革屢々御英斷に出候て、其末一段御下問之上、御決定相成候ては、却て弊を殘し候様相成、不可然と一決仕候、依ては、左之三ヶ條を以、右衆議に代るの策にては、如何どもに御座候哉。

- 一 官員へ、先般の御直書を以、御趣意具に申聞、可否無腹藏申出候様致し候事。
- 一 御納戸金之内、凡貳萬兩餘も、御手元より、減祿之者へ被下置候事。
- 一 當御改革に付、萬一、人心沸騰等之節は、勿論、私共身を以、第一、天朝御趣意、並知事殿御趣意と、判然及説諭、不捧御缺德様、飽迄盡力仕候事。 甲第三十五號ノ三、

備考。(士卒祿概計)

士族、貳百十九人。 定祿、十八石。 計米三千九百四十二石。
 卒、千十八人。 定給、六石五斗。 計米六千七百十八石八斗。
 合千二百三十七人。 米、壹萬六百六十石八斗。

従前

士族、祿米、四千四十四石。